

杉並区バリアフリー基本構想の改定（案）について

杉並区バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）について、「杉並区基本構想」及び令和2年に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）を踏まえ、バリアフリー基本構想の改定（案）を取りまとめましたので、報告します。

1 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、改正バリアフリー法及び移動等円滑化促進方針に基づき、区のバリアフリーの推進に係る総合的な方針を示すものとする。また、上位計画である「杉並区基本構想」「杉並区総合計画・実行計画」、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスターplan）」と、関連計画である「杉並区地域公共交通計画」等との整合・調和を図るものとする。

2 目標年次

総合計画等との整合性を図るため、令和12年度を目標年次とする。

ただし、上位計画や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じてバリアフリー基本構想を見直すこととする。

3 バリアフリー基本構想の概要等

別紙1のとおり。

4 バリアフリー基本構想改定（案）

別紙2のとおり。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年 1月 区民等の意見提出手続の実施（1月1日～2月6日）

3月 バリアフリー基本構想改定、公表

6月 都市環境委員会へ報告

杉並区バリアフリー基本構想の概要

第1章 はじめに

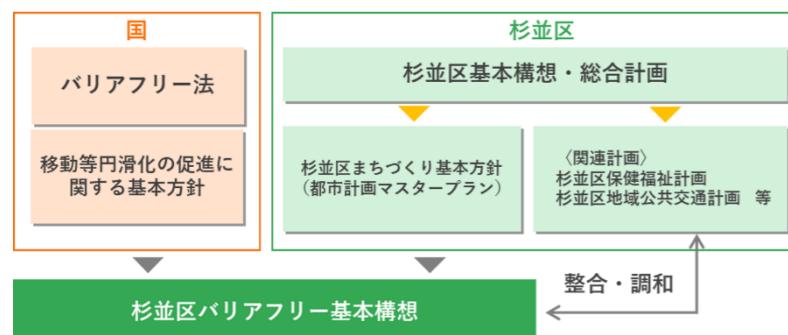
1-1. 改定の背景

- 平成18年のバリアフリー法の施行等を受け、平成25年に「杉並区バリアフリー基本構想」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進
- 平成30年、令和2年にバリアフリー法の改正がなされ、区市町村がバリアフリーに関する取組方針を定める「移動等円滑化促進方針」制度が創設

1-2. バリアフリー基本構想改定の目的

- これまでのバリアフリー基本構想を発展的に見直し、新たな「杉並区バリアフリー基本構想」を策定
- 旧バリアフリー基本構想が目標年次に達したため、これまでの「重点整備地区」の事業の評価や見直しを行うとともに、新たに「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化促進地区」を定め、区民・事業者・行政が連携し面的・一体的なバリアフリー化に取り組む

1-3. バリアフリー基本構想の位置付け



1-4. 目標年次

令和5（2023）年度
～
令和12（2030）年度
8年間

第2章 バリアフリー化の現状と課題

2-1. 社会情勢の動向

- 障害者差別解消法、交通政策基本法など、バリアフリーに関連する法令、条例、方針等の策定
- SDGs(持続可能な開発目標)の採択など、社会動向の変化

2-2. 杉並区の現況

- 令和3年度に杉並区基本構想・基本計画を新たに策定し、「みどり豊かな住まいのみやこ」を将来像に掲げ、まちづくりの取組を推進
- 上位計画である「まちづくり基本方針（都市計画マスターplan）」及び関連計画である「地域公共交通計画」等の改定・策定
- 高齢者、障害者等、バリアフリーを必要とする人は引き続き増加

2-3. 杉並区のバリアフリーの現況

- エレベーター、多機能トイレ等の整備は全ての駅で設置完了
- 区道・私道のうち幅員4m未満が約4割を占め、アクセス経路の歩行者空間の整備が必要
- 公園、建築物等の新設・改修にあわせた総合的な整備の推進が必要
- 学校教育におけるバリアフリーに関する学習を実施

2-4. 旧バリアフリー基本構想における重点整備地区の成果

- 旧バリアフリー基本構想では
方南町駅周辺地区を重点整備地区に設定

【事業の進捗状況】

89.6%

実施済・継続中69事業／全77事業

第3章 杉並区におけるバリアフリーの基本的な方針（移動等円滑化促進方針）

3-1. 基本理念 / 3-2. 基本方針

- 新たな基本理念を設定し、基本方針を見直し

3-3. 分野別の方針

- 基本方針の実現を目指して事業を推進するため、バリアフリー化の分野別方針を定める

3-4. 移動等円滑化促進地区の考え方

- 杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスターplan）の地域別方針を補完するため、「まちづくり方針」を策定している地域は、移動等円滑化促進地区の範囲をあわせて設定

【基本理念】 誰もが安心して快適に暮らし、共生するまち 杉並

【基本方針】

- 区内全域のバリアフリー化を推進します
- 教育啓発をはじめとする心のバリアフリーを推進します
- 地域の課題・特性を整理し効果的なバリアフリー化を推進します
- 多くの方が利用する駅や施設の重点的なバリアフリー化を推進します
- 段階的・継続的にバリアフリー施策の発展を図ります
- 先端技術を活用したバリアフリー化を推進します

【分野別の方針】

- (1) 公共交通 (2) 道路 (3) 特定路外駐車場 (4) 都市公園
- (5) 建築物 (6) 交通安全 (7) 教育啓発・心のバリアフリー
- (8) その他の事業〔情報伝達、外出支援、移動の選択肢の拡充など〕

第4章 重点整備地区的選定

4-1. 重点整備地区選定の考え方

- 鉄道駅を中心とした徒歩圏内の地区を対象として検討
- 地区の状況を複数の指標に基づき数値評価をし、総合的に重点整備地区を選定

4-2. 重点整備地区的評価方法 / 4-3. 重点整備地区的選定結果

- 指標に基づき区内の全19駅を点数化し、4地区を重点整備地区として設定

【指標】高齢者・乳児等人口の割合、駅別乗降者数・バス運行本数、生活関連施設数、アンケートによる満足度、各地区のまちづくりの動き

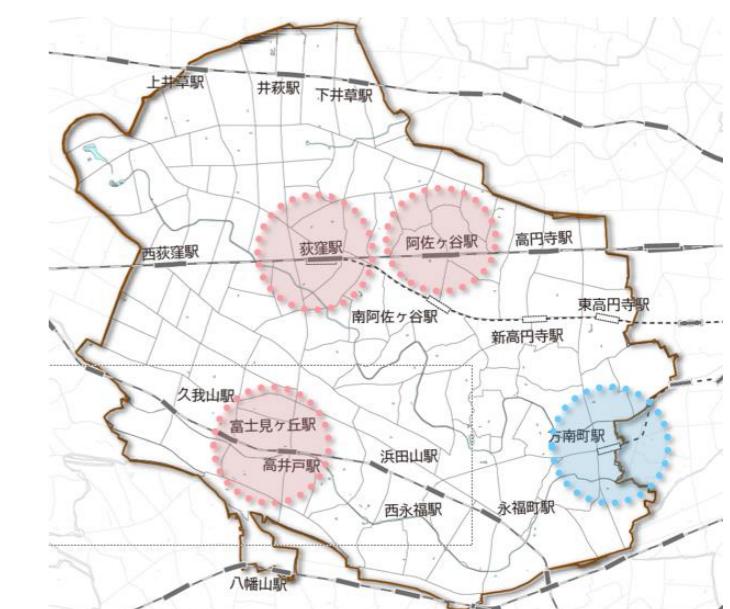
4-4. 生活関連施設・生活関連経路の考え方

【生活関連施設】官公庁施設や、高齢者・障害者等の利用が多い保健・福祉施設等の主要な施設を「生活関連施設」に設定

【生活関連経路】駅から生活関連施設や、生活関連施設間を結ぶ経路を、「生活関連経路」に設定

4-5. 特定事業の個別方針

- 特定事業は、生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するための事業
- 特定事業を定めるに当たっての方針を記載



【既存の地区を継続】

方南町駅周辺地区

【新たな地区】

荻窪駅周辺地区

阿佐ヶ谷駅周辺地区

富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区

第5章 重点整備地区における地区別バリアフリー推進計画

- 重点整備地区4地区について以下の事項を記載
 - 地区の現状と課題
 - 地区の取組方針
 - 施設・経路・区域の設定
 - 特定事業とその他の事業

第6章 バリアフリー化の実現に向けて

- (1) 特定事業計画の推進
- (2) 推進連絡会による進捗の把握
- (3) 移動等円滑化促進地区・重点整備地区における取組の推進
- (4) 課題解決に向けた先端技術の積極的な活用
- (5) 構想の評価・検証、見直し

杉並区バリアフリー 推進連絡会の活用

国・東京都・関係機関と
区民意見を踏まえた
見直し

まちづくり事業・
都市計画事業にあわせた
バリアフリー化

特定事業計画に基づく
バリアフリー化



国・東京都・関係機関と
連携して連携
整備状況の評価・検証
区民意識の醸成

凡例

- 移動等円滑化促進地区範囲
- 重点整備地区範囲
- 駅中心500m,1km
- ↔ 生活関連施設
- ↔ 特定道路
- 医療施設
- 教育・文化施設
- 官公庁
- ◆ 保健・福祉施設
- ▲ 商業施設
- ⊕ 金融機関等
- 公園・運動施設

重点整備地区における地区別バリアフリー推進計画

荻窪駅周辺地区

[地区の取組方針]

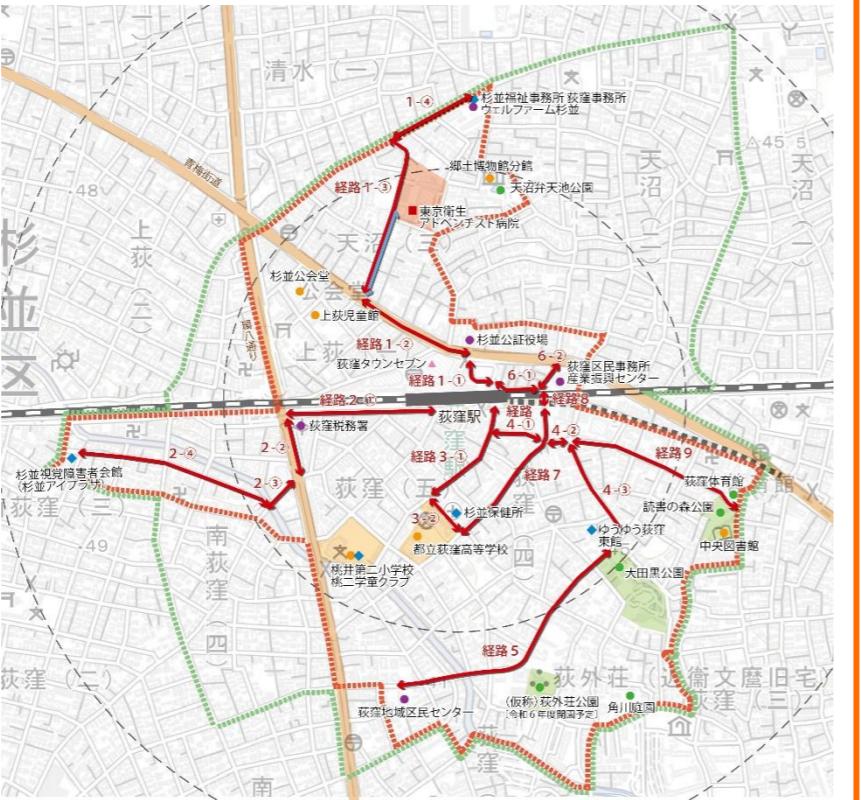
- ・荻窪駅周辺を中心とし、来街者も含め、誰もが円滑な移動が可能となるバリアフリー化
- ・駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化
- ・まちづくり計画や基盤整備などと連携し、ユニーク・バーサル・デザインのまちづくりを推進
- ・商店街を含めた歩行環境を改善

[生活関連施設]

東京衛生アドベンチスト病院、荻窪区民事務所、荻窪地区区民センター、杉並保健所、(仮称) 荻外荘公園 など 計 21 施設

[特定事業とその他の事業]

- ・JR 荻窪駅のホームドアの設置
- ・駅の触知案内板等、わかりやすい案内サインの維持更新
- ・環状 8 号線の無電柱化の整備
- ・荻窪駅のロータリーの車いす用乗降場の整備
- ・荻窪地下道のバリアフリー化の実施
- ・公園、公共施設の定期的な点検・補修
- ・道路のエスコートゾーンの設置
- など



阿佐ヶ谷駅周辺地区

[地区の取組方針]

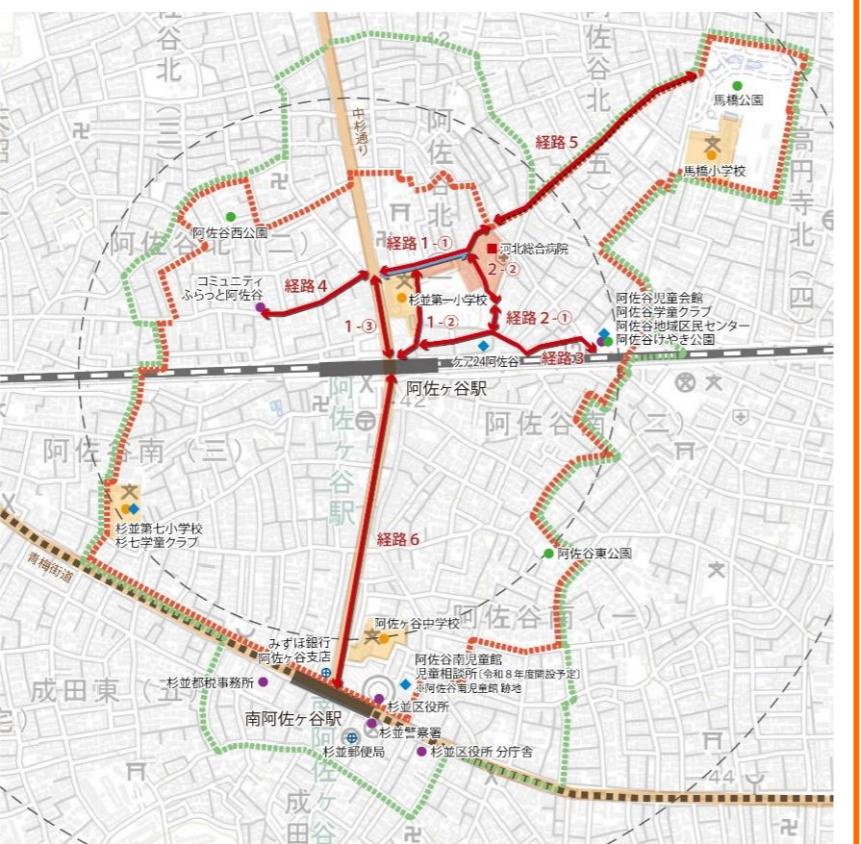
- ・土地区画整理事業とあわせた建築物のバリアフリー化、移動等円滑化を推進
- ・当事者参加の取組や新しい技術の調査研究を進める

[生活関連施設]

河北総合病院、阿佐谷地区区民センター、杉並区役所 など 計 17 施設

[特定事業とその他の事業]

- ・JR 阿佐ヶ谷駅のホームドアの設置
- ・駅の触知案内板等、わかりやすい案内サインの維持更新
- ・中杉通りの無電柱化、点字ブロックの整備
- ・区道の舗装の適切な維持管理、自転車走行空間の整備
- ・公園、公共施設の定期的な点検・補修
- など



富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区

[地区の取組方針]

- ・2つの駅を一体的な地区としてバリアフリー化を推進
- ・公園、学校の整備計画とあわせ、建築物のバリアフリー化、公園施設のバリアフリー化を推進
- ・商店街の安全な歩行者空間の確保

[生活関連施設]

高井戸区民事務所、高井戸地区区民センター、高齢者活動支援センター、高井戸公園 など 計 30 施設

[特定事業とその他の事業]

- ・駅ホームの転落防止ゴムの設置
- ・内方線付き点字ブロックの敷設検討
- ・環状 8 号線の無電柱化の整備
- ・区道の舗装の適切な維持管理
- ・富士見丘中学校の改築にあわせた主要生活道路の整備による歩道の設置
- など



方南町駅周辺地区

[地区の取組方針]

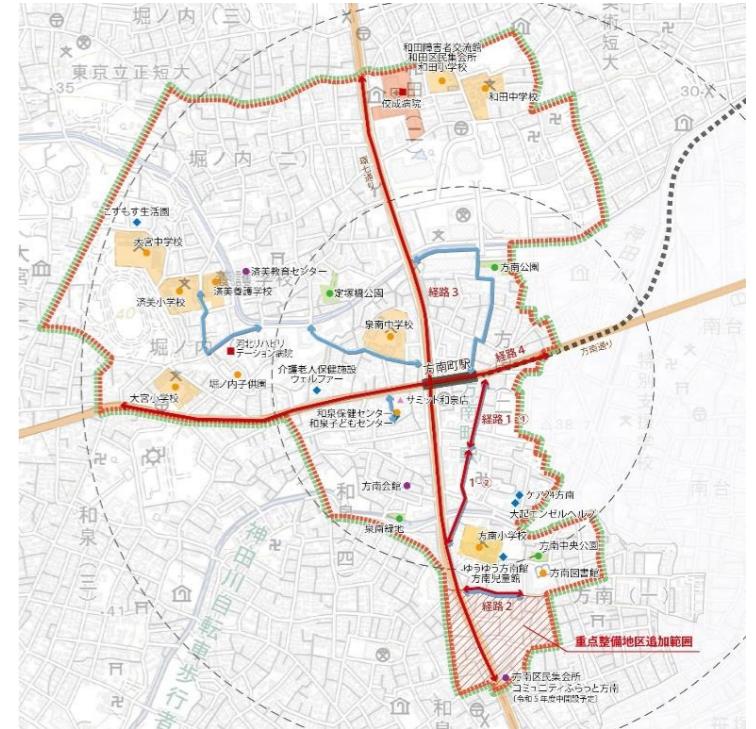
- ・駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化
- ・旧バリアフリー基本構想で未達成の事業を引き続き実施し、バリアフリー化を推進
- ・周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性を向上

[生活関連施設]

佼成病院、方南図書館、方南区民会館、方南会館、和泉保健センター など 計 21 施設

[特定事業とその他の事業]

- ・方南町駅の出口案内標識等の更新等
- ・環状 7 号線の無電柱化の実施
- ・区道の舗装の適切な維持管理
- ・公園、公共施設の定期的な点検・補修 など



重点整備地区を含む区内全域で実施する事業

- ・バス停留所の上屋やベンチの順次設置
- ・バスの車いす利用者が利用しやすい降車ボタンの設置
- ・区立小中学校における自転車ルール・マナーの啓発研修会の実施
- ・路上不正利用防止のためのパトロールの実施
- ・福祉副読本による学習の実施
- ・障害理解を深めるための区職員向けワークショップ研修会の実施
- ・心のバリアフリー協力店の普及
- など

杉並区バリアフリー基本構想 (案)

令和4年
杉 並 区



目 次

第1章 はじめに	1
1-1. 改定の背景	1
1-2. バリアフリー基本構想改定の目的	1
1-3. バリアフリー基本構想の位置付け	2
1-4. 目標年次	2
第2章 バリアフリー化の現状と課題	3
2-1. 社会情勢の動向	3
2-2. 杉並区の現況	11
2-3. 杉並区のバリアフリーの現況	17
2-4. これまでの重点整備地区における成果	22
第3章 杉並区におけるバリアフリーの基本的な方針（移動等円滑化促進方針）	25
3-1. 基本理念	25
3-2. 基本方針	26
3-3. 分野別の方針	29
3-4. 移動等円滑化促進地区の考え方	39
第4章 重点整備地区の選定	41
4-1. 重点整備地区選定の考え方	41
4-2. 重点整備地区の評価方法	42
4-3. 重点整備地区の選定結果	45
4-4. 生活関連施設・生活関連経路の考え方	46
4-5. 特定事業の個別方針	47
第5章 重点整備地区における 地区別バリアフリー推進計画（特定事業）	51
5-1. 荻窪駅周辺地区	51
5-2. 阿佐ヶ谷駅周辺地区	61
5-3. 富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区	71
5-4. 方南町駅周辺地区	83
5-5. 区内全域で実施する事業	93
第6章 バリアフリー化の実現に向けて	97
資料編	101

本文中に「*」を付している語句については、用語解説（P.119～）に説明を記載しています。

第1章 はじめに

1-1. 改定の背景

総務省統計局によると、我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は昭和25（1950）年の4.9%以降一貫して上昇が続いている、令和3（2021）年は29.1%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、令和22（2040）年には35.3%になると見込まれています。また、令和3年版障害者白書によると、障害者数の概数は身体障害者436万人、知的障害者109万4千人、精神障害者419万3千人となっています。複数の障害をあわせ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになります。

区では、誰もが暮らしやすいまちを目指し、平成12（2000）年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）に基づき、平成15（2003）年度に「杉並区交通バリアフリー基本構想」を策定し、旅客施設や道路など公共交通関連施設のバリアフリー化に取り組んできました。

平成18（2006）年に「交通バリアフリー法」と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（平成6年施行）」（ハートビル法）の両方を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が施行されたことなどを受け、平成25（2013）年に「杉並区バリアフリー基本構想」（以下「旧バリアフリー基本構想」という）を策定し、令和3（2021）年度を目標年次としてユニバーサルデザイン*の考え方に基づくまちづくりを進めてきました。

平成30（2018）年及び令和2（2020）年のバリアフリー法改正により、「移動等円滑化促進方針」制度が創設され、区市町村でも同方針の策定が努力義務となりました。また、同法の基本理念として「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が定められ、より一層の「心のバリアフリー*」の推進が求められています。

1-2. バリアフリー基本構想改定の目的

杉並区バリアフリー基本構想は、年齢や障害の有無、国籍、性別などの違いを超えて、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちを目指し、住宅都市杉並にふさわしいバリアフリー化の基本理念や基本方針、重点的にバリアフリー化を進める地区や、具体的な事業等を示すものです。

区では、旧バリアフリー基本構想が目標年次に達したことから、これまでの「重点整備地区*」の事業の評価や見直しを行うとともに、新たに「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化促進地区」を定め、区民・事業者・行政が連携し面的・一体的なバリアフリー化に取り組むことを目的として、杉並区バリアフリー基本構想を改定します。

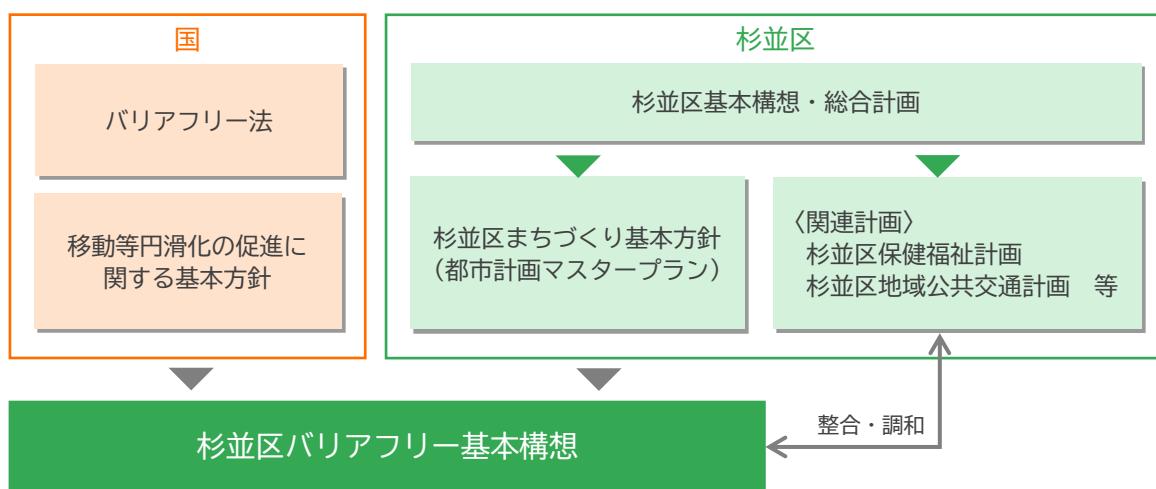
本文中に「*」を付している語句については、用語解説（P.119～）に説明を記載しています。

uni-voice

1-3. バリアフリー基本構想の位置付け

杉並区バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、区のバリアフリーの推進に係る総合的な方針を示すものです。

杉並区バリアフリー基本構想の改定に際しては、「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等の主旨を踏まえ、上位計画である「杉並区基本構想・杉並区総合計画」、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスターplan）」と、関連計画である「杉並区地域公共交通計画」や「杉並区保健福祉計画」等との整合・調和を図ります。



1-4. 目標年次

上位計画である杉並区基本構想・杉並区総合計画や杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスターplan）との整合を図り、杉並区バリアフリー基本構想の目標年次は、令和12（2030）年度とします。

第5章で取扱う特定事業（バリアフリー化に関する事業）については、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までを「前期」、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までを「中期」、令和11（2029）年度から令和12（2030）年度までを「後期」として位置付けることとします。

なお、上位計画やバリアフリーに関する社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しを行うこととします。

第2章 バリアフリー化の現状と課題

2-1. 社会情勢の動向

(1) バリアフリーに関する法令等

①バリアフリー法

高齢者、障害者等の、移動や施設利用の安全性や利便性向上を促進し、社会参加を促すことを目的に平成18（2006）年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定されました。その後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会の実現を図り、バリアフリー化を一層推進するため、平成30（2018）年、令和2（2020）年に改正されました。

平成30年・令和2年法改正の主な内容

【理念規定の明確化】

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化
- 心のバリアフリーとして、高齢者、障害者等に対する支援を明記

【公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進】

- ハード対策に加え、スロープ板の適切な操作や明るさの確保等のソフト対策のメニューを作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画を作成、取組状況を報告・公表

【地域における取組の強化】

- 区市町村がバリアフリー方針を定めるマスターplan制度を創設し、努力義務化

【その他の施策の充実】

- これまでの公共交通事業者等に加え、新たにバリアフリー基準への適合義務が課されている施設管理者に対し、バリアフリー情報の提供を努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

【市町村等による心のバリアフリーの推進】

- 心のバリアフリー、教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想の策定を推進



【移動等円滑化促進方針】

○旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が示すもの

■移動等円滑化促進方針に示す事項

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
4. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
5. 行為の届出等に関する事項
6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

【移動等円滑化促進地区】

○旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設（生活関連施設）が集まり、移動等円滑化を促進することが必要である地区を区市町村が定めるもの



移動等円滑化促進方針の範囲、移動等円滑化促進地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

②障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

令和3（2021）年5月に同法の一部が改正され、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮*の提供」が法的義務となりました。区では、杉並区障害者活躍推進計画（令和4（2022）年度策定）に基づき、職員の障害理解向上に取り組んでいます。

主な内容

○不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人等に対して、正当な理由なく、障害を理由としたサービスの提供の拒否など、差別的な取扱いをすることを禁止

○合理的配慮の提供

国・都道府県・区市町村などの行政機関、事業者等は、障害者等から意思表明があった場合、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的な障壁（バリア）を除去するよう対応に努める

③ユニバーサル社会実現推進法

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人であるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保され、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成30（2018）年12月に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が制定されました。

主な内容

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策

- ①障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
- ②障害者、高齢者等が、あらゆる分野における活動に参画する機会の確保
- ③障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること
- ④障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、利用できること
- ⑤施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすること

○ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進

関係行政機関相互の調整を行い、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置



④移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第1項に基づき、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための方針を、主務大臣（国家公安委員会委員長・総務大臣・国土交通大臣）が定めるものです。平成18（2006）年12月の策定以降、バリアフリー化の進展に伴い整備目標の見直しが行われ、令和3（2021）年4月に施行されました。

各施設の整備目標（令和7年度末）は下記のとおりです。

移動等円滑化の目標（抜粋）

バリアフリー化する対象施設			2025（令和7）年度末までの目標
鉄軌道	鉄道駅※1	段差の解消	○案内設備の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100%
		案内設備※2	○地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ※3	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上の駅は800番線
	鉄軌道車両※4		○約70%
バス	バス停ミニマル※1	段差の解消	○案内設備の設置を追加
		視覚障害者誘導用ブロック	○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100%
		案内設備※2	○地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ※3	
	乗合バス車両※4	ノンステップバス	○約80%
		リフト付きバス等	○約25%をリフト付バス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
貸切バス車両※4			○約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両※4		○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする目標値を引き上げる
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		○重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmのバリアフリー化に関する目標値を設定
都市公園	園路及び広場		○規模の大きい公園のバリアフリー化の目標値を引き上げる
	駐車場		
	便所		

バリアフリー化する対象施設		2025（令和7）年度末までの目標
路外駐車場	特定路外駐車場	○目標値を引き上げる
建築物	2,000 m ² 以上の特別特定建築物※5のストック	○床面積の合計が2,000 m ² 以上の特別特定建築物のバリアフリ化率の目標値を引き上げる ○床面積の合計が2,000 m ² 未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	○原則100%
	音響機能付加信号機	○主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	エスコートゾーン	○主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
	移動等円滑化促進方針の作成	○約350自治体（全市町村（約1,740）の約2割）
	移動等円滑化基本構想の作成	○約450自治体（2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730）の約6割に相当）
	心のバリアフリー	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができる人の割合を原則100%

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。

※5 公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）は除く。

⑤東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目的として、平成7（1995）年3月に「東京都福祉のまちづくり条例」が制定されました。

主な内容

【施設区分に応じた整備基準】

○対象となる施設

◇都市施設：整備基準への適合努力義務

◇特定都市施設：新築または改修の際、整備基準への適合遵守義務、届出義務

○対象となる都市施設（規模の要件あり）

学校施設、医療施設、集会施設、宿泊施設、福祉施設、文化施設、公衆浴場 など

令和3年度改正の内容

【バリアフリートイレに関する表示】

○国土交通省が令和3（2021）年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正したことに伴い、建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、従前の表示を改め、車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示するよう変更

（2）その他の社会動向

①SDGs（持続可能な開発目標／Sustainable Development Goals）

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

バリアフリーの取組においても、バリアフリー法の基本理念で示す「共生社会の実現」につながり、地域のまちづくりや区民の社会生活の課題解決にも資する考え方であることを踏まえ、次のゴール等への寄与を念頭に取組を進めます。

【SDGsの目標とユニバーサルデザインのまちづくり方針に関連する事項】



目標1
貧困をなくそう



目標3
すべての人に健康と福祉を



目標4
質の高い教育をみんなに



目標9
産業と技術革新の基盤をつくろう



目標11
住み続けられるまちづくりを

②交通政策基本法

豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力の向上、大規模災害への対応など、政府が推進する交通に関する施策について、基本理念と施策の基本的な方向性を定め、政府及び関係者が一体となって交通政策を推進していくため、平成25（2013）年12月に「交通政策基本法」が制定されました。

交通政策基本法に基づき、交通に関する施策を総合的・計画的に定め、持続的で強靭、高度なサービスを提供する次世代型の交通システムへの転換を目指し、平成27（2015）年2月に「交通政策基本計画」が策定されました。

主な内容

【交通政策基本計画】

○今後の交通政策の基本の方針

- ・誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保
 - 目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現
 - 目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進
 - 目標③ 交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
 - 目標④ 観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備
- ・我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化
- ・災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

③ウォーカブルなまちなかの形成

人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、まちなかにぎわいを創出することが、多くの都市に求められています。

こうした背景を踏まえ、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進するため、区市町村がまちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置付けることができるよう、「都市再生特別措置法*」が一部改正されました。

主な内容

○都市再生整備計画の策定

まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け

【事業の例】

- ・車道の一部広場化（歩行者空間の充実）
- ・道路のカラー舗装によるまちあるきルートの整備
- ・民地の広場化
- ・店舗軒先を休憩スペースとして開放など



出典：国土交通省資料

④『未来の東京』戦略（東京都）

東京都では、令和3（2021）年3月に「『未来の東京』戦略」を策定し、成長と成熟が両立した持続可能な都市の実現を目指し、取組を続けています。

東京2020大会が終わり、新しいステージに立つ今、大会の成果を都市の発展へつなげるとともに、新型コロナウイルスとの厳しい闘いなど時代のニーズや状況変化に対応するため、政策をバージョンアップし、未来を切り拓く取組の加速を掲げています。

このような中、聴覚障害者のための総合スポーツ大会「デフリンピック*」の2025年大会の開催都市が東京に決まりました。

主な内容

【政策をバージョンアップする6つの切り口】

- ① 安全安心 都民の命と生活を守る基盤「危機管理」
- ② 共生社会 バリアフリー「段差のない社会」
- ③ グリーン＆デジタル 自然と共生した持続可能な都市
- ④ グローバル 世界から選ばれる金融・経済・文化都市
- ⑤ チルドレンファースト 子供の目線からの政策展開
- ⑥ 都政の構造改革 シン・トセイの加速

【バリアフリー「段差のない社会】

○バリアフリー基本構想等の推進

- ・区市町村支援の推進
- ・地域公共交通の充実・強化

○情報バリアフリーの取組

- ・多文化共生社会実現のための取組
- ・聴覚障害特別支援学校における情報保障の充実
- ・デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援

○心のバリアフリーの取組

- ・バリアフリーへの関心の向上と理解の促進
- ・心のバリアフリーの普及促進



2-2. 杉並区の現況

(1) 上位計画・関連計画

■ 杉並区基本構想

杉並区基本構想は、杉並区の将来の姿と、進むべき方向性を描くものであり、区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるものです。区が区政を担う責任主体として行政運営を行う際の、全てのもととなる考え方でもあります。期間設定は、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、令和4（2022）年度から概ね10年程度の将来を展望しています。分野ごとの将来像を以下のとおり描き、その実現に向けて、取り組んでいます。

主な内容

【区が目指すまちの姿】

みどり豊かな 住まいのみやこ

【分野ごとの将来像と取組の方向性】

分野	将来像
防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり・地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

【まちづくり・地域産業】

- 多様な機能と魅力がある多心型まちづくりを進める
- 誰もが気軽に移動できる利便性の高いまちをつくる
 - ・誰もが気軽に出かけられるように、バス・電車などの公共交通と徒歩・自転車のつながりを高め、シームレスな移動サービスの充実や、環境面にも配慮した交通インフラの整備を進める
 - ・近隣自治体や関係団体と協力して、誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを進める
- 多様なライフスタイルに対応できる持続可能で柔軟なまちづくりを進める
- 暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる

【福祉・地域共生】

- 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる
 - ・国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、お互いを理解し合うための機会や場所を身近な地域につくることなどを通じ、誰一人として取り残されることのない共生社会をつくる
- 地域に多様な福祉基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる
- 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる



■ 杉並区総合計画

時代や環境の変化に対応した区政を推進していくため、新たな杉並区基本構想の実現を目指す具体的な道筋として、杉並区総合計画を策定しています。杉並区基本構想の計画期間を令和4（2022）年度から概ね10年程度としていることから、総合計画の計画期間は9年間としています。8つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための29の施策を定めています。29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

関連する計画

○杉並区実行計画

- ・杉並区総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画

○杉並区区政経営改革推進計画 ○杉並区協働推進計画 ○杉並区デジタル化推進計画

- ・各基本方針に基づいた取組を推進する計画

○杉並区区立施設再編整備計画（第2期）

- ・区立施設の再編整備や長寿命化を総合的・計画的に推進する計画

バリアフリーに関連する主な内容

【多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち】

○人々の暮らしを支える都市基盤の整備

○誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

○暮らしやすい住環境の形成

【すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち】

○高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

○障害者の社会参加と地域生活の支援



■ 杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタートップラン）

まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、令和5（2023）年度から概ね20年後の未来を展望しながらも、新たな杉並区基本構想及び杉並区総合計画との整合性を図るため、令和12（2030）年度を目標年次としています。まちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示するものであり、都市整備分野の総合の方針として、関連する部門の計画、個別事業の指針となるものです。

分野別方針では、「ユニバーサルデザインのまちづくり方針」として、誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりを推進していくとともに、交通事業者や民間施設の管理者、行政など様々な主体の協働による、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備を面的・一体的に進めていくこととしています。また、2050年ゼロカーボンシティを実現するため、まちづくり基本方針においては、「基本姿勢」や「改定における基本的な考え方」にゼロカーボンシティの実現に向けた視点を位置付けるとともに、総合（分野別）方針の一つとして、「ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針」を掲げています。こうした考え方は、他の総合（分野別）方針に反映し、各分野の取組と連携しながら「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けた取組を進めていくこととしています。

主な内容

【基本姿勢】

- 誰もが暮らしやすいまちを創る
- 地域特性を生かした個性的なまちを創る
- 区、区民及び事業者の協働によりまちづくりを推進する
- 総合的な視点からまちづくりを促進する
- 災害リスクに対応する安全・安心のまちづくりを推進する
- ゼロカーボンシティ実現の視点からまちづくりを推進する

【ユニバーサルデザインのまちづくり方針】

- 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進

- ・「誰でも、気軽に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを総合的に推進
- ・「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動したりすることができるようユニバーサルデザインのまちづくりを推進
- ・公共交通や道路・公園等のバリアフリー化により、誰もが移動しやすいまちづくりの推進
- ・建物のバリアフリー化、安全で快適な買い物環境の向上により、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- ・農福連携事業*の取組の推進
- ・すべての区民や事業者などと連携しながら、「心のバリアフリー」を推進
- ・高齢者や障害者などの当事者の意見等を取り入れ、適切な見直し（スパイラルアップ）を行ながら、継続的にバリアフリー化を推進

- 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進

- ・移動等円滑化促進地区の指定
- ・重点整備地区の指定
- ・まちづくりの計画などと連携したバリアフリー化の推進

■ 杉並区地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、令和2年改正）に基づく計画で、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービス」の姿を明らかにする「地域交通のマスター・プラン」の役割を果たすものです。

本計画は、区の地域交通の基本方針に基づいて、5つの目標を設定し、目標を達成するための施策と取組を進めることで、持続可能な地域公共交通の形成を図っていきます。

主な内容

【地域交通の基本方針】

「誰もが生活圏で移動しやすい仕組み」をみんなで考え、みんなが支える

【計画の目標】

- 目標1：持続可能な公共交通へと刷新されている
- 目標2：生活圏での快適な移動が確保されている
- 目標3：気軽で自由な外出と回遊が確保されている
- 目標4：安全かつ安価で最適な移動が確保されている
- 目標5：脱炭素化に資するかしこい移動へと転換されている

■ 杉並区保健福祉計画

杉並区基本構想に基づき、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療施策における取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を定めています。

主な内容

【基本理念】

- 人間性の尊重
- 自立の促進
- 予防の重視

【重点的に取り組む項目（重点推進テーマ）】

- 身近な地域で相談でき、地域で支えあう仕組みづくりを加速します
- 心とからだの健康づくりと自分らしい暮らしの実現を応援します
- 未来を担う子どもの育ちを支えます
- 多様な住まいを確保し、日常生活を支援します
- 災害に備えた体制づくりを支援・推進し、区民の安全を確保します



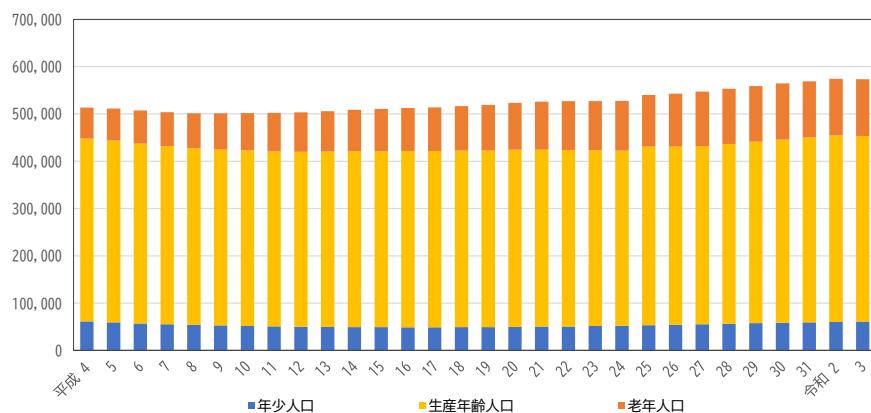
(2) 人口等の状況

①人口の推移・将来人口推計

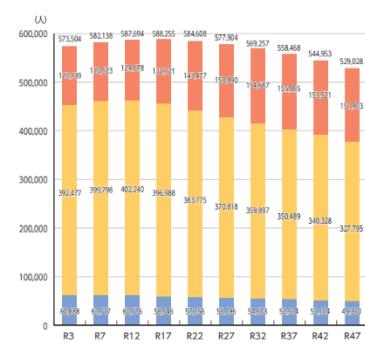
杉並区の人口は、令和4（2022）年4月時点で約57万人で、近年増加傾向が続いていましたが、令和3（2021）年から減少に転じています。

区の将来人口推計では、当面人口は増加を続け、令和15（2033）年頃をピークに減少に転じると予測されています。総人口に占める65歳以上の老人人口の割合（高齢化率）は、今後一貫して増加し続け、令和47（2065）年には約29%に達する見込みです。

■人口の推移



■将来人口推計

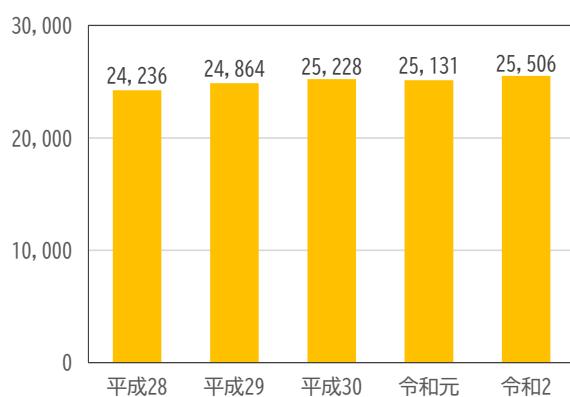


出典：杉並区オープンデータ（町丁別世帯数及び人口）より作成

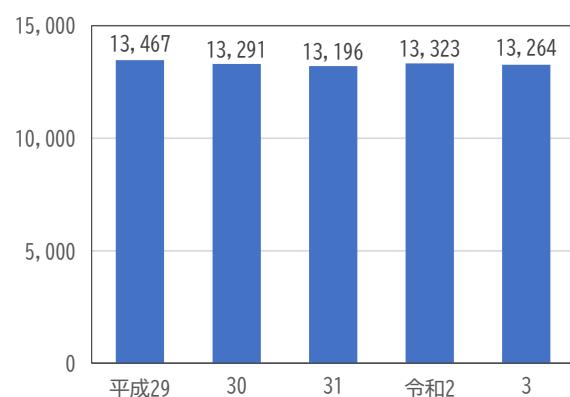
②バリアフリーを必要とする人の推移

平成28（2016）年から令和2（2020）年までの5年間においては、要介護・要支援者数、身体障害者手帳の交付数は横ばいですが、多くの方がバリアフリーを必要としている状況は変わらないため、引き続きバリアフリー化の取組が求められます。

■要介護・要支援者数



■身体障害者手帳の交付数（各年4月1日時点）



出典：杉並区統計書（各年）より作成



(3) 施設等の配置状況

区内の公共施設、福祉施設、高齢者施設、商業施設等の配置状況は、下図のとおりです。

各施設の分布状況をみると、区役所、税務署、警察署など官公庁施設はJR阿佐ヶ谷駅・東京メトロ南阿佐ヶ谷駅周辺に多く、大規模商業施設や銀行施設などはJR・東京メトロ荻窪駅周辺に比較的多く分布しています。また、地域区民センター、福祉施設、区立公園等は区内全域に広く分布しています。



図 区内の施設等の分布

出典：杉並区施設情報、各社ホームページ等より作成、令和4年4月時点

2-3. 杉並区のバリアフリーの現況

(1) 公共交通

①鉄道駅

鉄道駅については、区内 19 駅の全てで段差解消（1 以上の経路の確保）が図られています。また、駅構内の多機能トイレ、音響案内装置についても全ての駅で設置が完了しています。

一方で、ホームドアの整備（ホーム柵の設置）は鉄道事業者間で整備状況の違いがあり、更なる取組の推進が求められます。

【鉄道駅のバリアフリー化状況】

路線名	駅名	1日当たり 乗降客数	ホーム ドア (ホーム柵)	バリア フリー トイレ	音響 案内 装置	エレベーター		内方線付き 点状ブロック*
						改札内	改札外	
西武 新宿線	下井草	24,992	×	○	○	○	○	○
	井荻	19,874	×	○	○	○	-	○
	上井草	21,364	×	○	○	-	-	○
JR 中央 線	高円寺	103,578	×	○	○	○	-	○
	阿佐ヶ谷	91,458	×	○	○	○	-	○
	荻窪	182,126	×	○	○	○	○	○
	西荻窪	91,677	×	○	○	○	-	○
東京 メトロ 丸ノ内線	東高円寺	36,088	○	○	○	-	○	-
	新高円寺	38,148	○	○	○	-	○	-
	南阿佐ヶ谷	28,222	○	○	○	-	○	-
	荻窪	93,682	○	○	○	○	○	-
	方南町	39,879	○	○	○	-	○	-
京王 井の頭線	永福町	33,090	×	○	○	○	○	○
	西永福	18,715	×	○	○	○	○	○
	浜田山	29,953	×	○	○	○	○	○
	高井戸	43,827	×	○	○	○	○	○
	富士見ヶ丘	13,871	×	○	○	○	○	○
	久我山	40,578	×	○	○	○	○	○
京王線	八幡山	42,995	×	○	○	○	○	○

○ = 設置済み × = 未設置 - = 設置対象外、令和 3 年 2 月時点

〔1日当たり乗降客数〕 出典：東京都統計年鑑（令和元年度）

②バス

区内を運行するバス車両のうち、低床バス*の割合は98.7%です。また、ノンステップバス*の割合は81.9%（国の整備目標：70%）であり、バス車両のバリアフリー化は着実に進んでいます。

このほか、ニーリング装置*やバスロケーションシステム*の導入、車いすが移動する通路幅の確保などの整備が進められています。

【バス車両のバリアフリー化状況】

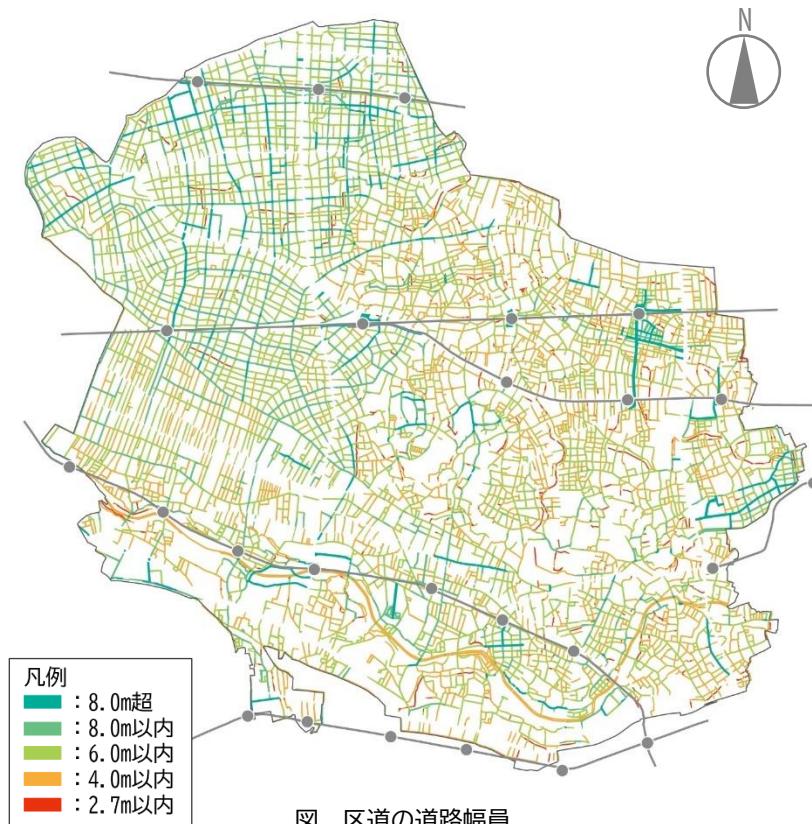
項目	平成15年 7月末	平成24年 12月末	令和4年3月末	備考
総車両数	796台	802台	785台*	（ ）内はそれぞれ総車両台数に対する割合
低床バス車両数	659台 (82.8%)	789台 (98.4%)	775台 (98.7%)	
うちノンステップバス	506台 (63.6%)	627台 (78.2%)	643台 (81.9%)	

*区外のバス営業所が拡充されたことに伴い、区内のバス営業所における総車両数が減少

（2）道路

区道・私道のうち、道路延長でみると、幅員6m未満の道路が8割、幅員4m未満の道路（狭い道路）が約4割を占めており、歩道が設置された区道は、区道全体の約1割にとどまっています。

歩行者交通量が多い駅や公共施設（区役所、図書館など）、病院などの周辺道路は、歩道のない幅員6m未満の道路が多くなっています。このため、駅や公共施設等へアクセスする経路において、歩行者等が快適に通行できる道路の整備が必要です。



出典：杉並区資料より作成、令和4年4月時点

区内の横断歩道における音響式信号機、エスコートゾーン*は、順次整備が進められています。

【横断歩道・信号の整備状況】

項目	平成 15 年 7月末	平成 24 年 12月末	令和 4 年 3月末
音響式信号機の設置	26 箇所	48 箇所	49 箇所
エスコートゾーンの設置	—	23 箇所	32 箇所

出典：警視庁ホームページより

(3) 公園

区立公園・遊び場内のバリアフリートイレは、各年度 1 箇所程度を整備しており、バリアフリー化は着実に進んでいます。

一方で、園路や案内板の整備は依然として不十分な箇所も多く、公園全体の総合的な整備が必要です。

【公園のバリアフリートイレの整備状況】

項目	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元 年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
園数	33 箇所	34 箇所	34 箇所	35 箇所	36 箇所	39 箇所	40 箇所
トイレ数	36 箇所	37 箇所	37 箇所	38 箇所	39 箇所	42 箇所	43 箇所

(4) 建築物

公共施設については、施設の新築や改修の機会を捉え、バリアフリー化を進めています。令和 4 (2022) 年に移転した阿佐谷地域区民センターにおいては、移転改築にあわせて、当事者の意見を反映した視覚障害者誘導用ブロックの整備、バリアフリートイレに介助用ベッドの設置などを行いました。

一方で、近年改修予定のない施設等については、入口の段差解消、案内板の整備・改修など、比較的短期間でできる取組により、利用者の意見を踏まえながら、適宜整備を進めていく必要があります。



視覚障害者誘導用ブロック
(阿佐谷地域区民センター)



バリアフリートイレ
(阿佐谷地域区民センター)



【コラム】バリアフリートイレの機能分散

- ・バリアフリートイレには、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドなどの様々な機能が集中し、車いす使用者の利用が困難となる状況が発生。
- ・国では、設計に関する基準を見直し、トイレの表示は「多目的」など誰でも利用できるような名称ではなく、個別の機能をピクトグラム等で表示する、または主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示するように変更。
- ・東京都においても、トイレを真に必要な人が使えるようするため、表示を見直すよう規則を改正。



(5) 教育啓発・心のバリアフリー

バリアフリーに関する教育については、小学校・中学校の総合的な学習の時間において、バリアフリーやユニバーサルデザインについて学び、子ども達自身が調べたり体験できる授業を実施しています。

【学校教育におけるバリアフリーに関する学習】

学年	主な内容
小学校	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー、ユニバーサルデザインの学習・障害者の生活や支援の仕組みに関する学習・高齢者や障害者、外国人と関わる機会
中学校	<ul style="list-style-type: none">・福祉体験、介護・介助体験・インクルーシブのまちづくりの学習



バリアフリー学習の様子
(高円寺学園)



バリアフリー学習の様子
(天沼小学校)

【コラム】公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン

- ・高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を平成30（2018）年5月に作成。
- ・障害別、交通モード別の特性等に対応した接遇方法や留意事項を明示。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止対策を踏まえた適切な接遇方法を『新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」』として令和3（2021）年7月にとりまとめ。



2-4. これまでの重点整備地区における成果

(1) 旧バリアフリー基本構想における重点整備地区（方南町駅周辺地区）

旧バリアフリー基本構想（平成 25（2013）年策定）では、平成 25（2013）年度から令和 3（2021）年度にかけて方南町駅周辺地区を重点整備地区に指定し、バリアフリー化を推進してきました。

旧バリアフリー基本構想に定めた 77 の特定事業のうち、89.6%の事業が実施済（完了）または継続中となっています。主な成果として、公共交通特定事業では、方南町駅の新設出入口に新たにエレベーター・エスカレーターが設置されました。また、建築物特定事業では、和泉保健センターでエレベーターが設置され、バリアフリー化の整備が進められています。

なお、道路特定事業については、環状 7 号線における無電柱化の整備等が未着手であり、引き続き整備に向けた取組や働きかけを行っていく必要があります。

※旧バリアフリー基本構想の実施状況詳細及び事後評価については、「資料編 2 旧バリアフリー基本構想の事業の進捗状況」を参照

【旧バリアフリー基本構想の特定事業計画*の進捗状況】

区分	実施済	継続中	未着手	総計	割合
(1) 公共交通特定事業	7	4	5	16	68.8%
①鉄道駅	4	1	1	6	83.3%
②バス車両・バス停	3	3	4	10	60.0%
(2) 道路特定事業	6	4	3	13	76.9%
①都道			3	3	0.0%
②区道	6	4		10	100.0%
(3) 都市公園特定事業	2			2	100.0%
(4) 建築物特定事業	9	1		10	100.0%
①庁舎	3	1		4	100.0%
②学校	6			6	100.0%
(5) 交通安全特定事業	5	6		11	100.0%
①東京都公安委員会	5	6		11	100.0%
(6) その他の事業	1	24		25	100.0%
①自転車対策	1	8		9	100.0%
②道路の不正利用対策		7		7	100.0%
③生活関連施設*		5		5	100.0%
④児童生徒への心のバリアフリー教育		4		4	100.0%
総計	30	39	8	77	89.6%

区分	実施済	継続中	未着手	総計	割合
杉並区	18	20		38	100.0%
東京都交通局		2	3	5	40.0%
東京都第三建設事務所		1	3	4	25.0%
東京都公安委員会	5	6		11	100.0%
警察署		4		4	100.0%
バス事業者	3	1	1	5	80.0%
鉄道事業者	4	1	1	6	83.3%
その他（銀行等の民間事業者）		4		4	100.0%
総計	30	39	8	77	89.6%

(2) 交通バリアフリー基本構想における重点整備地区（高円寺地区）

区では、「杉並区交通バリアフリー基本構想」を平成 15（2007）年度に策定し、JR 高円寺駅、東京メトロ新高円寺駅、東京メトロ東高円寺駅の3駅を含む高円寺地区を重点整備地区に定め、バリアフリー化の取組を推進してきました。この交通バリアフリー基本構想は、「交通バリアフリー法」に基づき、鉄道駅と道路のバリアフリー化により、移動の利便性や安全性の向上を図るものとなります。

○鉄道駅

平成 15（2007）年度時点における鉄道駅の整備状況として、JR 高円寺駅では、既にエスカレーターやバリアフリートイレの設置がなされていたものの、エレベーターの設置がなく、大きな課題となっていました。また、新高円寺駅では、バリアフリートイレのみが設置済みであり、エレベーターの設置はありませんでした。東高円寺駅では、荻窪方面のみエレベーターが設置されており、新宿方面への設置が求められていました。

このような中、重点整備地区として鉄道駅の整備を進めた結果、バリアフリー化の成果として、JR 高円寺駅、新高円寺駅、東高円寺駅の全ての駅でバリアフリートイレが整備済みとなっています。また、交通バリアフリー基本構想の目標年次であった平成 24（2012）年度時点では、エレベーターの設置は、JR 高円寺駅と新高円寺駅のみとなっていましたが、平成 25（2013）年度には東高円寺駅でも設置が完了し、鉄道駅のバリアフリー化が大きく進みました。



東高円寺駅
新設エレベーター

○道路

平成 15（2007）年度時点における課題として、南北道路の整備が進んでいない状況から、周辺の生活道路に通過交通が侵入し、住環境上の課題がありました。また、駅周辺の商店街や高南通り、旧桃園川を遊歩道として活用することによって、駅と商店街や公共施設がつながる回遊性のある安全な歩行者空間づくりが大きな課題となっていました。

特定経路として設定した、都道の環状 7 号線及び新高円寺駅から東高円寺駅までの青梅街道では、無電柱化の整備（一部区間）や段差、凸凹の解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設がなされています。

区道では、高円寺北通り、高南通り、都市計画道路補助 226 号線の一部が特定経路として整備が完了しています。

音響式信号機は 15 箇所、エスコートゾーンは 14 箇所が整備され、バリアフリー化の取組が進みました。



都市計画道路補助 226 号線

このような成果を踏まえ、高円寺地区は旧バリアフリー基本構想（平成 25（2013）年策定）の策定期階で、重点整備地区からは外れましたが、区としては建築物等の適切な維持管理や心のバリアフリーなどのソフト対策を通じ、バリアフリー化の取組を継続して推進していきます。





uni-voice

第3章 杉並区におけるバリアフリーの基本的な方針 (移動等円滑化促進方針)

3-1. 基本理念

区では、令和3（2021）年10月に策定した「杉並区基本構想」の中で、概ね10年後の区が目指すまちの姿を『みどり豊かな住まいのみやこ』とし、この将来像を実現するための取組を行っています。また、分野ごとの将来像として、「まちづくり・地域産業」では『多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち』、「福祉・地域共生」では『すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち』を取組の方向性としています。

杉並区基本構想の目標を踏まえ「杉並区バリアフリー基本構想」では、安全・安心でウォーカブルなまちづくりとあわせて、誰もがどこでも自由に暮らせるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりや、全ての区民が社会的な役割を持ち、相互の連携と協力によって課題を解決していくソーシャルインクルージョン*の考え方に基づいた取組を推進していくため、次のとおり基本理念を定め、施設や建物等のハード整備と心のバリアフリーなどのソフト面の取組の両面から、杉並区内のバリアフリー化に取り組んでいきます。

誰もが安心して快適に暮らし、共生するまち 杉並

3-2. 基本方針

区は、区内全域が良好な住宅都市としての性格を備え、地域による特性はあるものの、鉄道駅を中心とした商業系地域の後背に住宅地が広がる姿が、ひとつの形として集まったものとなっています。このため、「杉並区バリアフリー基本構想」は、区全域を対象としながら、鉄道駅を中心とした地区や特別特定建築物*（官公庁施設、福祉施設等）が集積した地区を単位として地区別バリアフリー推進計画を策定していくこととします。

ICTを活用した情報伝達や新たな公共交通サービスの導入を検討するなど、先端技術を活用したバリアフリー化の取組を積極的に推進していくため、基本方針として「先端技術を活用したバリアフリー化の推進」を新たに定めることとします。

これらを踏まえ、基本理念を実現するため、次の6つの基本方針を定め、バリアフリー化を推進していきます。

- 基本方針1 区内全域のバリアフリー化を推進します
- 基本方針2 教育啓発をはじめとする心のバリアフリーを推進します
- 基本方針3 地域の課題・特性を整理し効果的なバリアフリー化を推進します
- 基本方針4 多くの方が利用する駅や施設の重点的なバリアフリー化を推進します
- 基本方針5 段階的・継続的にバリアフリー施策の発展を図ります
- 基本方針6 先端技術を活用したバリアフリー化を推進します



基本方針
1

区内全域のバリアフリー化を推進します

誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指し、区内全域のバリアフリー化を推進します。また、優先的にバリアフリー化を推進していく必要性が高い地区では、まちづくり事業や都市計画事業を踏まえつつ、移動等円滑化促進地区や重点整備地区に指定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進していきます。道路、公園、建築物などの施設については、新設や大規模な改修が行われる施設に加え、既存の施設においてもバリアフリー化を進めています。

各地区的バリアフリー化の推進にあたっては、まち歩きの実施や個別の施設整備の検討、パブリックコメント等の機会を通して、区民や当事者の参加による検討を進めます。

基本方針
2

教育啓発をはじめとする心のバリアフリーを推進します

区内全域のバリアフリー化を推進していくためには、駅・建物・道路などのハード面の整備だけでなく、これらの施設の利用や区民生活において、年齢や性別、障害の有無などを越え、全ての人がお互いに認め合いながら共生できる社会を形成していくことが重要です。

高齢者や障害者などが抱える生活の困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互い尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、バリアフリー等に関する情報提供や広報啓発活動をはじめ、学校教育との連携などに取り組み、「心のバリアフリー」を推進していきます。また、公共交通事業者や区の職員などに対する教育啓発を行い、利用者や区民に対する困りごとに対する手助け、協力する意識醸成を図ります。

基本方針
3

地域の課題・特性を整理し効果的なバリアフリー化を推進します

住宅都市としての特性や、駅のバリアフリー化の課題、駅周辺地区のまちづくりの特性を踏まえた様々な視点から、効果的に並らしめのバリアフリー化を進めています。

これまで実施してきた事業の推進に加え、まちづくりの進展や区民のニーズに応じて、重点整備地区の追加や事業の拡充を行い、充実した取組を行っていきます。また、区が都市再生事業*や多心型まちづくり*を進める際には、バリアフリー化の推進についてもあわせて検討していきます。

基本方針

4

多くの方が利用する駅や施設の重点的なバリアフリー化を推進します

区内全域のバリアフリー化の方針を示した上で、重点的に取り組むべき地区や事業を整理し、移動等円滑化促進地区、重点整備地区を設定し、重点的なバリアフリー化を推進します。

特に、多くの方が利用する交通結節点であり、生活上の重要な拠点となる鉄道駅を中心とした地区や、特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）が集積した地区は、重点整備地区に設定し、施設や道路について具体的なバリアフリー化の事業を定め、地区的面的・一体的なバリアフリー化を推進していきます。

基本方針

5

段階的・継続的にバリアフリー施策の発展を図ります

バリアフリー基本構想改定後は、区民、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公共施設管理者等の関係者で構成する「杉並区バリアフリー推進連絡会」により特定事業の進行状況の確認、検証を行い、段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）によるバリアフリー施策の発展を図ります。

バリアフリー基本構想改定時には、特定事業の進捗状況をもとに重点整備地区の継続の必要性について検討することで、地区内の面的なバリアフリー化が完了するよう効果的な管理・取組を行います。

基本方針

6

先端技術を活用したバリアフリー化を推進します

近年、ICT等の先端技術の発展により、あらゆる人が質の高いサービスを受けられるようになっています。

このような中、バリアフリー施策においても、ICT等のデジタル技術や、杉並区地域公共交通計画に基づく新モビリティ等の先端技術の積極的な活用を検討し、移動困難者の移動支援等を充実していきます。

デジタル技術の活用や施設整備にあたっては、バリアフリーとあわせてユニバーサルデザインに配慮し、デジタル技術の利用に慣れていない区民や、外国人・来街者といった区に関わる全ての方が必要な情報を入手しながら、快適な施設の利用ができるよう努めます。

3-3. 分野別の方針

先に定める基本方針の実現を目指して事業を推進していくため、バリアフリー化の分野別方針を以下のとおり定めます。施設の新設や改良を行う際は、施設管理者等が国や東京都の定める整備基準等に適合するよう整備することを基本とし、ここに示された事項に配慮してバリアフリー化を推進していきます。

(1) 公共交通

①鉄道

○区内全駅のバリアフリー経路、バリアフリートイレの適切な維持管理と改善

区内全駅で、バリアフリー経路及びバリアフリートイレの適切な維持管理と改善を進めます。

更なる利便性の向上と誰もが安心して移動できる環境を目指し、必要に応じて車いす等で移動できる経路を複数整備していきます。

バリアフリートイレには、介助用ベッドの設置及び維持管理を促進します。

○プラットホーム・車両の安全対策

視覚障害者等の転落を防止するための内方線付き点状ブロックの整備、車両扉位置が一定である等条件が合致する場合については、可能な限りホームドア等の設置、転落防止ゴム*の設置によるホームと車両の段差・隙間の解消やホームの勾配についての注意喚起などを推進していきます。

車両更新にあわせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新を推進します。



ホームの内方線付き点状ブロック



ホームの転落防止ゴム

○誘導案内施設の整備

音声案内の導入や、ユニバーサルデザインに配慮したサインなど誰もがわかりやすい案内施設を整備していきます。

接続する交通機関との案内を改善し、情報伝達を強化していきます。

○利用者マナーの向上、研修・教育

エレベーターやバリアフリートイレ等の利用ルールやマナーの周知などの情報提供に努めるとともに、駅職員を対象とした接遇研修、バリアフリー教育の実施、停電・節電時や災害時的一般利用客を含めた対応など、ソフト面での取組を推進していきます。

②バス

○車両・停留所の改良

ノンステップバスなどの低床車両を積極的に導入していきます。

車内には、車いすやベビーカーが乗車するスペースの確保や、固定方法の周知、車いす使用者や視覚障害者が利用しやすい降車ボタンの設置など、利用者の意見を踏まえた工夫を取り入れていきます。

上屋の設置、ベンチの設置、分かりやすい運行案内情報の提供など、停留所の改良を進めていきます。また、多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示を進めていきます。

バスロケーションシステム、リアルタイム混雑情報提供システムの導入など、情報伝達によるサービスの維持・改善を図ります。

道路管理者や交通管理者と連携し、バス停留所の違法駐車対策や、視覚障害者誘導用ブロック上における障害物等の除去を徹底します。

○情報伝達・教育啓発

分かりやすい行先案内のアナウンスを実施するほか、バス車内、または営業所にコミュニケーションボードや筆談器具を設置し、乗務員による対応を充実します。

利用ルールやマナーの周知、バリアフリー設備の整備状況などの情報提供に努めるとともに、乗務員等を対象とした接遇研修、バリアフリー教育の実施、災害時の一般利用客を含めた対応など、ソフト面での取組を推進していきます。

(2) 道路

道路移動等円滑化基準や、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー整備を進めています。

○安全な歩行環境の確保

区が管理する道路のうち、歩道が設置されている道路は約1割と少なく、幅員4m未満の道路が4割を占めており、このような幅員の狭い生活道路のバリアフリー整備が課題となっています。

歩道のない生活道路や、歩道があっても幅員の狭い道路についても、歩行者がより安全に移動できる歩行空間の拡充が求められています。このため、関係者間で調整を図り、安全な移動の妨げとなる舗装の劣化・段差の解消、注意喚起のためのカラー舗装化、自転車走行空間の確保、電線類の地中化の推進など、歩行者の安全確保に努めます。また、視覚障害者の移動の円滑化のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善、連続性の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した案内標識の整備や、休憩のためのベンチの設置を検討していきます。

○道路の不法占拠者への指導、利用マナーの啓発

看板設置や商品陳列、放置自転車などの道路の不法占有者に対する指導や取締りを実施します。

ゴミの集積所については利用者が管理するのが原則ですが、ゴミの出し方など道路の利用マナー啓発・指導を行っていきます。

(3) 特定路外駐車場

区では、区立施設における特定路外駐車場*はありませんが、民間事業者の施設に対しては、車いす使用者用駐車施設や、出入口の段差の解消など、バリアフリー整備を誘導していきます。

(4) 都市公園

都市公園移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、公園の新設や改修をする際は、特定公園施設*の整備を着実に進めており、地形的な課題がある箇所以外は、区立の全園で出入口の段差解消は完了しています。

区が公園の新設・改修を行う際は、設計段階からバリアフリーを必要とする当事者の意見を取り入れ、設計や運用方法に反映するなど、高齢者や障害者を含む全ての人が、快適で利用しやすい公園づくりを行います。

インクルーシブ遊具等の設置を検討するなど、障害の有無にかかわらず誰もが安心して遊べる公園づくりを進めます。

ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理を行うとともに、オストメイト*やベビーベッドなどバリアフリー設備を備えたトイレの整備を進めます。

多言語表示等、ユニバーサルデザインに対応した案内表示の設置を進めます。

公園のイベント利用時においては、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知するなど、適切な利用を促します。

【コラム】 インクルーシブ遊具

- ・インクルーシブ遊具は、人種や性、障害の有無に関わらず、多様な子ども達が一緒に遊び、楽しめるよう工夫して設計された遊具のこと。
- ・車いすでも利用できるスロープや幅員を確保し、子どもの利用動線を考慮して設計されている。
- ・刺激的な色に敏感な子供に配慮し、落ち着いた配色などにも配慮している。

出典：日都産業株式会社ホームページ



(5) 建築物

○施設の設計段階における当事者の意見聴取

公共施設の新築・改築・大規模改修の検討時には、設計段階から当事者など区民の意見を聴取する機会を設け、適切に課題や要望等を反映し、誰もが使いやすい施設整備を進めます。

バリアフリートイレにおいては、車いす使用者、ベビーベッド、オストメイトなど種々の機能を必要とする方が、適切に利用できるよう、機能分散や「だれでもトイレ」や「多目的トイレ」、「多機能トイレ」から「バリアフリートイレ」への名称変更に関する周知を進めます。

○人的対応

入口に段差がある場合の車いす使用者への対応や、コミュニケーションボードや筆談器具、タブレット等を活用した聴覚障害者への対応など、対象者や各施設の特性に応じた職員等の配慮や対応の方針について、施設ごとの手引書を作成するなど、心のバリアフリー推進に向けた取組を進めていきます。

○施設の適切な維持管理

公共施設については、「杉内区区立施設再編整備計画」等に基づき、計画的な施設の建替え・再編・改修を進めており、これにあわせて、適切な維持管理やバリアフリー化の取組を図ります。

○商店等への支援、意識向上

規模の小さな個人商店・コンビニエンスストアなどにおいても、誰でも利用しやすいバリアフリー整備が大切です。各商店等については、施設整備、販売促進等の商店街活性化を図る事業に係る資金の融資あっせんにより支援を行っていきます。

区民、事業者（建築主）へのユニバーサルデザインのまちづくりに関する意識の普及を図り、段差があり入店が困難な方への声掛けや必要な手助けを行うなど、心のバリアフリーによる取組を推進していきます。

○民間住宅への支援

住宅については、高齢者や障害者のためのバリアフリー工事・自宅のリフォームなど、住宅の修繕や増改築や耐震改修についての相談体制を充実します。

一定条件に該当する高齢者や障害者等を対象に、手すりの取り付け、段差の解消などの住宅設備改修費の一部助成を行います。

○区立学校のバリアフリー整備

区立の小中学校については、地域住民として障害者や高齢者等の利用も考慮し、分かりやすいトイレの案内表示の設置等のバリアフリー化の取組を推進し、ユニバーサルデザインに配慮した施設を目指します。



(6) 交通安全

道路標識や音響式信号機の設置、維持管理を適切に行います。

音響式信号機について、区民からの要望や利用実態を踏まえて、鳴動時間の延長、待ち時間表示など、バリアフリー対応信号機の設置を計画的に推進していきます。

視覚障害者への対応として横断歩道へのエスコートゾーンの設置や、踏切における視覚障害者への対応を検討していきます。

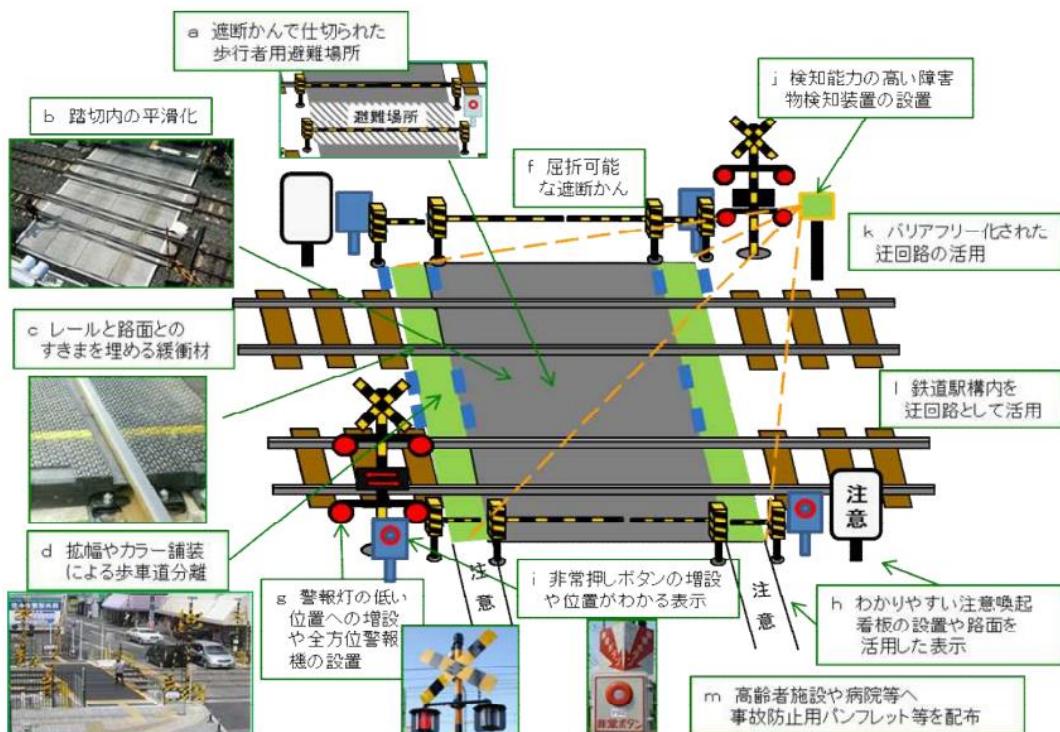
定期的な道路パトロールを実施し、違法駐車取締の強化や、商店会・町内会等と連携した地域での啓発活動を実施します。



エスコートゾーン

【コラム】踏切道におけるバリアフリー対策

- 踏切道のバリアフリー化にあたっては、高齢者・障害者等が連続して移動できるように、交差する道路と一体的に対策を行うことが必要。
- 道路管理者、鉄道事業者が連携して取り組むことが重要。
- 令和4（2022）年に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定がなされ、踏切道での視覚障害者の誘導について、以下の整備内容が明確に規定された。
 - 踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置【積極的な整備を求める内容】
 - 視覚障害者が踏切の外にいると誤認することを回避するため、踏切内に表面に凹凸のある誘導表示等を設置【さらに高い水準として望ましい整備内容】



踏切における安全対策イメージ

出典：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）

(7) 教育啓発・心のバリアフリー

区民や区職員に対するバリアフリーに関する啓発活動や当事者目線でのまち歩き点検の実施、区立の小中学校におけるバリアフリーやユニバーサルデザインに関する学習の実施など、バリアフリーへの理解を深める取組を推進します。

○職員の意識向上

区職員に対して、「杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」の周知徹底を図るとともに、障害理解を深める研修を実施するなど、職員の意識の向上に努めます。

【コラム】職員研修の実施

○「障害者への合理的配慮を考える」職員研修会

- ・障害者差別解消法により、区職員に合理的配慮の提供が義務付けられる一方で、職員の認知度は依然として十分ではないため、職員研修を毎年実施。
- ・令和4年度は、全盲の役者を有する劇団を招き、障害者と接する際に必要な「気づき」や「行動」等を寸劇で学ぶワークショッピング*形式の研修会を行った。



○学校と地域の包括的な支援体制の構築

全ての子どもたちが地域社会の一員として豊かに成長するため、多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関係機関と連携した支援体制の整備を通して、インクルーシブ教育システム*の構築を図るとともに、共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

○心のバリアフリーの啓発

高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、駅や施設など様々な場所で支え合えるよう、ポスター等による啓発やヘルプマークの配布など、「心のバリアフリー」の啓発を行います。

杉並区 ヘルプマーク啓発ポスター



○「心のバリアフリー協力店」の普及啓発

高齢者や障害者、子ども連れの方などに配慮した対応を行う店舗に対して、「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを配布し広く区民に周知します。また、協力店の増加を促進し、誰もが安心して買い物や外出ができる環境の整備に努めます。

「心のバリアフリー協力店」のステッカー



○まち歩き点検等の定期的な開催

まちなかや施設において、当事者の目線で課題や現況を把握するため、まち歩き点検等を定期的・継続的に実施します。

○共生社会しかけ隊による合理的配慮の促進

当事者、支援者などから構成する「共生社会しかけ隊」が、区内の様々な場所に出向き、出向いた場所の関係者とともに当事者の不便さに気づき、一緒に工夫して解決する働きかけを行い、その働きかけを普及啓発することで、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指す取組を進めます。

○ユニバーサルタイムの実施

区では、地域共生社会づくりの視点に立ったスポーツ・運動の更なる推進を図るため、障害者が気軽にスポーツ・運動に親しめる事業として、「ユニバーサルタイム」を試行的に実施します。障害の種類・程度、本人希望に応じて、軽い運動・リハビリ、ウォーキング、ボール遊びなどのプログラムを理学療法士、看護師などのサポートの上、実施します。

(8) その他の事業

①情報伝達

○障害のある方への生活支援・情報提供

障害のある方等への生活支援に関する情報やイベント情報などを、区が発行する「障害福祉のしおり」や、杉並区ホームページ内の生活支援サイト「の～まらいふ杉並」でお知らせしています。

音声コード(ユニボイス)の導入や、ウェブアクセシビリティ（障害の有無にかかわらない使いやすさ）にも配慮しながら、誰もが使いやすい情報の提供を目指します。

出典：杉並区公式ホームページ の～まらいふ杉並



○バリアフリーに関する情報発信

区の公式電子地図サービス「すぎナビ」のバリアフリーマップでは、心のバリアフリー協力店の位置や、バリアフリー設備、道路における視覚障害者誘導用ブロック等現状の情報提供に加え、今後は利用者がより使いやすい形の情報発信に努めるとともに、区立施設や鉄道駅などを含めた総合的なバリアフリー情報の提供を目指します。

更には、東京都が運営する「とうきょうユニバーサルデザインナビ」など、バリアフリー情報を掲載したマップやホームページ等と連携し、区立施設のバリアフリー設備の整備や変更があった場合は速やかに情報提供を行うなど、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、区内のバリアフリー対応状況の周知を図っていきます。

○ユニバーサルデザインに配慮した案内

案内標識やピクトグラムなどは、国の「道路標識設置基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」などに準拠し、誰もが自由に行動するため分かりやすさに配慮します。

案内用図記号の例
出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティー財団ホームページ



案内
Information



病院
Hospital

○ICTを活用した視覚障害者等に向けた誘導案内システムの導入を検討

視覚障害者や外国人向けの誘導案内として、コード化点字ブロック*やナビレンス*等のICTを活用したシステムの効果を検証し、導入に向けた検討を推進します。

【コラム】ICTを活用した視覚障害者の誘導

○コード化点字ブロック

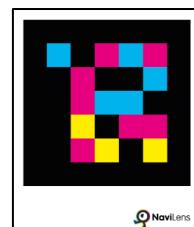
- ・点字ブロックの25個ある点に色をつけ、スマートフォンアプリのカメラで読み込むことで、分岐点で方向や周辺情報を音声で知らせるシステム。
- ・視覚障害者に対して誘導の情報を提供できるほか、観光客や外国人に向けて観光情報等を提供することが可能。



コード化点字ブロック
出典：金沢工業大学 ホームページ

○ナビレンス

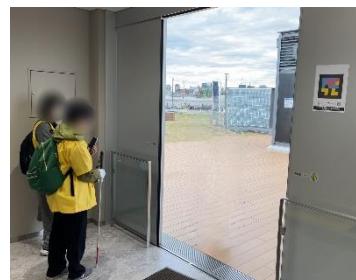
- ・視覚障害者等の移動や行動を助ける新たな手法。
- ・スマートフォンアプリのカメラでタグを読み込むと、目的地の内容・方向・距離などの案内が表示され、音声で読み上げられるシステム。



ナビレンスのタグ
出典：NaviLens ナビレンス ホームページ

【ナビレンス実証実験】

- ・区内においては、特定非営利活動法人が令和4年11月に阿佐ヶ谷駅から阿佐谷地域区民センターまでの区間で実証実験を実施。
- ・地域内の公共施設、商業施設等にナビレンスのコードを表示し、視覚障害者の移動支援、沿道店舗の情報提供を行った。



実証実験の様子

②外出支援

○杉並区外出支援相談センター もびーる

高齢や障害などにより、外出することが困難な移動困難者が「出かけたいところに出かけられるまち」の実現をめざし、外出に関する相談や情報提供、必要なサービスへの案内等を行う「杉並区外出支援相談センター」を設置しています。

○タクシー

タクシー車両については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入を促進します。

歩行困難な心身障害者の方に、福祉タクシー*券やリフト付タクシー補助券を交付します。また、妊娠婦のおでかけ支援として、妊娠無償応援券「ゆりかご券」*を使ったタクシー利用を推進します。（区の登録事業者に限る）

○福祉有償運送*団体の支援

区内で福祉有償運送活動を継続する特定非営利活動法人等の団体に対して、安全運行や利便性向上等の観点から、補助金の交付を行っています。

区では、福祉有償運送に携わる運転手資格を有するために必要な「福祉車両運転協力員講座」をすぎなみ地域大学で実施しています。

③移動の選択肢の拡充

杉並区地域公共交通計画では、気軽で自由な外出と回遊性の確保を目標の一つに掲げており、MaaS*やグリーンスローモビリティ*等の新たな公共交通サービスの導入を検討するほか、区民が様々な移動等の選択肢を持てるよう新たなモビリティについても調査研究を実施します。

【コラム】新たな移動の選択肢

○近距離モビリティ WHILL

- ・免許不要で歩道を走行可能な近距離モビリティ。
- ・長距離の歩行や体力に不安を抱える方や、免許返納をした方、返納を検討している方、高齢者等に対して、快適な移動をサポートする。
- ・最近では日常利用だけでなく、駅から周辺2~3km圏内や観光エリア、商業・娯楽施設などでその場で使えるシェアリングサービスとしての活用も進んでいる。

出典：WHILL 株式会社



○グリーンスローモビリティ

- ・時速20km未満で公道を走ることができる、電動車を活用した移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。
- ・環境にやさしく、高齢者の移動手段の確保や観光客の利便性の高い周遊手段の確保等が期待されている。
- ・区では、令和6（2024）年12月の（仮称）荻窪公園の開園に合わせて、モデルケースとして荻窪駅南側エリアにおける区民や来街者の回遊性を向上させるため、グリーンスローモビリティの運行を開始する予定。

グリーンスローモビリティ実証運行の様子（令和4年実施）



【コラム】新たな移動の選択肢

○ユニバーサルマース

- ・移動にためらいを持つ方が、快適にストレスなく移動を楽しめるよう支援するサービス。
- ・出発地から目的地まで移動する際に必要な情報（運賃、運航・運行状況、ルート、スポット情報等）のほか、バリアフリーの乗り継ぎルート情報等を利用者に提供しながら、希望する介助内容等を各サービス提供者（事業者）側に共有するなど、情報を繋ぐ仕組みを構築している。

出典：Universal MaaS プロジェクトホームページ



④自転車安全利用教室

区立小中学校において自転車の安全利用に関する講習会を実施し、自転車の交通ルール・マナーを啓発します。

出前型の自転車講習会として、町会・自治会、保育園や学校の保護者会等を対象に、交通安全啓発映画の上映や自転車の交通ルールやマナー等の講習を実施します。



区立小学校における
自転車安全利用実技講習会

3-4. 移動等円滑化促進地区の考え方

移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法第2条第20号の2において次のように定められています。

移動等円滑化促進地区の要件

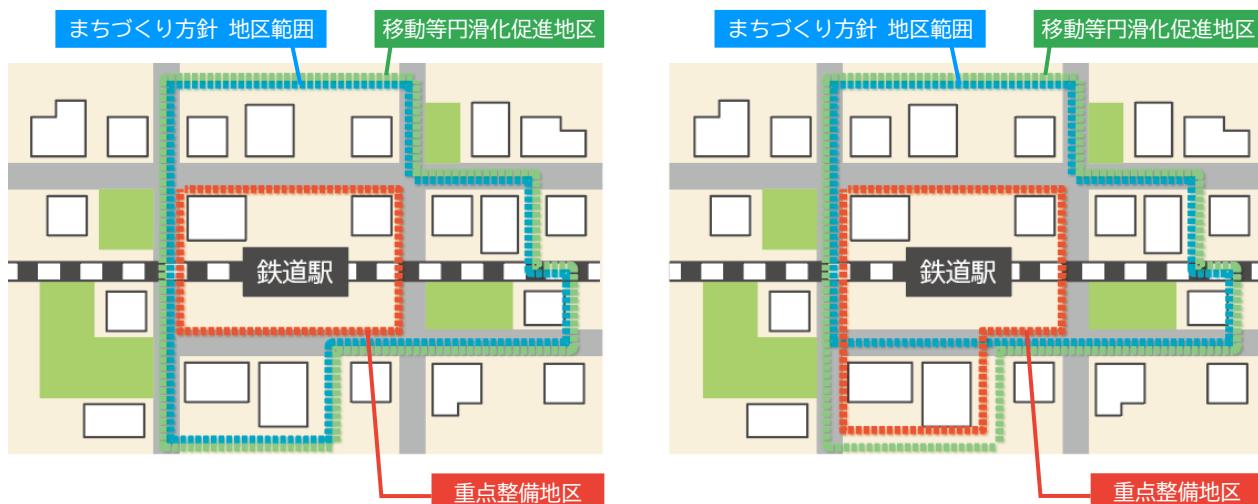
- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区を設定し、バリアフリー化の方向性を定めるとともに、具体的な取組（特定事業）を行う重点整備地区を重ねあわせて位置付けることで、重層的なバリアフリー化を推進していくこととします。また、区では、『杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）』において、杉並区の7つの地域ごとに「地域別方針」を定めており、その地域別方針を補完するため、駅周辺を含む一帯の地域で「まちづくり方針」を策定しています。

バリアフリーの取組では、各地区のまちづくりの動きと一体的に進めていく必要があることから、バリアフリー化の状況を捉えつつ、移動等円滑化促進地区の範囲を以下の方針に基づき設定します。

杉並区の移動等円滑化促進地区範囲設定の考え方

- まちづくり方針を検討・策定している地区は、まちづくり方針の地区範囲を原則とする
ただし、重点整備地区がまちづくり方針の地区範囲をはみ出る箇所は、重点整備地区的範囲にあわせる
- まちづくり方針を検討・策定していない地区は、重点整備地区と同じ範囲とする



■バリアフリー法に基づく届出制度

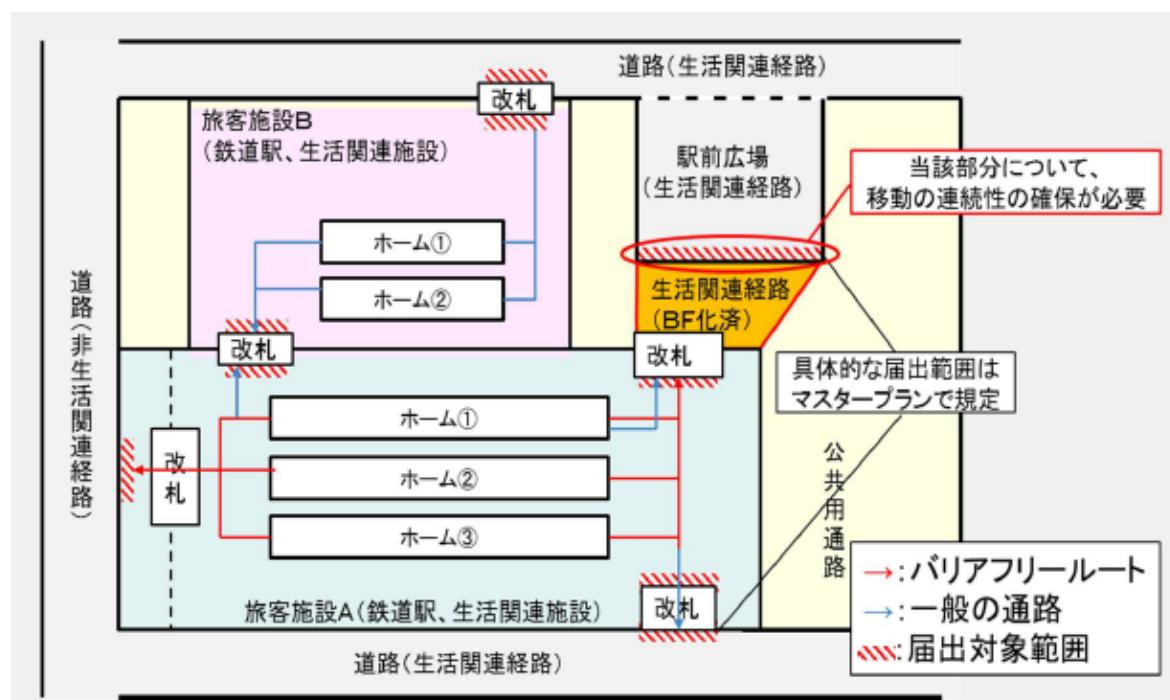
移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設・道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、バリアフリー化に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする公共交通事業者又は道路管理者は、区に届け出ることとしています。また、区では、届出に係る行為がバリアフリー化の促進を図る上で支障があると認める時は、その届出をした者に対し、必要な措置の実施を要請することができます。届出対象となる施設及び行為は、以下のとおりです。

【届出対象となる施設及び行為】

届出対象となる施設及び行為	届出対象となる行為
全ての旅客施設 (生活関連施設)	以下の部分の新設又は構造もしくは配置の変更 ・ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ・ホームから生活関連経路*である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ・当該施設に接する公共用通路等（道路以外）*との間の経路 ・ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	以下に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 ・旅客施設（生活関連施設）の出入口 ・旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）*

*公共用通路等（道路以外）

旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）



届出対象範囲のイメージ

出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（国土交通省）

第4章 重点整備地区の選定

4-1. 重点整備地区選定の考え方

重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第21号において次のように定められています。

重点整備地区の要件

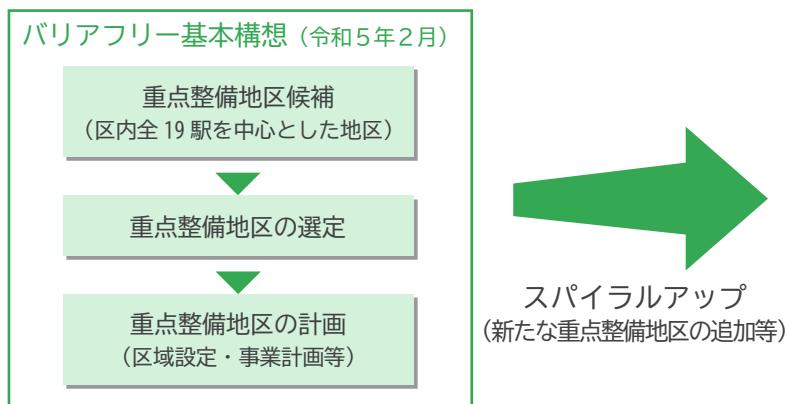
- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

杉並区では、地区的バリアフリー事業を適切に推進するため、以下の方針に基づいて重点整備地区を定めることとします。

重点整備地区は、各地区の整備状況の評価や検証結果、区民意見、関連する計画などを踏まえ、適切な見直し（スパイラルアップ）を行い、継続的にバリアフリーを推進していきます。

杉並区の重点整備地区設定の考え方

- 鉄道駅を中心とした徒歩圏内の地区を対象とする
- 地区の状況を複数の指標に基づき数値評価をし、重点整備地区候補を抽出
- 地区の状況を総合的に勘案し、重点整備地区を選定



4-2. 重点整備地区の評価方法

区内の全 19 駅を重点整備地区候補とし、下表に示す人口要件、配置要件、課題要件の各項目について点数化し、数値評価を行いました。

評価結果は次頁のとおりです。

要件	評価項目	計算方法
人口要件	①高齢者人口の割合が高い	高齢者（65 歳以上）数／地区内人口 駅から半径 500m 圏内の町丁目を対象
	②乳児等人口の割合が高い	乳児等（3 歳以下）数／地区内人口 駅から半径 500m 圏内の町丁目を対象
配置要件	③駅別乗降者数が多い	駅別乗降者数／日（2019 年度）
	④バス運行本数が多い	駅周辺に位置するバス停に停車する バス本数／日（平日）
	⑤生活関連施設数が多い	生活関連施設の抽出基準に該当する施設数 ※詳細は P.46 を参照
課題要件*	⑥アンケートによる駅に 対する満足度が低い	駅施設満足度（%） （「満足している」・「やや満足している」と回答した人の割合）
	⑦アンケートによる駅周辺の 道路に対する満足度が低い	駅周辺道路満足度（%） （「満足している」・「やや満足している」と回答した人の割合）
	⑧アンケートによる駅周辺の 信号機・横断歩道に対する 満足度が低い	駅周辺信号機・横断歩道満足度（%） （「満足している」・「やや満足している」と回答した人の割合）
まちづくりの 動向	⑨各地区のまちづくりの 動きがある	【まちづくり事業】 ○：まちづくりに関する事業が 2 つ以上計画・実施 されている ○：まちづくりに関する事業が 1 つ程度計画・実施 されている 【道路整備事業】 ○：道路整備事業が計画・実施されている △：道路整備事業の見込みがある

【旧バリアフリー基本構想における評価項目からの変更点】

- 地域における高齢者・乳児等の状況を把握するため、実人口から割合に変更
- 駅周辺を利用するバスの総量を把握するため、バス路線系統数から運行本数に変更
- バリアフリー化を必要とする施設量を把握するため、生活関連施設数を指標に追加
- 地区の都市基盤整備の動きと連携したバリアフリー化を図るため、各地区のまちづくりの動向を加点項目として追加
- 配置要件としてアンケート調査による「よく利用する駅等の施設」を数値評価から除外

【バリアフリーアンケート調査】

- 当事者の意見を収集し、バリアフリー施策の継続的な発展を図るため、令和 3（2021）年度に高齢者団体・障害者団体・子育て世帯を対象に「バリアフリーアンケート調査」を実施
 - アンケート結果による駅・駅周辺の道路・信号機満足度をもとに、重点整備地区の評価に活用
- *バリアフリーアンケート調査については、「資料編 3 バリアフリーアンケート調査結果」を参照





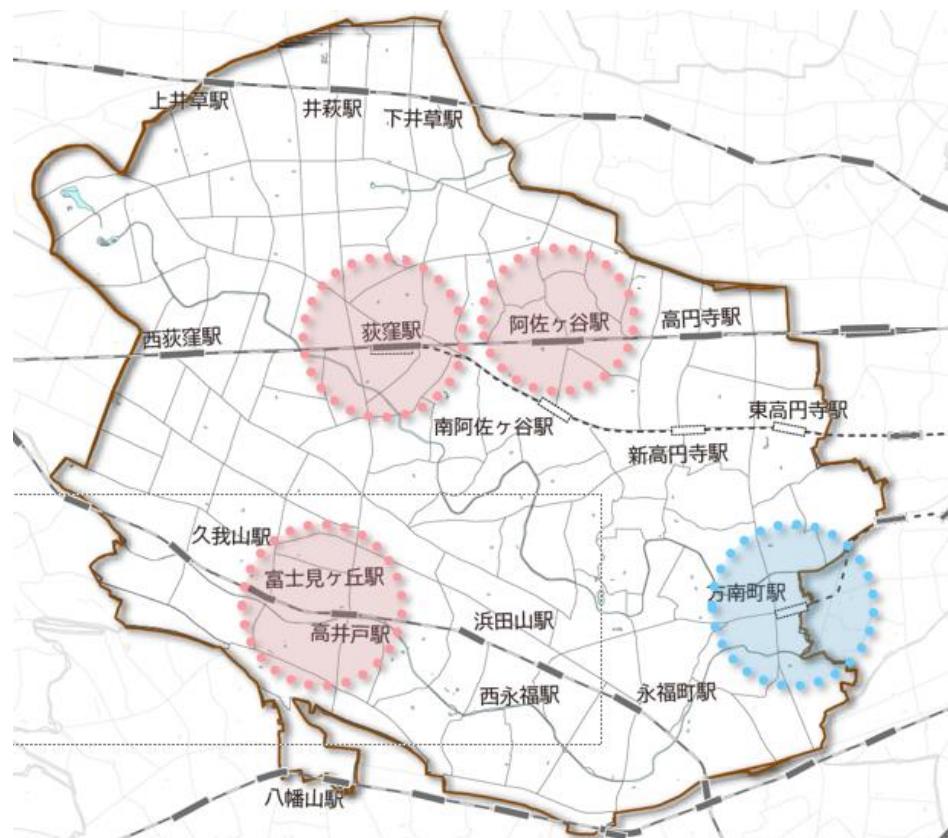
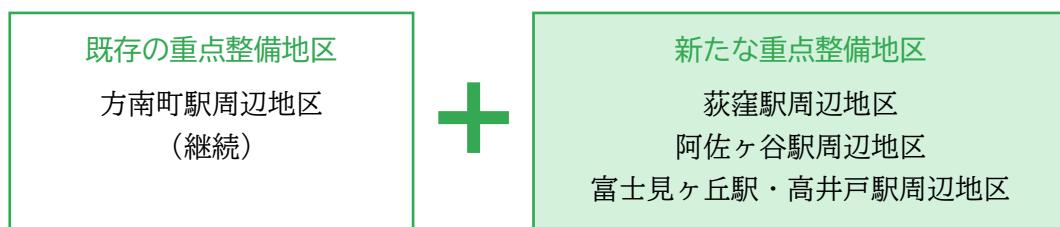
4-3. 重点整備地区の選定結果

数値評価の結果に基づき、合計点数の高い上位5駅を含む3地区を新たな重点整備地区に選定します。

富士見ヶ丘駅及び高井戸駅は、駅間距離が比較的近いことや、周辺施設へのアクセスとしてどちらの駅も利用されることから、2つの駅を一体的な地区として選定します。

方南町駅周辺地区は、旧バリアフリー基本構想の特定事業において、一部の事業が未着手であることや、数値評価の結果も比較的高順位であることから、引き続き重点整備地区に選定し、事業の完了に向けた取組を行っていくこととします。

なお、各重点整備地区の課題や方針等については、第5章「重点整備地区における地区別バリアフリー推進計画」で示しています。



4-4. 生活関連施設・生活関連経路の考え方

バリアフリー法において、生活関連施設・生活関連経路は次のように定義されています。

生活関連施設 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する
旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

生活関連経路 生活関連施設相互間の経路

①生活関連施設の設定

高齢者、障害者等の利用が多い施設や、不特定多数が利用する施設を、以下の抽出要件を基本とし、生活関連施設を設定します。

生活関連施設		抽出要件
旅客施設	主要駅	乗降客数 3,000 人以上
公園・運動施設	都市公園	1,000 m ² 以上の公園
	体育館・武道館その他屋内施設	全ての規模
医療施設	病院・診療所	地域医療支援病院、緊急医療救護所
保健・福祉施設	総合福祉施設	全ての規模
	高齢者・障害者福祉施設	
教育・文化施設	図書館、博物館、美術館	全ての規模
	幼稚園	
	保育施設	
	学校（小・中・高等学校）	
	市民会館	
	公民館、資料館	
	市民ホール、文化ホール	都の条例で定められる 1,000 m ² 以上の建物、もしくは収容人数 200 人以上
	演芸場、劇場、観覧場	
金融機関等	郵便局	普通郵便局のうち、集配局
	銀行	メガバンクのうち、有人窓口のある店舗
商業施設	大規模小売店舗等	店舗面積が 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗
官公庁等	区役所等	全ての規模
	警察署	
	地域区民センター、区民事務所、コミュニティーセンター等	
	都税事務所、税務署	

②生活関連経路の設定

生活関連施設同士や主要な施設を結ぶ経路を基本とし、以下の基準で生活関連経路を設定します。

【生活関連経路の設定基準】

- ・鉄道駅から生活関連施設を連絡
- ・生活関連施設相互間を連絡
- ・利用頻度が高い経路を優先
- ・障害者や高齢者等の利用頻度が多い生活関連施設を優先

4-5. 特定事業の個別方針

特定事業は、バリアフリー法第2条で定める事業を指し、生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するために定めるものです。

杉並区バリアフリー基本構想では、以下の（1）～（6）までの特定事業を定めるとともに、（1）～（6）までに該当しない事業を（7）その他の事業として定めます。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| （1）公共交通特定事業 | （2）道路特定事業 | （3）都市公園特定事業 |
| （4）建築物特定事業 | （5）交通安全特定事業 | （6）教育啓発特定事業 |
| （7）その他の事業 | | |

これらの特定事業について、事業ごとの方針を「個別方針」として記載します。

（1）公共交通特定事業の方針

公共交通事業者が、鉄道駅や乗合路線バスに関するバリアフリー化を図るために、主に以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

①鉄道

- ・誰もが安全に利用できるよう、ホームの線路転落防止対策を実施します。
- ・トイレや通路等の既存の設備について、ユニバーサルデザインに対応した改良等を推進します。
- ・よりわかりやすい情報伝達手段の充実や既存の案内板の更新や維持管理等、適切な情報伝達を行います。
- ・大規模な改修や設備更新等の機会を捉え、当事者意見の反映等をした上で、誰もが利用しやすいよう施設整備を行います。

②バス

- ・バス停留所や待合スペースについて、上屋やベンチの設置検討など当事者が円滑に乗降できるよう、改善・改良を図ります。
- ・車両等を新たに導入する際には、車いす使用者や視覚障害者が容易に使用できる降車ボタンの設置やノンステップバスの導入等、障害者やベビーカー利用者等の多様な特性に対応してバリアフリー化を進めます。
- ・バスの降車ボタンについては、バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）に基づき、車いすスペースにおいて車いす使用者が容易に使用できる降車ボタンを設置するよう努めます。
- ・既存の案内板の更新や維持管理等を適切に行い、よりわかりやすい情報伝達手段の充実に努めます。

(2) 道路特定事業の方針

道路管理者が、道路や駅前広場等、生活関連経路のバリアフリー化を図るために、主に以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

- ・無電柱化や歩道の設置などの整備を実施します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備や路面の補修など既存施設の適切な維持管理を行います。
- ・車いす使用者やベビーカー利用者等が移動しやすいよう、歩道の整備・維持管理を行います。
- ・案内標識の更新や補修など、適切な情報発信をします。
- ・住宅地における細街路の整備を実施します。

(3) 都市公園特定事業の方針

公園管理者等が、都市公園等の特定公園施設（主要な園路、案内板、トイレ等）に関するバリアフリー化を図るために、主に以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

- ・車いす使用者やベビーカー利用者等が移動しやすいよう、園路や出入口を整備します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備をはじめ、既存施設の適切な維持管理を行います。
- ・ユニバーサルデザインへの対応など、誰もが利用しやすいようにトイレやその他の施設の機能を改善します。

(4) 建築物特定事業の方針

建築主等が、生活関連施設の建築物に関するバリアフリー化を図るために、主に以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

- ・既存の施設について、案内板の改善や手すりの設置など、施設利便性の向上を図ります。また、既存のバリアフリー設備の機能を十分に活用した施設利用を推進します。
- ・誰もが移動しやすいよう、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備及び維持管理を行います。
- ・ユニバーサルデザインに対応した案内板等、誰もが分かりやすい情報伝達手段の充実や既存設備の維持管理の充実を図ります。
- ・施設の大規模な改修や新設等の機会を捉え、当事者意見を参考とした整備を行います。
- ・先端技術を活用したバリアフリー化の調査・研究を推進します。

(5) 交通安全特定事業の方針

信号機や横断歩道の整備、違法駐車行為の防止等のために、主に以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

- ・道路標示等、交通安全施設の適切な維持管理を行います。
- ・誰もが安全に移動できるよう、音響式信号機やエスコートゾーンの整備や維持管理を行います。
- ・路上違法駐車行為の防止等の取り締まりを徹底します。

(6) 教育啓発特定事業の方針

社会全体が、高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加への協力を促進する事業であり、以下の方針に基づいて実施すべき特定事業を定めます。

なお、公共交通事業者等の個別事業についても、「教育啓発特定事業」の項目を設けて実施すべき特定事業を定めます。

■方針

- ・心のバリアフリーに関するイベントや講習等を開催し、バリアフリー教育を推進します。
- ・多様な利用者への適切に対応するため、駅職員の教育やサービス介助士等の資格の取得を推進し、人的対応・接遇を充実します。
- ・新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく取組を推進します。

(7) その他の事業の方針

高齢者や障害者等が円滑に必要な情報を取得できるよう、生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、各特定事業に該当しない事業であり、以下の方針に基づいて実施すべき事業を定めます。

■方針

- ・先端技術を活用したバリアフリー化の調査・研究を推進します。
- ・ユニバーサルデザインに対応した案内板等、誰もが分かりやすい情報伝達手段の充実や既存設備の改良や維持管理、広報の充実を図ります。
- ・杉並区地域公共交通計画と調和を図り、相互に連携した事業を推進します。
- ・すぎナビを活用したバリアフリーに関する情報伝達の充実を図ります。
- ・交通管理者や学校教育と連携し、区立小中学校を対象とした自転車安全利用の教育を実施します。
- ・高齢者や障害者等の当事者が多数利用する施設が集まった地区においては、面的・一体的なバリアフリー化の推進をします。



50

第5章 重点整備地区における 地区別バリアフリー推進計画（特定事業）

5-1. 荻窪駅周辺地区

1. 地区の現状と課題

[鉄道]

荻窪駅周辺は、区内で最も大きな駅勢圏*を有し、区を代表する交通結節点であり、商業・業務地です。JR 荻窪駅、東京メトロ 荻窪駅は、エレベーター、バリアフリートイレの整備などが進められてきましたが、JR 荻窪駅におけるホームドアの設置をはじめ、引き続き対応が求められています。



荻窪駅

[道路]

駅周辺では、大型商業施設をはじめ、小規模な店舗が連続する商店街を形成しています。一方で、歩道や十分な歩行者空間を確保できていない路線や、視覚障害者誘導用ブロックの不連続な箇所があり、道路環境の課題が残っています。荻窪駅から環八通りに至る区道（区道 2096-1 号線）は、東京都の無電柱化チャレンジ路線に認定されています。

JR 中央線が東西に走る荻窪駅周辺地区では、駅南北の連絡機能の強化や回遊性の向上が求められています。

[施設]

地区内には、ウェルファーム杉並、杉並保健所、中央図書館、杉並視覚障害者会館（杉並アイプラザ）、大田黒公園等の施設が位置し、障害者や高齢者等の利用が多く見込まれるため、施設や経路のバリアフリー化が求められています。



中央図書館

ウェルファーム杉並、中央図書館は、施設改修によって視覚障害者誘導用ブロックの敷設やバリアフリートイレの整備など、バリアフリー化が進められています。

駅南側に位置する（仮称）荻外荘公園は、令和6（2024）年度の開園に向けて整備工事が進められています。

2. 地区の取組方針

地区の現状と課題を踏まえて、荻窪駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組方針を以下のとおり示します。

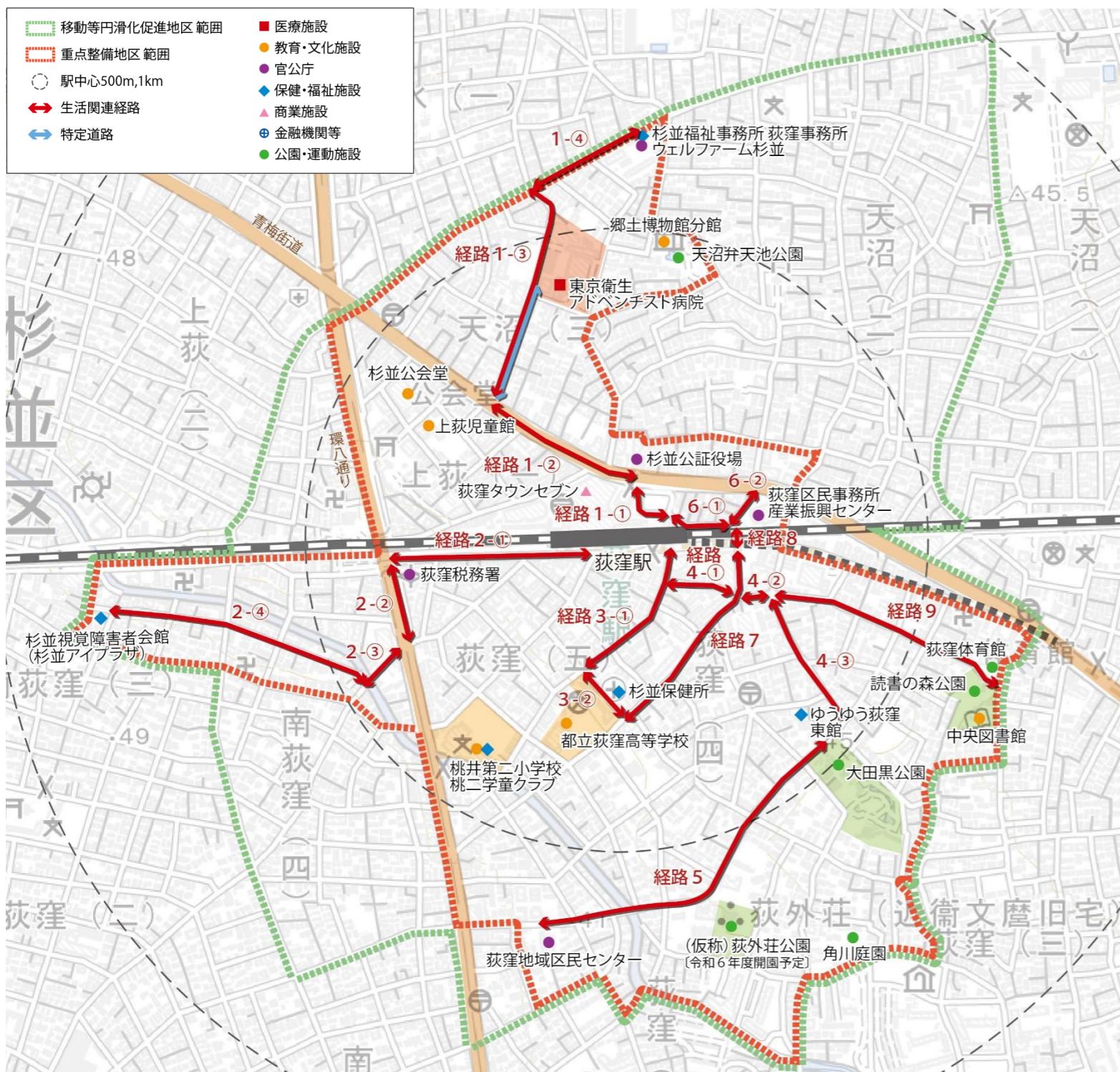
- 区を代表する商業・業務地及び交通結節点である荻窪駅周辺を中心とし、来街者も含め、誰もが円滑な移動が可能となるバリアフリー化を推進します。
- JR 荻窪駅におけるホームドアの設置をはじめ、駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化を進めます。
- 駅周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性の向上やバス停留スペース・待合スペースの充実などを図ります。
- 駅施設や周辺の公共施設等への主要なアクセス道路などについては、まちづくりの動きや基盤整備などと連携しながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、商店街を含めた歩行環境を改善します。住宅地については、災害時における避難路等の確保など、防災まちづくりの動きとあわせた歩行者の安全性の向上を図ります。



3. 施設・経路・区域の設定

移動等円滑化促進地区及び重点整備地区範囲を以下のとおり定めます。

[地区区域]



[生活関連施設]

施設種別	施設名	
鉄道駅	JR 萩窓駅	東京メトロ萩窓駅
■ 医療施設	東京衛生アドベンチスト病院	
● 教育・文化施設	桃井第二小学校	
	郷土博物館分館	中央図書館
● 官公庁	荻窓区民事務所	荻窓地域区民センター
	産業振興センター	
◆ 保健・福祉施設	杉並保健所	杉並福祉事務所荻窓事務所
	ゆうゆう荻窓東館	桃二学童クラブ
	杉並視覚障害者会館(杉並アイプラザ)	上荻児童館
●公園・運動施設	荻窓体育館	角川庭園
	大田黒公園 (仮称) 萩外荘公園	天沼弁天池公園
	[令和6年度開園予定]	読書の森公園

*特定事業対象施設

[生活関連経路]

経路	路線名	生活関連施設	備考
経路 1	①荻窓駅ロータリー	荻窓駅、杉並福祉事務所荻窓事務所、東京衛生アドベンチスト病院	
	②青梅街道		都道
	③区道 1921号線		特定道路*
	④区道 2102-1号線		
経路 2	①区道 2123号線	荻窓駅、杉並視覚障害者会館(杉並アイプラザ)	
	②環状 8号線		都道
	③区道 1892号線		
	④区道 1122号線		
経路 3	①区道 1118号線	荻窓駅、杉並保健所	
	②区道 1017号線		
経路 4	①区道 1109号線	荻窓駅、ゆうゆう荻窓東館、大田黒公園	
	②区道 1008号線		
	③区道 1010-1号線		
経路 5	①区道 2131号線	大田黒公園、(仮称) 萩外荘公園、荻窓地域区民センター	
経路 6	①区道 2096-1号線	荻窓駅、荻窓区民事務所、産業振興センター	
	②区道 2122号線		
経路 7	①区道 2096-1号線	杉並保健所	
経路 8	①荻窓地下道	中央図書館、荻窓体育館、読書の森公園	
	①区道 1008号線		
	②区道 1006号線		
	③区道 2329号線		



4. 特定事業とその他の事業

地区内で実施する特定事業及びその他の事業を以下のとおり定めます。

【実施時期の凡例】

前期：令和 5 年～令和 7 年	中期：令和 8 年～令和 10 年	後期：令和 11 年～令和 12 年
→ : 期間中に工事等を完了	⇒ : 期間中に検討、工事等を実施	
継続：人的対応や施設の維持管理など、終わりがなく継続して実施		

(1) 公共交通特定事業

①鉄道駅

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
JR 萩窪駅	ホーム	ホームドアの設置（快速線） ※令和 13 年度末頃までの整備	東日本旅客鉄道(株)	⇒	⇒	→
		ホームドアの設置（緩行線） ※令和 13 年度末頃までの整備		⇒	⇒	→
		ホームの先端にくし状の部材を設置し、ホームと列車の段差及びすき間の縮小 ※令和 13 年度末頃までの整備		⇒	⇒	→
	トイレ	利用者マナーの啓発		継続		
	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新		継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのステッカーの掲示		継続		
	教育啓発	サービス介助士等の資格の取得を推進		継続		
		駅係員を対象とした接遇等の研修・教育の実施		継続		
	人的対応	「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
東京メトロ丸ノ内線 荻窪駅	トイレ	利用者マナーの啓発		継続		
	通路	工事中を含め、バリアフリー化された経路を確保		⇒	⇒	⇒
	券売機	券売機やカウンターの車いす用蹴込み*の設置		⇒	⇒	⇒
	車両	車両更新（車両新造・車両全面改良時）にあわせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新		→		
	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新		継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		接続する交通機関との案内を改善		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示		継続		

uni-voice

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路 2 -①	舗装の適切な維持管理	杉並区	継続		
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理		継続		
	道路の不法占用に対する適正指導の強化		継続		
経路 2 -③	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 2 -④	舗装の適切な維持管理		継続		
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理		継続		
経路 3 -①	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 3 -②	視覚障害者誘導用ブロックの適切な整備の検討		継続		
経路 4 -① 経路 4 -② 経路 4 -③	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 5	自転車走行空間の新規整備		→		
経路 6 -① 経路 6 -②	舗装の適切な維持管理		継続		
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理		継続		
経路 7	無電柱化の整備		⇒	⇒	⇒
経路 8	荻窪地下道のバリアフリー化の実施		⇒	⇒	⇒
経路 9 -① 経路 9 -② 経路 9 -③	舗装の適切な維持管理		継続		

(3) 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
大田黒公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	広報すぎなみやホームページ等を利用したバリアフリー情報の周知		継続		
	多言語化等のユニバーサルデザインに対応した案内表示の設置		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
(仮称) 荻窪莊公園 〔令和6年開園〕	敷地内通路の整備		→		
	バリアフリートイレ（オストメイト、ユニバーサルベッド付）の設置		→		
	車輪等の落下を防ぐ、細めのグレーチング*の整備		→		

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
角川庭園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	広報すぎなみやホームページ等を利用したバリアフリー情報の周知		継続		
	多言語化等のユニバーサルデザインに対応した案内表示の設置		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
天沼弁天池公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	広報すぎなみやホームページ等を利用したバリアフリー情報の周知		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
読書の森公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		

(4) 建築物特定事業

①公共施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
桃井第二小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修	杉並区	継続		
郷土博物館分館	分かりやすいトイレの案内表示の改善（ピクトグラム表示を目につきやすいように設置）		▶		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		▶		
	車いす専用の駐車スペースを表示（カラーポーンの設置）		▶		



整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
中央図書館	施設を定期的に点検・補修		継続		
	視覚障害者誘導用ブロックの維持管理		継続		
	コミュニケーションボードを利用した案内		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
産業振興センター (Daiwa 荻窪タワー)	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	フロア案内図に、車いすで利用できるトイレの表示を追加		→		
荻窪区民事事務所 (Daiwa 荻窪タワー)	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	コミュニケーションボードや筆談器具等の設置		継続		
	研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進		継続		
荻窪地域 区民センター (令和6年改修予定)	大規模改修等にあわせた施設のバリアフリー化を実施		→		
杉並保健所	施設を定期的に点検・補修	杉並区	継続		
	点字や視覚障害者誘導用ブロックの維持管理		継続		
	コミュニケーションボードや筆談器具等の設置		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	バリアフリートイレや障害者用駐車場等の適正な利用案内の啓発		継続		
ゆうゆう荻窪東館	施設を定期的に点検・補修		継続		
	研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
杉並視覚障害者 会館 (杉並アイプラザ)	施設を定期的に点検・補修		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
杉並福祉事務所 荻窪事務所 (ウェルファーム 杉並)	視覚障害者誘導用ブロック上に設置されているマットや設置物等の撤去		継続		
	施設を定期的に点検・補修		継続		
	点字や視覚障害者誘導用ブロックの維持管理		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
桃二学童クラブ	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
上荻児童館 荻窪体育館	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進	杉並区			継続
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載				継続
	研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進				継続
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載				継続
	施設を定期的に点検・補修				継続

②民間施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
東京衛生 アドベンチスト 病院	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	東京衛生 アドベンチスト 病院	→		継続
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		⇒	→	継続
	施設ホームページ内のバリアフリー対応状況の発信		⇒	→	継続
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		⇒	→	継続
	困っている利用者への職員の接遇向上		→		継続

(5) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
生活関連経路	音響式信号機の設置・維持管理	荻窪警察署			継続
	エスコートゾーンを設置				継続



5-2. 阿佐ヶ谷駅周辺地区

1. 地区の現状と課題

[鉄道]

JR 阿佐ヶ谷駅は、区内でも比較的乗降客数の多い駅で、改札内のエレベーター、バリアフリートイレは整備されているものの、ホームドアは未整備の状況です。

JR 阿佐ヶ谷駅の南側の青梅街道地下に東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅があります。



阿佐ヶ谷駅ホーム

[道路]

阿佐ヶ谷駅と南阿佐ヶ谷駅の両駅周辺を一体的な拠点として捉え、平成 29（2017）年 7 月に「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針」を策定し、重点的取組として、中杉通り沿道の安全・快適で魅力的なまちづくりや阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを位置付けています。

さらに、阿佐ヶ谷駅北東地区では、平成 31（2019）年 3 月に「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」、令和 2（2020）年 3 月には「東京都市計画阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」を策定し、地域課題の解決に向けた総合的・一体的な取組を行っています。また、令和 11（2029）年度までに、土地区画整理事業に伴う杉並第一小学校の移転・解体と跡地活用の検討、総合病院の整備などが予定されており、あわせて周辺道路の拡幅などが予定されています。

[施設]

地区内には、移転改築を予定している杉並第一小学校や複数の小学校・中学校のほか、杉並区役所等の公共施設が集積しています。また、南阿佐ヶ谷駅周辺の公共施設は築 40 年から 50 年を経過しており、更新時期を迎えている建物が少なくない状況です。



杉並区役所

2. 地区の取組方針

地区の現状と課題を踏まえて、阿佐ヶ谷駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組方針を以下のとおり示します。

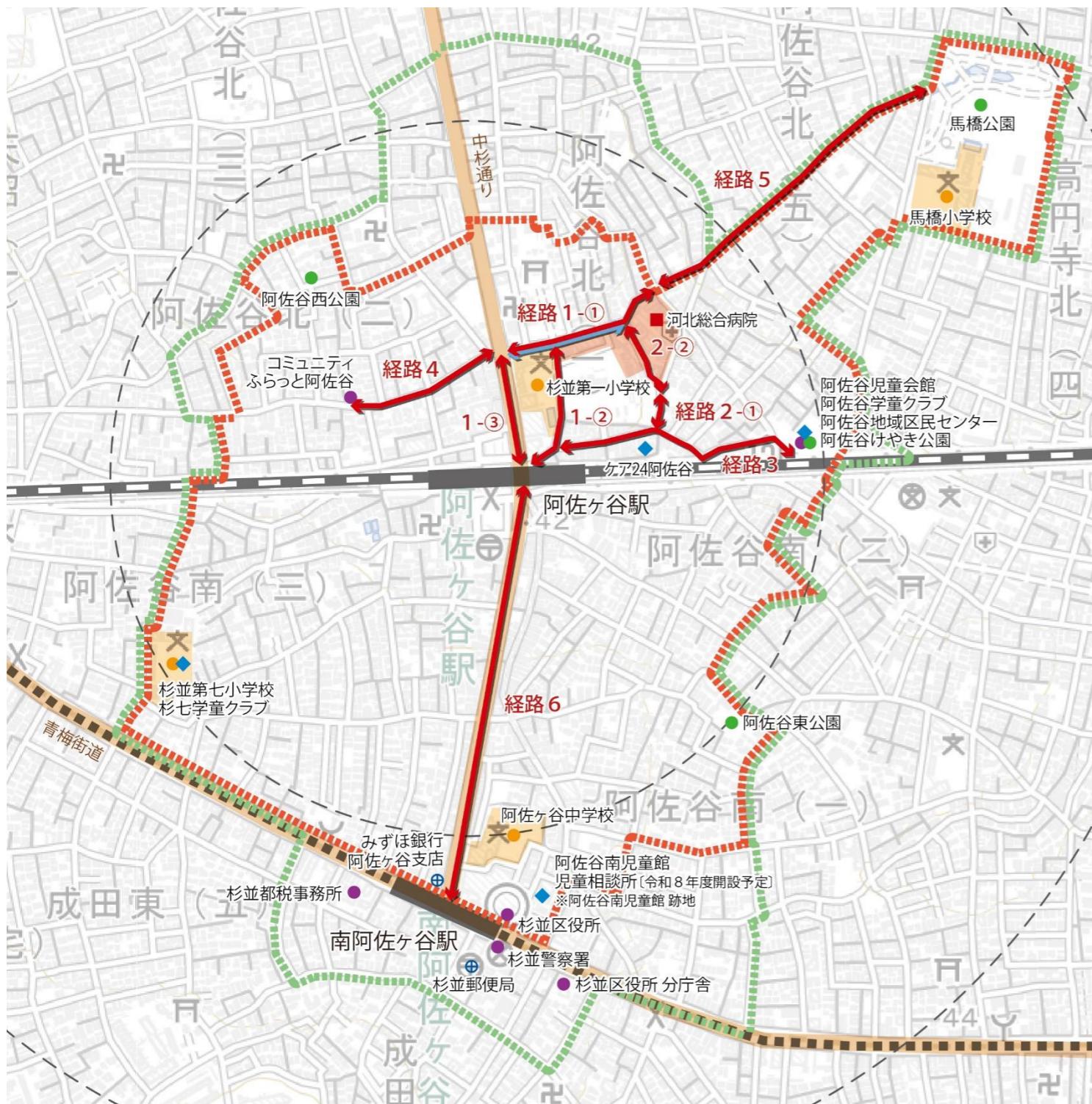
- 阿佐ヶ谷駅におけるホームドアの設置をはじめ、駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化を進めます。
- 周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性の向上やバス停留スペース・待合スペースの充実などを図ります。
- 駅北東地区の土地区画整理事業とあわせ、建築物のバリアフリー化、道路基盤等の改善による移動等円滑化を推進します。
- 当事者参加の取組や新しい技術の調査研究を進めます。



3. 施設・経路・区域の設定

移動等円滑化促進地区及び重点整備地区範囲を以下のとおり定めます。

[地区区域]



[生活関連施設]

施設種別	施設名	
鉄道駅	阿佐ヶ谷駅	南阿佐ヶ谷駅
■医療施設	河北総合病院	
●教育・文化施設	馬橋小学校	杉並第七小学校
学校	杉並第一小学校	阿佐ヶ谷中学校
○公民館・区民館	阿佐谷地域区民センター	
●官公庁	杉並区役所	コミュニティふらっと阿佐谷
◆保健・福祉施設	阿佐谷南児童館	ケア 24 阿佐谷
⊕金融機関等	みずほ銀行 阿佐ヶ谷支店	
●公園・運動施設	阿佐谷東公園	馬橋公園
	阿佐谷西公園	阿佐谷けやき公園

※特定事業対象施設

[生活関連経路]

経路	路線名	生活関連施設	備考
経路 1	①区道 2117 号線		特定道路
	②区道 1944 号線	阿佐ヶ谷駅、杉並第一小学校	
	③中杉通り		都道
経路 2	①区道 91 号線	阿佐ヶ谷駅、河北総合病院	
	②区道 92 号線		
経路 3	①区道 1945 号線	阿佐ヶ谷駅、阿佐谷地域区民センター、阿佐谷けやき公園	
経路 4	①区道 2117 号線	コミュニティふらっと阿佐谷	
経路 5	①区道 2117 号線	河北総合病院、馬橋公園	
経路 6	①中杉通り	阿佐ヶ谷駅、杉並区役所、阿佐ヶ谷中学校、南阿佐ヶ谷駅	都道





4. 特定事業とその他の事業

地区内で実施する特定事業及びその他の事業を以下のとおり定めます。

【実施時期の凡例】

前期：令和 5 年～令和 7 年 中期：令和 8 年～令和 10 年 後期：令和 11 年～令和 12 年
 →：期間中に工事等を完了 ⇒：期間中に検討、工事等を実施
 継続：人的対応や施設の維持管理など、終わりがなく継続して実施

(1) 公共交通特定事業

①鉄道駅

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
JR 阿佐ヶ谷駅	ホーム	ホームドアの設置（快速線） ※令和 13 年度末頃までの整備	東日本 旅客鉄道(株)	⇒	⇒	→
		ホームドアの設置（緩行線） ※令和 13 年度末頃までの整備		⇒	⇒	→
		ホームの先端にくし状の部材を設置し、 ホームと列車の段差及びすき間の縮小 ※令和 13 年度末頃までの整備		⇒	⇒	→
	トイレ	利用者マナーの啓発		継続		
	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新		継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのステッカーの掲示		継続		
	教育啓発	サービス介助士等の資格の取得を推進		継続		
		駅係員を対象とした接遇等の研修・教育の実施		継続		
	人的対応	「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
東京メトロ 丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅	車両	車両更新（車両新造・車両全面改良時）にあわせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新	東京地下鉄(株)	→		
	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新		継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		接続する交通機関との案内を強化		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示		継続		

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
東京メトロ 丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅	教育啓発	サービス介助士等の資格の取得を推進	東京地下鉄(株)	継続		
		駅職員を対象とした接遇等の研修・教育の実施		継続		
	人的対応	案内や応対する職員の充実		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		

②バス

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
地区内全域	車両	車いすスペースの確保及び固定方法の周知	西武バス(株)	継続		
		バス車内に筆談器具等の設置		継続		
	情報伝達	分かりやすい行き先のアナウンスを実施		継続		
		バスロケーションシステムの導入及びサービスの維持改善		継続		
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		車内へポスター、ステッカーを掲示によるヘルプマークの普及及び啓発		継続		
		聴覚障害者用の筆談器具を常備		継続		
	教育啓発	乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		
地区内全域	停留所	上屋やベンチを順次設置	京王バス(株)	⇒	⇒	→
		視覚障害者誘導用ブロック上における障害物等の除去		継続		
		道路管理者や交通管理者と連携し、バス停留所への違法駐車対策を実施		継続		
	情報伝達	全ての車両をノンステップバス車両に代替		⇒	⇒	→
		分かりやすい行き先のアナウンスを実施		継続		
		リアルタイム混雑情報提供システムの導入		⇒	⇒	→
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示		⇒	⇒	→
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
	教育啓発	聴覚障害者用の筆談器具を常備		継続		
		乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		

(2) 道路特定事業

①都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路 1 -③ 中杉通り	無電柱化の整備	東京都 第三建設事務所	→		
経路 6 中杉通り	無電柱化の整備		→		
	視覚障害者誘導用ブロックの整備		→		
	舗装の適切な維持管理		継続		

②区道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路 1 -①	「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」における主要生活道路（優先整備路線）の整備にあわせた歩道の設置	杉並区	⇒	⇒	⇒
	無電柱化の整備			⇒	⇒
経路 1 -②	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 2 -① 経路 2 -②	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 3	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 4	自転車走行空間の新規整備		⇒	→	
	舗装の適切な維持管理		継続		
経路 5	自転車走行空間の新規整備		⇒	→	
	舗装の適切な維持管理		継続		

(3) 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
阿佐谷東公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
阿佐谷西公園	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
馬橋公園 〔令和4年～5年整備・ 令和6年開園〕	バリアフリートイレ（オストメイト、ベビーベッド付）の設置	杉並区	→		
	公園内における定期的な点検・補修			継続	
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理			継続	
	定期的に不法な占用物件を排除			継続	
	広報すぎなみやホームページ等を利用したバリアフリー情報の周知			継続	
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発			継続	
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知			継続	
阿佐谷けやき公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区		継続	
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理			継続	
	定期的に不法な占用物件を排除			継続	
	広報すぎなみやホームページ等を利用したバリアフリー情報の周知			継続	
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発			継続	
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知			継続	

(4) 建築物特定事業

①公共施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
馬橋小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修	杉並区		継続	
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
杉並第一小学校 〔令和10年解体〕	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修			継続	
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
杉並第一小学校 〔令和10年移転〕	移転改築にあわせた施設のバリアフリー化を実施（建築物移動等円滑化基準への適合）				→
	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修				
	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修				
杉並第七小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修			継続	
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		



整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
阿佐ヶ谷中学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修	杉並区	継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
杉並区役所	男性用トイレにサニタリーボックス（汚物入れ）を設置		→		
	施設を定期的に点検・補修		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	視覚障害者用誘導ブロック上に障害物等を設置しないよう適切な維持管理		継続		
コミュニティ ふらっと阿佐谷	施設を定期的に点検・補修		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
阿佐谷南児童館 (令和5年度末解体)	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
阿佐谷地域 区民センター	施設を定期的に点検・補修		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		

②民間施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
河北総合病院	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	社会医療法人 河北医療財団 河北総合病院	→	継続	
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		→	継続	
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		⇒	→	継続
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		⇒	→	継続
	困っている利用者への職員の接遇向上		→	継続	
ケア 24 阿佐谷	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	社会医療法人 河北医療財団	継続		
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		継続		
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		継続		
	困っている利用者への職員の接遇向上		継続		
みずほ銀行 阿佐ヶ谷支店	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	(株)みずほ銀行	継続		
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		継続		
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		継続		
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		継続		
	困っている利用者への職員の接遇向上		継続		

(5) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
生活関連経路	音響式信号機の設置・維持管理	杉並警察署		継続	
	エスコートゾーンの設置			継続	



5-3. 富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区

1. 地区の現状と課題

[鉄道]

京王井の頭線富士見ヶ丘駅・高井戸駅では、それぞれバリアフリートイレの整備や改札内・改札外のエレベーターの整備は進められているものの、ホームドアは未整備の状況です。



富士見ヶ丘駅

[道路]

地区内の生活道路は、歩道の確保が難しい箇所や、路面の劣化が見られる箇所などがあり、適切な維持管理や歩行環境の改善が求められています。

富士見ヶ丘駅の商店街は、歩行空間が狭く、道路上に店舗の看板が張り出しているほか、踏切の渋滞も発生していることから、歩行環境の安全確保が必要です。



都立高井戸公園

[施設]

富士見ヶ丘小学校の移転、富士見ヶ丘中学校の改築、都立高井戸公園の整備、富士見ヶ丘北公園の拡張整備など、まちづくりの契機となる動きがあることから、機会を捉えたバリアフリー化の取組を検討しています。

2. 地区の取組方針

地区の現状と課題を踏まえて、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組方針を以下のとおり示します。

- 本地区は、2つの駅間の距離が比較的近いことや、周辺施設へのアクセスとして両方の駅が利用されることから、2つの駅を一体的な地区としてバリアフリー化を推進していきます。
- 公園、学校の整備計画とあわせ、建築物のバリアフリー化、公園施設のバリアフリー化を推進します。
- 富士見ヶ丘駅前的主要生活道路では、「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」における優先整備路線の整備にあわせた歩道の設置など、商店街の安全な歩行者空間の確保を検討します。
- 河川空間と大規模なみどりある豊かな環境や商店街を安全に歩行できる歩行者空間の整備を推進します。

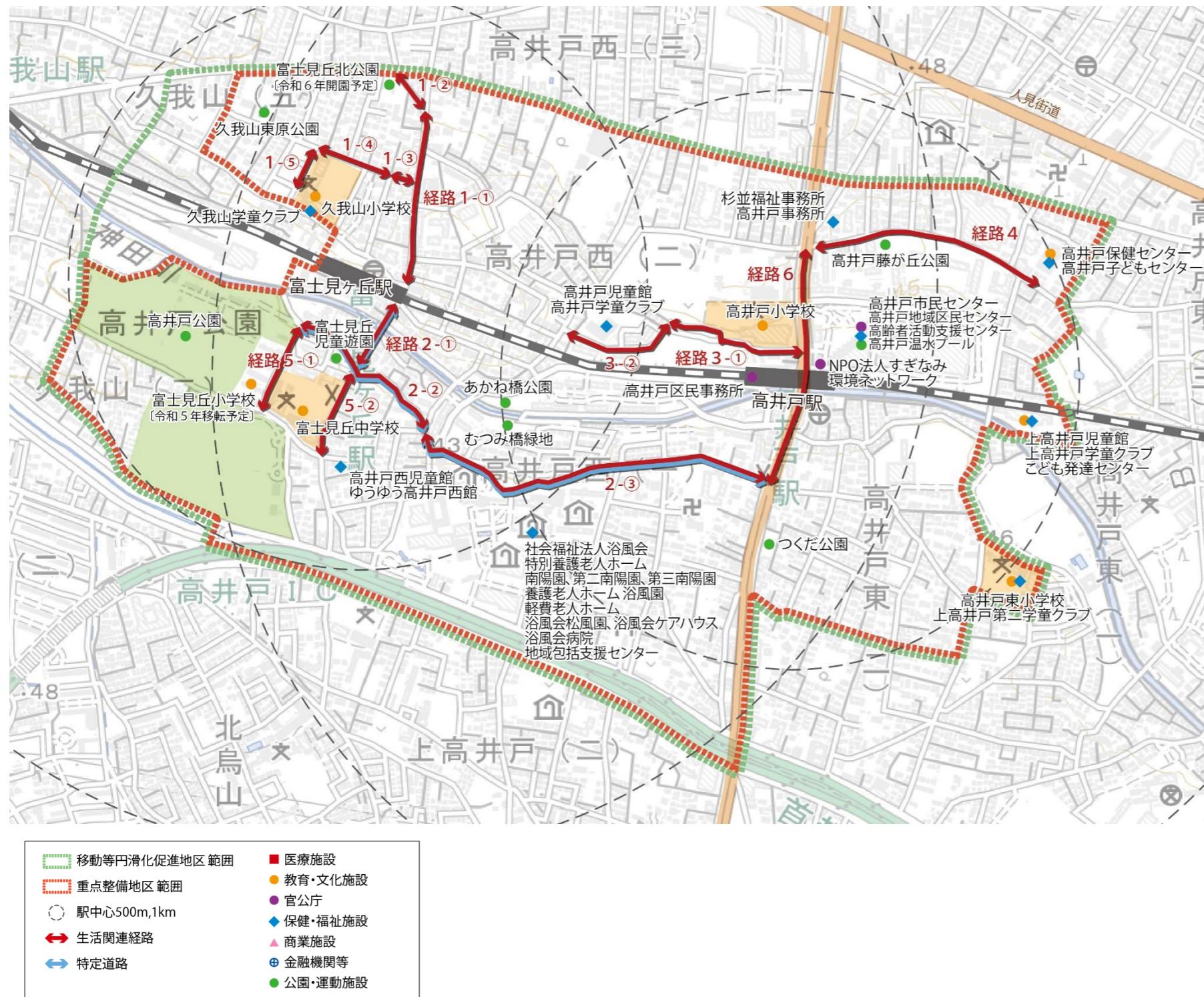




3. 施設・経路・区域の設定

移動等円滑化促進地区及び重点整備地区範囲を以下のとおり定めます。

[地区区域]



[生活関連施設]

施設種別	施設名	
鉄道駅	富士見ヶ丘駅	高井戸駅
●教育・文化施設	久我山小学校	高井戸東小学校
学校	富士見丘中学校	富士見丘小学校〔令和5年移転予定〕
高井戸小学校		
●官公庁	高井戸区民事務所	高井戸地域区民センター
	NPO法人すぎなみ環境ネットワーク	
◆保健・福祉施設	久我山学童クラブ	高井戸子どもセンター
	こども発達センター	高齢者活動支援センター
	高井戸学童クラブ	高井戸保健センター
	上高井戸児童館	杉並福祉事務所高井戸事務所
	高井戸児童館	ゆうゆう高井戸西館
	高井戸西児童館	
●公園・運動施設	久我山東原公園	つくだ公園
	富士見丘児童遊園	富士見丘北公園〔令和6年開園予定〕
	あかね橋公園	高井戸公園
	むつみ橋緑地	高井戸温水プール
	高井戸藤が丘公園	

※特定事業対象施設

[生活関連経路]

経路	路線名	生活関連施設	備考
経路 1	①区道 2133-1号線	富士見ヶ丘駅、富士見丘北公園、久我山小学校	
	②区道 1350号線		
	③区道 1709号線		
	④区道 2051号線		
	⑤区道 2374号線		
経路 2	①区道 2133-1号線	富士見ヶ丘駅、高井戸公園、富士見丘児童遊園	特定道路
	②区道 1340号線		特定道路
	③区道 1864号線		特定道路
経路 3	①区道 1356号線	高井戸駅、高井戸児童館、高井戸小学校	
	②区道 2584号線		
経路 4	①区道 1865号線	高井戸駅、高井戸保健センター、高井戸こどもセンター	
経路 5	①区道 1340号線	富士見丘中学校、富士見丘小学校	
	②区道 2133-1号線		
経路 6	①環状8号線	高井戸駅、NPO法人すぎなみ環境ネットワーク、高井戸小学校、高井戸地域区民センター、高井戸活動支援センター、高井戸温水プール、杉並福祉事務所高井戸事務所	都道



4. 特定事業とその他の事業

地区内で実施する特定事業及びその他の事業を以下のとおり定めます。

【実施時期の凡例】

前期：令和 5 年～令和 7 年 中期：令和 8 年～令和 10 年 後期：令和 11 年～令和 12 年
 → : 期間中に工事等を完了 ⇔ : 期間中に検討、工事等を実施
 継続：人的対応や施設の維持管理など、終わりがなく継続して実施

(1) 公共交通特定事業

① 鉄道駅

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
富士見ヶ丘駅	ホーム	乗降の際に利用者が転落しないよう、隙間を狭くするための転落防止ゴムを順次設置	京王電鉄(株)	⇒	⇒	⇒
		CP ライン*を適切に維持管理し、線路への転落や、列車への触車防止の注意喚起を実施		継続		
		JIS に適合した内方線付き点状ブロックの敷設検討、維持更新		⇒	⇒	⇒
	トイレ	車いす使用者対応トイレにおける介助用ベッドの設置および維持管理		継続		
		利用者マナーの啓発		継続		
	通路	工事中を含め、バリアフリー化された経路を確保および維持更新		継続		
	券売機	券売機やカウンターの車いす用蹴込みの設置		継続		
	車両	車両更新（車両新造・車両全面改良時）にあわせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新		継続		
		車両連結部に転落防止設備の更新		継続		
	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サインの維持更新		継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		接続する交通機関との案内を改善		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに関する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのポスターの掲示		継続		
	教育啓発	サービス介助士等の資格の取得を推進		継続		
		駅係員を対象とした接遇等の研修・教育の実施		継続		
	人的対応	ラッシュ時におけるテンポラリースタッフ*の配置等による案内の強化		継続		
		案内や応対する職員の充実		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
地区内全域	情報伝達	バスロケーションシステムの導入及びサービスの維持改善	小田急バス(株)	継続		
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示		継続		
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		車内へポスター、ステッカーを掲示によるヘルプマークの普及及び啓発		継続		
		聴覚障害者用の筆談器具を常備		継続		
	教育啓発	乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		
		上屋やベンチを順次設置		⇒	⇒	→
		視覚障害者誘導用ブロック上における障害物等の除去		継続		
地区内全域	停留所	道路管理者や交通管理者と連携し、バス停留所への違法駐車対策を実施	京王バス(株)	継続		
		全ての車両をノンステップバス車両に代替		⇒	⇒	→
		分かりやすい行き先のアナウンスを実施		継続		
	情報伝達	リアルタイム混雑情報提供システムの導入		⇒	⇒	→
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示		⇒	⇒	→
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		聴覚障害者用の筆談器具を常備		継続		
		乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
	教育啓発	「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		

(2) 道路特定事業

①都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路6 環状8号線	無電柱化の整備	東京都 第三建設事務所	⇒	⇒	⇒

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
あかね橋公園	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
むつみ橋緑地	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
高井戸藤が丘公園	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
つくだ公園	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
富士見丘北公園 〔令和5年 拡張工事・ 令和6年開園〕	出入口の段差を解消		➡		
	バリアフリートイレ（オストメイト、ベビーベッド付）の設置		➡		
	車輪等の落下を防ぐ、細めのグレーチングの整備		➡		
	公園内における定期的な点検・補修		継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
高井戸公園	公園の新規整備・園地整備にあわせた管理棟、テニスコート、球技場等のバリアフリー化	東京都建設局 東部公園 緑地事務所	→		
	公園の新規整備・園地整備にあわせた建物の出入口のバリアフリー化		→		
	バリアフリーに配慮したトイレの新規整備		→		
	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応		継続		
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		継続		
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		継続		
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		継続		
困っている利用者への職員の接遇向上			継続		

(4) 建築物特定事業

公共施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
久我山小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修	杉並区	継続		
	大規模改修にあわせた施設のバリアフリー化を実施		→		
高井戸小学校 (令和5,6年増築工事)	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	手すりに点字案内を設置		→		
高井戸東小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
富士見丘小学校 (令和5年移転)	移転改築にあわせた施設のバリアフリー化を実施(建築物移動等円滑化基準への適合)		→		
	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		→		
富士見丘中学校 (令和5年解体)	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
富士見丘中学校 (令和8年移転)	改築にあわせた施設のバリアフリー化を実施(建築物移動等円滑化基準への適合)			→	
	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修				継続
高井戸区民事務所 (京王リトナード)	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	コミュニケーションボードや筆談器具等の設置		継続		
	研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進		継続		

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
杉並区	高井戸地域 区民センター (高井戸市民センター)	施設を定期的に点検・補修 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	高齢者活動支援 センター (高井戸市民センター)	施設を定期的に点検・補修 研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	高井戸温水プール (高井戸市民センター)	施設を定期的に点検・補修 研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	久我山学童クラブ (久我山小学校)	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	高井戸学童クラブ (高井戸児童館)	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載 大規模改修等にあわせた施設のバリアフリー化を実施	→		
	こども発達センター	障害者施設利用者と児童館利用者による交流イベントの実施 車イス操作など、児童館利用者への啓発事業の実施 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	上高井戸児童館	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	
	高井戸児童館	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載 大規模改修等にあわせた施設のバリアフリー化を実施	継続 →		
	高井戸西児童館	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載 大規模改修等にあわせた施設のバリアフリー化を実施		継続	
	高井戸子ども センター	バリアフリートイレの適正な利用案内 エレベーターがないため、2階へ上がれない方の保健センターへの案内 施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続	

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
高井戸 保健センター	エントランスのスロープに手すりを設置	杉並区	➡		
	エントランスの階段部分にも手すりを設置		➡		
	エントランスのタイルを滑りにくい素材に改善		➡		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
杉並福祉事務所 高井戸事務所	建物前面道路(区道) の歩行者道路に設置してある電柱を敷地内に移設		⇒	➡	
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
ゆうゆう 高井戸西館	施設を定期的に点検・補修		継続	△	△
	研修や職員教育等を通じて、職員のバリアフリー教育を推進		継続	△	△
NPO 法人すぎなみ 環境ネットワーク (環境活動推進 センター)	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置	NPO 法人 すぎなみ環境 ネットワーク	⇒	➡	継続
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		⇒	➡	継続
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		⇒	➡	継続

(5) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
生活関連経路	音響式信号機の設置・維持管理	高井戸警察署	継続		



5-4. 方南町駅周辺地区

1. 地区の現状と課題

[鉄道]

エレベーター・エスカレーター等の移動等円滑化経路やバリアフリートイレの整備が進められたことにより、基本的なバリアフリー整備は完了していますが、継続して分かりやすい案内表示などが求められます。

移動等円滑化経路については、複数の経路におけるバリアフリー化が求められています。



方南町駅
エレベーター・エスカレーターの設置

[道路]

南北方向の環状7号線、東西方向の方南通りが交通軸となっていますが、それ以外の生活道路は幅員が狭く、歩道が整備できない状況です。

都道の無電柱化の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等が予定されているほか、区内でも特に特定道路が集中している地域であるため、順次歩行環境の改善が求められます。



和泉保健センター
エレベーターの設置、
グレーティング改修

[施設]

方南図書館、和泉保健センター、方南会館など、公共施設が点在しています。これらの施設の改善にあたっても、区民の意見を取り入れながら検討を進めることができます。

2. 地区の取組方針

地区の現状と課題を踏まえて、方南町駅周辺地区におけるバリアフリー化の取組方針を以下のとおり示します。

- 駅施設や周辺の公共施設のバリアフリー化を進めます。
- 旧バリアフリー基本構想で未着手となっている事業について、引き続き実施し、バリアフリー化を推進します。
- 方南通り等周辺道路の歩行者空間の安全性・快適性を推進します。
- 区民の意見を取り入れながら、適切な見直しを行い、段階的・継続的にバリアフリー化を推進します。

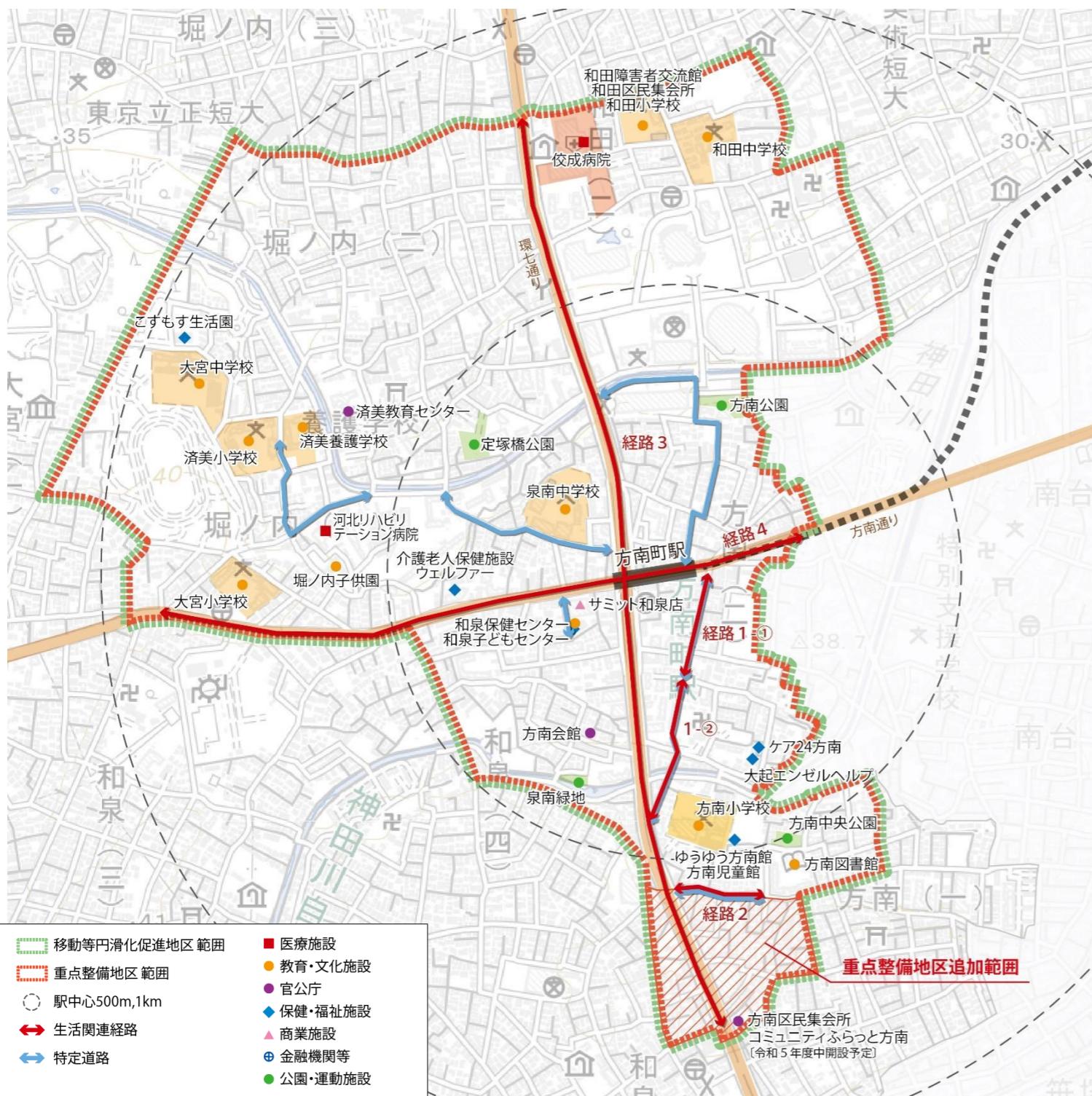


uni-voice

3. 施設・経路・区域の設定

移動等円滑化促進地区及び重点整備地区範囲を以下のとおり定めます。

[地区区域]



[生活関連施設]

施設種別	施設名	
鉄道駅	方南町駅	
■医療施設	佼成病院	
●教育・文化施設	学校	方南小学校 和田小学校 済美小学校
	文化施設	方南図書館
●官公庁		方南区民会所 （仮称）コミュニティふらっと方南 方南会館
◆保健・福祉施設		方南児童館 和泉保健センター 介護老人保健施設ウェルマー
▲商業施設		サミット和泉店
●公園・運動施設		方南公園 定塚橋公園
※特定事業対象施設		

[生活関連経路]

経路	路線名	生活関連施設	備考
経路 1	①区道 689 号線	方南小学校	特定道路
	②区道 688 号線		特定道路
経路 2	①区道 1855 号線	方南図書館	特定道路
経路 3	①環状 7 号線	方南町駅、方南区民会所、佼成病院	都道 特定道路
経路 4	①方南通り	方南町駅、大宮小学校	都道 特定道路



uni-voice

4. 特定事業とその他の事業

地区内で実施する特定事業及びその他の事業を以下のとおり定めます。

【実施時期の凡例】

前期：令和5年～令和7年	中期：令和8年～令和10年	後期：令和11年～令和12年
→：期間中に工事等を完了	⇒：期間中に検討、工事等を実施	
継続：人的対応や施設の維持管理など、終わりがなく継続して実施		

(1) 公共交通特定事業

①鉄道駅

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
東京メトロ 丸ノ内線 方南町駅	情報伝達	触知案内図等、よりわかりやすい案内サイ ンの維持更新	東京地下鉄(株)	継続		
		出口案内標識・ホーム柱巻案内標識の更新等		継続		
		接続する交通機関との案内を強化		継続		
		ホームページを利用したバリアフリーに關 する情報の周知・提供		継続		
		優先席周辺等にヘルプマークのポスターの 掲示		継続		
	教育啓発	サービス介助士等の資格の取得を推進		継続		
		駅職員を対象とした接遇等の研修・教育の 実施		継続		
	人的対応	案内や応対する職員の充実		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライ ン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		

②バス

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
地区内全域	停留所	上屋やベンチを順次設置	東京都 交通局	継続		
		視覚障害者誘導用ブロック上における障 害物等の除去		継続		
		道路管理者や交通管理者と連携し、バス停 留所への違法駐車対策を実施		継続		
	車両	バリアフリー整備ガイドラインへの適合		継続		
		車いすスペースの確保及び固定方法の周知		継続		
		リフト付バスまたはスロープ付きのバス の導入		継続		
		バス車内にコミュニケーションボードや 筆談器具等の設置		継続		
		ベビーカーの固定ベルトの導入		継続		
		車いす使用者が利用しやすい降車ボタン の設置		継続		

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
地区内全域	情報伝達	分かりやすい行き先のアナウンスを実施	東京都交通局	継続		
		バスロケーションシステムの導入及びサービスの維持改善		継続		
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示		継続		
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		車内へポスター、ステッカーを掲示によるヘルプマークの普及及び啓発		継続		
		聴覚障害者用の筆談器具を常備		継続		
	教育啓発	乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		
		上屋やベンチを順次設置		⇒	⇒	→
地区内全域	停留所	視覚障害者誘導用ブロック上における障害物等の除去		継続		
		道路管理者や交通管理者と連携し、バス停留所への違法駐車対策を実施		継続		
		全ての車両をノンステップバス車両に代替		⇒	⇒	→
	情報伝達	分かりやすい行き先のアナウンスを実施	京王バス(株)	継続		
		リアルタイム混雑情報提供システムの導入		⇒	⇒	→
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス停留所の案内表示		⇒	⇒	→
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		聴覚障害者用の筆記用具や筆談器具を常備		継続		
	教育啓発	乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
		必要に応じ高齢者や障害者等を座席へ案内		継続		

(2) 道路特定事業

①都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路3 環状7号線	無電柱化の整備	東京都 第三建設事務所	⇒	⇒	→
	舗装の適切な維持管理		継続		
経路4 方南通り	視覚障害者誘導用ブロックの整備		→		
	舗装の適切な維持管理		継続		

②区道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
経路 1 -① 経路 1 -②	舗装の適切な維持管理	杉並区	継続		
経路 2	舗装の適切な維持管理		継続		

(3) 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
方南公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
定塚橋公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
泉南緑地	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		
方南中央公園	公園内における定期的な点検・補修	杉並区	継続		
	ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理		継続		
	定期的に不法な占用物件を排除		継続		
	案内板等による自転車利用者へのマナー啓発		継続		
	イベント利用時において、園路の幅員を確保するようイベント主催者へ周知		継続		

(4) 建築物特定事業

①公共施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
方南児童館 (方南学童クラブ)	研修等による利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	大規模改修等にあわせた施設のバリアフリー化を実施		→		
方南小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	手すりに点字案内を設置		→		
和田小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
済美小学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
泉南中学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
和田中学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
大宮中学校	移動等円滑化の維持のため、定期的な点検と施設の補修		継続		
	分かりやすいトイレの案内表示の設置		→		
	手すりに点字案内を設置		→		
方南図書館	施設を定期的に点検・補修		継続		
	コミュニケーションボードや筆談器具等の設置		継続		
	ユニバーサルデザインに対応した案内板の新設や更新、既存の案内板の見直し		⇒	⇒	→
	子ども、保護者向けバリアフリー図書のコーナーの設置		⇒	⇒	→
	自転車利用時のルール・マナーの徹底		継続		
	駐輪場利用及び駐輪時の視覚障害者誘導用プロックへの配慮をお願いする案内表示		→	継続	
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		

杉並区



整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
方南会館	施設を定期的に点検・補修	杉並区	継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
方南区民集会所 〔(仮称) コミュニティ ふらっと方南へ改修予定〕	施設を定期的に点検・補修		➡	△	△
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		➡	△	△
(仮称) コミュニ ティふらっと方南 〔令和5年度中開設予定〕	施設を定期的に点検・補修		継続		
和泉子ども センター	筆談ボードを利用した案内		継続		
	バリアフリートイレの適正な利用案内		継続		
	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		
	裏口に手すりやスロープがないため、スロープがある入口の案内及び介助		継続		
和泉保健センター	施設等におけるバリアフリー情報を、ホームページに掲載		継続		

②民間施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
佼成病院	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	佼成病院	継続		
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		継続		
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		継続		
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		継続		
	困っている利用者への職員の接遇向上		継続		
サミット和泉店	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応	サミット(株)	継続		
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		継続		
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		継続		
	困っている利用者への職員の接遇向上		継続		
介護老人保健施設 ウェルマー	車いす用駐車場の整備	介護老人保健施設 ウェルマー	➡	継続	
	バリアフリートイレの整備、オストメイト対応、手すりの設置		➡	継続	
	エレベーターの停止階の音声案内、車いすでも操作しやすい操作盤の設置		➡	継続	
	窓口でのコミュニケーションボードや筆談対応		➡	継続	
	誰にでも分かりやすい施設内の案内板の設置		➡	継続	
	施設ホームページ等でのバリアフリー対応状況の発信		➡	継続	
	職員のバリアフリー教育、研修の実施		➡	継続	
	困っている利用者への職員の接遇向上		➡	継続	



5-5. 区内全域で実施する事業

杉並区バリアフリー基本構想では、全4地区の重点整備地区において、区民や様々な関係事業者との連携のもとバリアフリー化を推進していきます。一方で、バリアフリー化にあたっては、地区を跨いで運行する路線バスに関する取組や、教育啓発・心のバリアフリーの取組推進、バリアフリーに関連した情報伝達の強化など、地区を特定しない取組もあります。

区では、重点整備地区における地区別バリアフリー推進計画（特定事業）とあわせて、区内全域で実施していくバリアフリー事業を定め、重層的にバリアフリー化の充実を図ります。

1. 区内全域で実施する事業

区内全域で実施する特定事業及びその他の事業を以下のとおり定めます。

【実施時期の凡例】

前期：令和5年～令和7年 中期：令和8年～令和10年 後期：令和11年～令和12年

→：期間中に工事等を完了 ⇔：期間中に検討、工事等を実施

継続：人的対応や施設の維持管理など、終わりがなく継続して実施

(1) 公共交通特定事業

バス

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
区内全域	停留所	上屋やベンチを順次設置	関東バス(株)	⇒	⇒	⇒
		視覚障害者誘導用ブロック上における障害物等の除去		⇒	⇒	⇒
		道路管理者や交通管理者と連携し、バス停留所への違法駐車対策を実施		継続		
	車両	全ての車両をノンステップバス車両に代替		⇒	⇒	⇒
		バリアフリー整備ガイドラインへの適合		⇒	⇒	⇒
		車いすスペースの確保及び固定方法の周知		継続		
		リフト付バスまたはスロープ付きのバスの導入		⇒	⇒	⇒
		バス車内へのAED設置		⇒	⇒	⇒
		バス車内にコミュニケーションボードや筆談器具等の設置		⇒	⇒	⇒
		ベビーカーを折りたたまずに乗車できる運用を実施		⇒	⇒	⇒
		ベビーカーの固定ベルトの導入		⇒	⇒	⇒
		車いす使用者が利用しやすい降車ボタンの設置		⇒	⇒	⇒

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
区内全域	情報伝達	分かりやすい行き先のアナウンスの実施	関東バス(株)	継続		
		バスロケーションシステムの導入及びサービスの維持改善		⇒	⇒	⇒
		多言語化等のユニバーサルデザインに対応したバス乗降場の案内表示		⇒	⇒	⇒
		ホームページ等を活用して、バリアフリー情報を周知		継続		
		車内へポスター、ステッカーを掲示によるヘルプマークの普及及び啓発		継続		
	心のバリアフリー	乗務員を対象としたベビーカー利用者への接遇等の研修・教育の実施		継続		
		「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に基づく感染防止対策等の実施		継続		
				継続		

(2) 交通安全特定事業

整備対象	分類	事業内容	事業主体	実施時期		
				前期	中期	後期
区内全域	自転車安全利用の推進	区立小学校・中学校において自転車安全利用教室を実施し、自転車の交通ルール・マナーを啓発	杉並区	継続		
		交通管理者と連携し、街頭キャンペーンや講習会などの自転車安全利用啓発活動を実施		継続		
	道路標識	道路標識の適切な維持管理	荻窪警察署	継続		
	路上駐車防止	巡回指導員による違法駐車取締の強化		継続		
		駐車場利用促進のための啓発活動・案内の実施		継続		
	路上不正利用防止の推進	定期的な道路パトロールの実施		継続		
		商店会・町内会等と連携した地域での啓発活動の実施		継続		
	道路標識	道路標識の適切な維持管理	杉並警察署	継続		
	路上駐車防止	巡回指導員による違法駐車取締の強化		継続		
		駐車場利用促進のための啓発活動・案内の実施		継続		
	路上不正利用防止の推進	定期的な道路パトロールの実施		継続		
		商店会・町内会等と連携した地域での啓発活動の実施		継続		
	道路標識	道路標識の適切な維持管理	高井戸警察署	継続		
	路上駐車防止	巡回指導員による違法駐車取締の強化		継続		
		駐車場利用促進のための啓発活動・案内の実施		継続		
	路上不正利用防止の推進	定期的な道路パトロールの実施		継続		
		商店会・町内会等と連携した地域での啓発活動の実施		継続		

(3) 教育啓発特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
区内全域	交流・共同学習や副籍*事業の推進	杉並区	継続		
	福祉副読本による学習の実施		継続		
	障害理解を深めるため、区職員を対象としたワークショップ形式の研修会を実施		継続		
	共生社会しきかけ隊による合理的配慮の促進		継続		

(4) その他の事業

情報伝達

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期		
			前期	中期	後期
区内全域	ポスター等を活用した心のバリアフリーに関する情報発信	杉並区	継続		
	すぎナビを活用したバリアフリーマップの普及と充実		継続		
	「障害福祉のしおり」や「の～まらいふ杉並」による障害のある方等への生活支援情報等の発信		継続		



第6章 バリアフリー化の実現に向けて

(1) 特定事業計画の推進

①特定事業計画の策定

重点整備地区の特定事業を着実に進めていくため、特定事業者（特定事業を行う事業者）は、令和5（2023）年度中を目途に速やかに特定事業計画を策定します。また、計画の策定にあたっては、当事者の意見が反映されるよう、区民参加による計画策定を促します。

特定事業者は、特定事業計画に基づいた整備等を確実に実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的な取組を検討します。

②特定事業計画の実施

特定事業者は、特定事業計画に基づき、着実に事業を実施していくよう、必要な調整や予算の確保を行うこととします。また、計画期間中であっても、必要に応じて事業の見直しや拡充を行い、実現性の高い計画とするよう努めます。

さらに、事業の実施にあたっても、当事者の意見が反映されるよう、区民参加による事業実施を促します。

(2) 杉並区バリアフリー推進連絡会による進捗の把握

区はバリアフリー基本構想の改定後も、特定事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業評価や助言、整備状況の広報などをしていく必要があります。このため、区民や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、施設管理者、教育委員会事務局、警察等で構成する「杉並区バリアフリー推進連絡会」により、重点整備地区における特定事業等の実施状況の確認や、事業実施の評価・検証などをを行い、継続的なバリアフリーの推進を目指します。また、本連絡会では、重点整備地区の事業状況の把握だけではなく、区全体のバリアフリーに関する情報連絡や、意見の把握などを行っていきます。

(3) 移動等円滑化促進地区・重点整備地区における取組の推進

①移動等円滑化促進地区における取組

移動等円滑化促進地区では、あわせて指定する重点整備地区における事業を着実に進め、バリアフリー化を図ります。また、現時点では具体的な事業が実施できない地域、施設についても、施設管理者と協議を行いながら、将来的に実現が可能となった場合には積極的に事業を実施するものとします。

移動等円滑化促進地区は、まちづくり方針の地区範囲に整合を図っていることから、各地区のまちづくりの動きに連動してバリアフリー化が図られるよう、積極的に取り組んでいくこととします。

②重点整備地区の継続的なバリアフリー化

重点整備地区では、特定事業計画に基づき着実に事業を実施し、地区内のバリアフリー化を進めています。一方で、計画の目標年次までに事業の進捗が困難な場合は、バリアフリー基本構想の改定にあたっても、区における情勢に配慮した上で、必要に応じ同地区を重点整備地区として定め、地区のバリアフリー化の完了まで段階的・継続的に取り組んでいくことを検討します。

(4) 課題解決に向けた先端技術の積極的な活用

急速な技術の進化やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、ICT等の先端技術を活用した取組が進んでいます。バリアフリー化の取組としては、ICTを活用した視覚障害者の誘導として、スマートフォン等を用いた音声案内サービスなどの導入が検討されています。

区においても、これらの案内サービスの導入や、障害者等の社会参加を支援する技術、新たなモビリティ等の先端技術について、調査研究を進め、課題解決を目指します。

【コラム】遠隔操作ロボットによる移動困難者の社会参加の実現

○分身ロボット OriHime (オリヒメ)

- ・カメラ・マイク・スピーカーを搭載した、遠隔操作可能な『分身ロボット』。
- ・身体的・精神的な理由で、職場や学校、遠方へ足を運べない理由でも、分身としてオリヒメを用いることで、コミュニケーションが取れるツール。

分身ロボット OriHime (オリヒメ)

出典：株式会社オリィ研究所



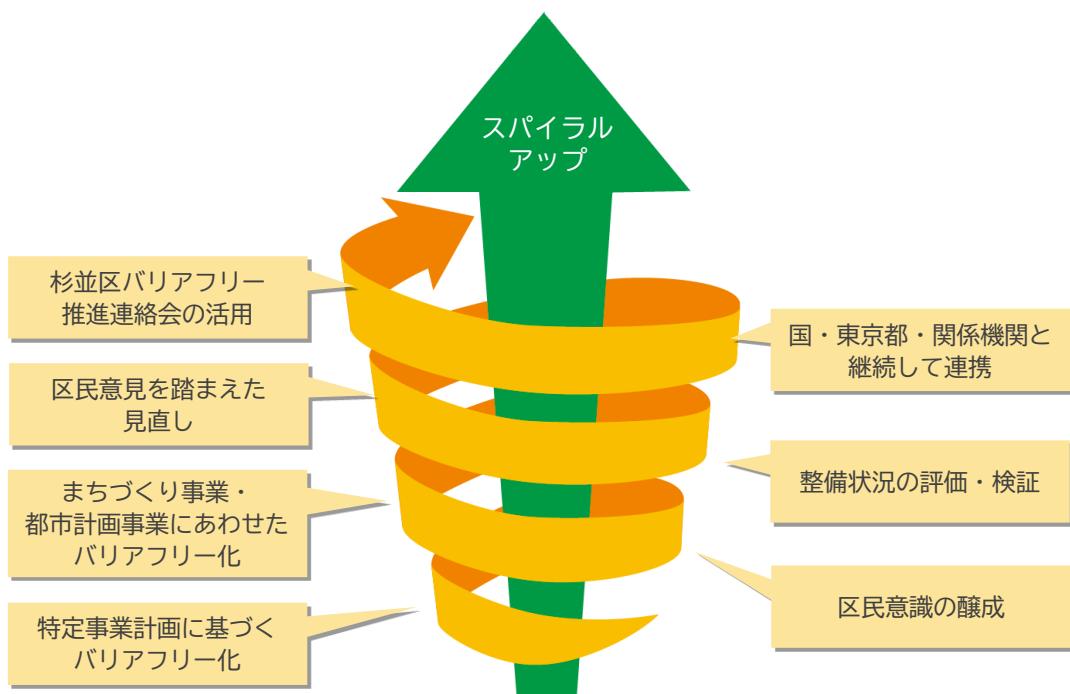
(5) 構想の評価・検証、見直し

①スパイラルアップによるバリアフリー化の更なる発展

杉並区バリアフリー基本構想に掲げる基本理念や基本方針を実現していくため、事業者が特定事業計画に基づくバリアフリー化を推進していくとともに、区民一人ひとりが心のバリアフリーの推進に積極的に取り組む姿勢を醸成し、区全体のバリアフリー実現につなげていくことを目指します。

特定事業計画に基づく整備の推進に加え、各重点整備地区のまちづくり事業、都市計画事業にあわせたバリアフリー化を進めます。それらの整備状況の評価・検証結果や、当事者を含む区民意見などを踏まえて、適切な見直し（スパイラルアップ）を行い、継続的にバリアフリーを推進していきます。

国や東京都、関係機関と継続して情報交換等の連携を図り、政策にあわせたバリアフリー施策を実施していきます。



②区民参加によるまち歩き点検の定期的な開催

区民意見を反映したバリアフリー化を進めていくため、区民や当事者の参加によるまち歩き点検や、施設見学を定期的に行い、意見を取り入れながら改善・見直しを行っていきます。

【コラム】施設見学の実施

○TAC 杉並区永福体育館

- ・令和元（2019）年に開催した第12回杉並区バリアフリー推進連絡会では、平成30（2018）年度に竣工した永福体育館の現地視察を実施。
- ・施設のバリアフリー化について、委員から意見を聴取し施設管理者等と改善点について情報共有を実施。



○まち歩きの開催

- ・バリアフリーに関するまちの課題や区民意向を把握するため、令和4（2022）年度にまち歩きを実施。

※まち歩きの詳細については、「資料編 4 まち歩き点検結果」を参照



③施設設計段階における意見聴取の検討（インクルーシブデザイン）

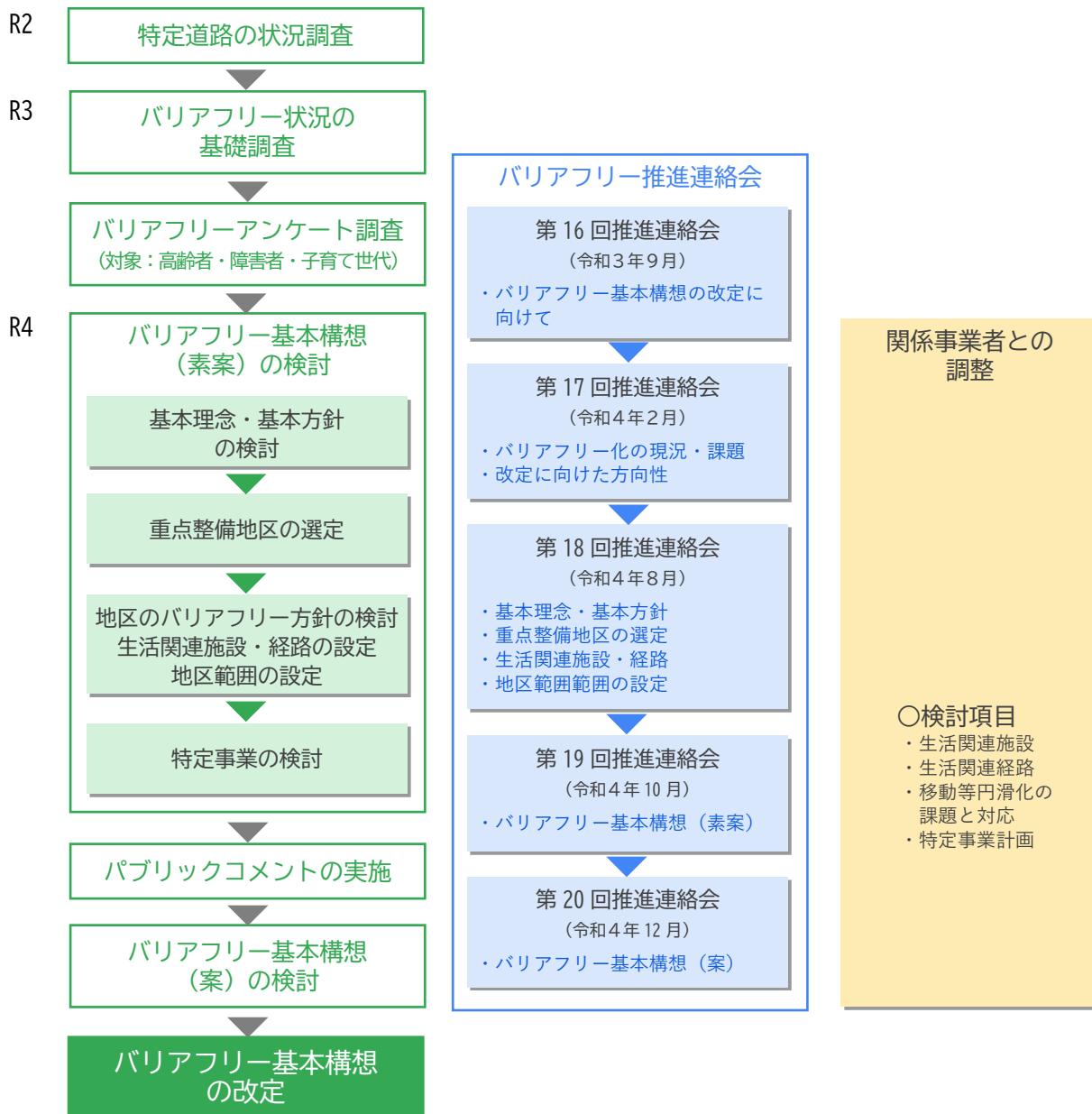
障害者及び高齢者の視点を反映したバリアフリー化を推進するため、施設の改築・改修の機会を捉え、改善意見として、当事者意見を聴取しバリアフリー整備の参考とする取組を検討していきます。

資料編

1 バリアフリー基本構想改定までの経過

(1) バリアフリー基本構想作成の経緯

学識経験者、区民団体等代表、交通事業者、関係行政機関及び区職員で構成する「杉並区バリアフリー推進連絡会」を設置し、バリアフリー基本構想の検討を行いました。



(2) 杉並区バリアフリー推進連絡会の概要

①目的

杉並区内のバリアフリー化を継続的に推進することを目的として、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、杉並区バリアフリー推進連絡会を設置する。

②設置時期

平成 25（2013）年 12 月

③所掌事項

- （1） 区内全域のバリアフリー化の推進に関すること。
- （2） 重点整備地区における事業の推進に関すること。
- （3） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 24 条の 2 に基づく杉並区移動等円滑化促進方針の策定に関する意見交換及び連絡調整に関すること。
- （4） 法第 25 条に基づく杉並区バリアフリー基本構想の改定に関する意見交換及び連絡調整に関すること。
- （5） 前 2 号に掲げるもののほかバリアフリーに関する意見交換及び連絡調整に関すること。

④委員構成

役職等	備考	役職等	備考
学識経験者	2名	杉並区保健福祉部長	
杉並区障害者団体連合会	代表 2 名以内	杉並区都市整備部長【会長】	
杉並区いきいきクラブ連合会	代表 1 名	杉並区都市整備部土木担当部長	
杉並区町会連合会	代表 1 名	杉並区政策経営部營繕課長	
杉並区商店会連合会	代表 2 名以内	杉並区政策経営部施設整備担当課長	
杉並建築会	代表 1 名	杉並区区民生活部地域課長	
日本チェーンストア協会関東支部	代表 1 名	杉並区保健福祉部管理課長	
東日本旅客鉄道株式会社	代表 1 名	杉並区子ども家庭部管理課長	
京王電鉄株式会社	代表 1 名	杉並区都市整備部交通施策担当課長	
東京地下鉄株式会社	代表 1 名	杉並区都市整備部拠点整備担当課長	
西武鉄道株式会社	代表 1 名	杉並区都市整備部建築課長	
関東バス株式会社	代表 1 名	杉並区教育委員会事務局庶務課長	
京王バス株式会社	代表 1 名	杉並区教育委員会事務局学校整備課長	
西武バス株式会社	代表 1 名	杉並区立済美教育センター所長	
小田急バス株式会社	代表 1 名		
国際興業株式会社	代表 1 名		
東京都交通局	代表 1 名		
警視庁杉並警察署	代表 1 名		
警視庁高井戸警察署	代表 1 名		
警視庁荻窪警察署	代表 1 名		
国土交通省関東運輸局	代表 1 名		
東京都第三建設事務所	代表 1 名		

(3) バリアフリー推進連絡会の開催経緯

	開催日時	主な議題
第1回	平成 26 年 2月	・各事業者の区内におけるバリアフリー化取組状況の報告
第2回	平成 26 年 8月	・重点整備地区内における、各特定事業者の特定事業計画書についての説明・報告
第3回	平成 27 年 2月	・重点整備地区内の事業者による特定事業計画の進捗状況の報告 ・他の事業者の区内におけるバリアフリー化整備の状況及びオリエンピック・パラリンピックに向けて来年度の取組について報告
第4回	平成 27 年 9月	・重点整備地区（方南町駅周辺地区）における今年度の取組予定及び進捗状況の報告
第5回	平成 28 年 1月	・各事業者の区内におけるバリアフリー化の取組状況及び各事業者が取組んでいるバリアフリー事業等の報告
第6回	平成 28 年 8月	・方南町駅工事現地視察 ・区立方南公園現地視察
第7回	平成 29 年 1月	・各事業者のバリアフリーの取組状況及び予定に関する報告
第8回	平成 29 年 8月	・方南町駅改良工事見学 ・方南公園視察
第9回	平成 30 年 1月	・各事業者のバリアフリーの取組状況及び予定に関する報告
第10回	平成 30 年 8月	・ウェルファーム杉並 複合施設棟見学
第11回	平成 31 年 1月	・各事業者のバリアフリーの取組状況及び予定に関する報告
第12回	令和元年 8月	・永福体育館見学
第13回	令和 2 年 1月	・各事業者のバリアフリーの取組状況及び予定に関する報告
第14回	令和 2 年 11月	・勤労福祉会館・西荻地域区民センター 見学
第15回	令和 3 年 1月	・各事業者のバリアフリーの取組状況及び予定に関する報告
第16回	令和 3 年 9月	・バリアフリー基本構想の改定について
第17回	令和 4 年 2月	・バリアフリー基本構想の改定について
第18回	令和 4 年 8月	・バリアフリー基本構想の改定について
第19回	令和 4 年 10月	・バリアフリー基本構想（素案）について
第20回	令和 5 年 2月	・バリアフリー基本構想（案）について

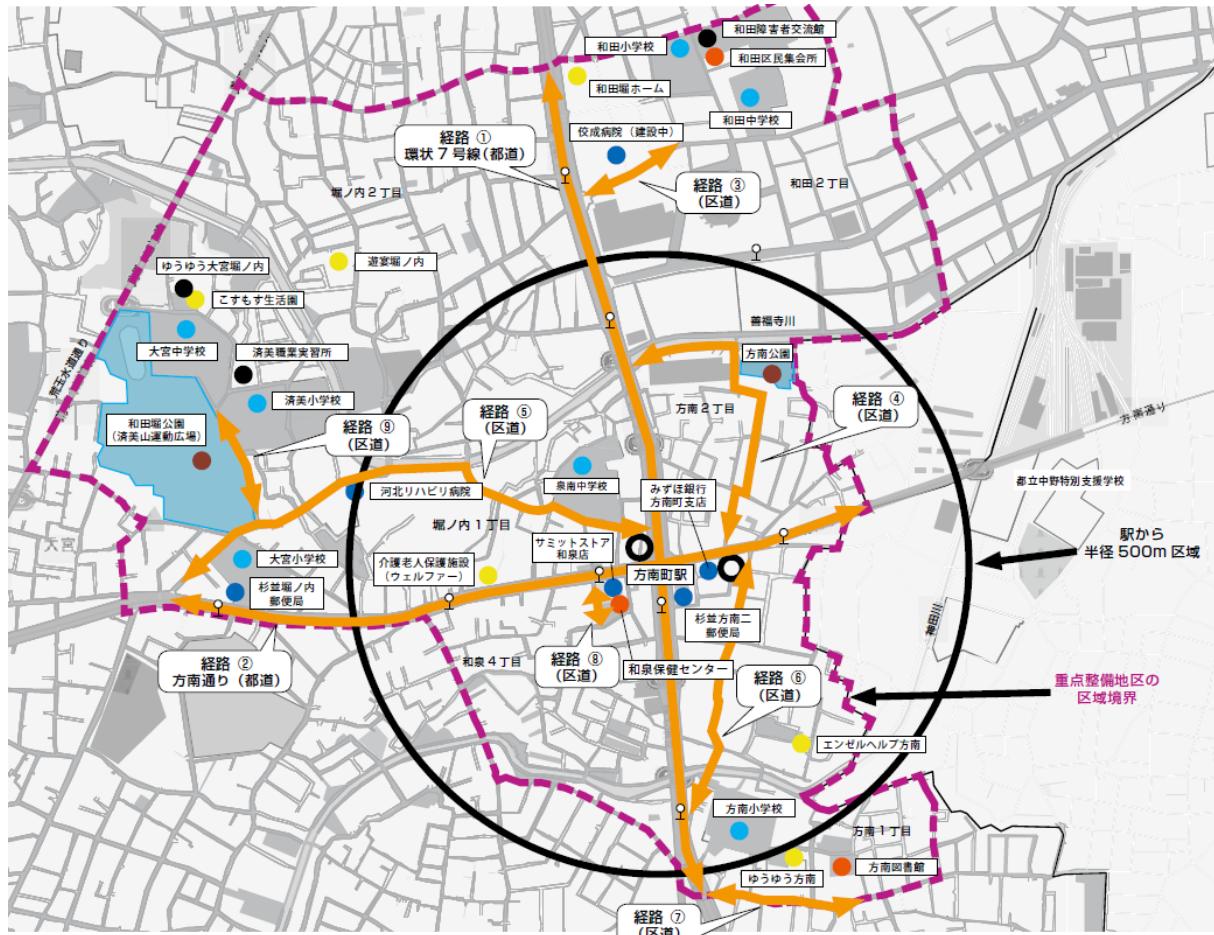
2 旧バリアフリー基本構想の成果

(1) バリアフリー基本構想における方南町駅周辺重点整備地区の進捗状況

平成 25（2013）年策定、計画期間：平成 25（2013）～令和 3（2021）年度

（令和 3 年度時点）

■旧バリアフリー基本構想における重点整備地区の区域と生活関連経路・生活関連施設



①公共交通特定事業

[鉄道駅]

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
東京地下鉄 (株)	方南町駅	階段昇降機の設置（西側 1 番出入口）	1箇所	一	未着手
		エレベーターの設置（新設出入口）	1箇所	1箇所	実施済
		エスカレーターの設置（新設出入口）	1箇所	1箇所	実施済
		だれでもトイレの設置	1箇所	1箇所	実施済
		視覚障害者誘導用案内設備の設置	一	一式	実施済
心のバリア フリー		利用者に対する職員教育の実施	一	一	継続中

〔バス車両・バス停〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
東京都交通局	バス停	上屋の設置	—	検討中	未着手
		ベンチの設置	—	検討中	未着手
	心のバリアフリー	バス接近表示装置の設置	—	検討中	未着手
		停留所への正着についての乗務員研修の実施 高齢者・障害者等への適切な対応についての乗務員研修の実施	— —	—	継続中 継続中
京王バス(株)	バス車両	車両のノンステップ化	—	全車両導入	実施済
	バス停	広告付き上屋の設置	—	検討中	未着手
		ロケーションシステムの更新	—	全車両導入	実施済
	路線	高円寺駅～佼成病院構内路線新設	—	実施済	実施済
	心のバリアフリー	利用者に対する職員教育の実施	—	—	継続中

②道路特定事業

〔都道〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
東京都第三建設事務所	経路①	電線類の地中化	1,280m	未実施	未着手
		歩道の改修 (段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック含む)	1,280m	未実施	未着手
	経路②	歩道の改修 (段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロック含む)	1,320m	未実施	未着手

〔区道〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	経路③	路面改修	120m	120m	実施済
		視覚障害者誘導用ブロック設置	1箇所	1箇所	実施済
		河川通路改修（歩道部）	170m	170m	実施済
			—	—	継続中
	経路⑤	路面補修	—	—	継続中
		路側帯のカラー化	280m	280m	実施済
	経路⑥	路面補修	—	—	継続中
		視覚障害者誘導用ブロック設置	2箇所	2箇所	実施済
	経路⑦	路面補修	70m	70m	実施済
	経路⑧	路面補修	—	—	継続中
	路線⑨	路面補修	—	—	継続中

uni-voice

③都市公園特定事業

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	方南公園	園路整備（段差、勾配、幅員）	—	225 m ²	実施済
		誰でもトイレ設置	1箇所	1箇所	実施済

④建築物特定事業

[**併用**]

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	和泉保健センター(併用増築)	階段手すり点字表示の設置	—	一式	実施済
		出入口のグレーチング改修	—	1箇所	実施済
		エレベーターの設置	1基	1基	実施済
	心のバリアフリー	利用者に対する職員教育の実施	—	—	継続中

[**学校**]

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	和田中学校	出入口の段差解消（スロープ設置） ※既存スロープに手すり設置	9箇所	9箇所	実施済
		出入口の段差解消（スロープ設置）	1箇所	1箇所	実施済
	和田小学校	車いす対応トイレの設置	2箇所 (1階男女)	2箇所 (1階男女)	実施済
		出入口の段差解消（スロープ設置）	1箇所	1箇所	実施済
	大宮小学校	出入口の段差解消（スロープ設置） ※既存スロープに手すり設置	6箇所	8箇所	実施済
		車いす対応トイレの設置	2箇所 (1階男女)	2箇所 (1階男女)	実施済

⑤交通安全特定事業

[**東京都公安委員会**]

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
東京都 公安委員会	経路①	信号機の改良（音響機能等の整備）	未定	1箇所	実施済
		横断歩道の整備	未定	6箇所	実施済
	経路②	信号機の改良（音響機能等の整備）	未定	1箇所	実施済
		横断歩道の整備	未定	11箇所	実施済
	経路④	横断歩道の整備	未定	1箇所	実施済
		道路標識の超高輝度による視認性向上	未定	—	継続中
		道路標示の適切な補修	未定	—	継続中
	道路標識及び道路表示の設置	エスコートゾーンの整備	未定	—	継続中



事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
東京都 公安委員会	違法駐車の 防止	横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締	随時	—	継続中
		歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車の指導取締	随時	—	継続中
		違法駐車防止についての広報活動及び啓発活動	随時	—	継続中

⑥その他の事業

〔自転車対策〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	利用マナー の向上	自転車安全利用教室の開催（高齢者・事業者）	—	17回/年	継続中
		自転車安全利用教室の開催（中学校）	—	7~8校/年	継続中
		自転車安全利用実技講習会の開催（小学校）	—	40校/年	継続中
		自転車安全利用キャンペーンの実施	—	7回/年	継続中
	放置防止の 推進	放置自転車の撤去	—	100回 程度/年	継続中
		自転車駐車場の整備	—	—	継続中
		放置自転車クリーンキャンペーン	—	—	継続中
		案内看板	1箇所	2箇所	実施済
	安全対策の 推進	自転車走行空間確保の検討	—	—	継続中

〔道路の不正利用対策〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
高井戸 警察署	路上不正 利用防止の 推進	道路パトロールの実施	随時	—	継続中
		商店会・町会等と連携した地域での啓発活動	—	—	継続中
		巡回指導員等による違法駐車取り締まりの実施	随時	—	継続中
		駐車場利用推進のための啓発活動・案内の実施	随時	—	継続中
東京都 第三建設 事務所	路上不正 利用防止の 推進	道路パトロールの実施	随時	—	継続中
杉並区	路上不正 利用防止の 推進	道路パトロールの実施	随時	—	継続中
		商店会・町会等と連携した地域での啓発活動	—	—	継続中

uni-voice

〔生活関連施設〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	ゆうゆう 方南館	利用者に対する職員の心のバリアフリーに関する研修の実施（障害者用車両駐車の近隣施設駐車場への案内）	—	—	継続中
(株)みずほ 銀行	みずほ銀行 方南町支店	利用者に対する職員の心のバリアフリーに関する研修の実施（トイレ利用者の案内・誘導）	—	—	継続中
日本郵便(株)	方南二 郵便局	利用者に対する職員の心のバリアフリーに関する研修の実施	—	—	継続中
日本郵便(株)	堀ノ内 郵便局	利用者に対する職員の心のバリアフリーに関する研修の実施	—	—	継続中
サミット(株)	サミット ストア 和泉店	利用者に対する職員の心のバリアフリーに関する研修の実施（エレベーター利用者の案内・誘導）	—	—	継続中

〔児童生徒への心のバリアフリー教育〕

事業者	整備対象	事業内容	計画	進捗状況	実施状況
杉並区	小・中学校 (総合的な 学習の時間)	福祉副読本による学習の実施	—	—	継続中
		障害者福祉施設等の訪問による障害者等との交流会の実施	—	—	継続中
		障害者イベントへのボランティア参加の実施	—	—	継続中
		交流・共同学習や副籍事業の推進	—	—	継続中

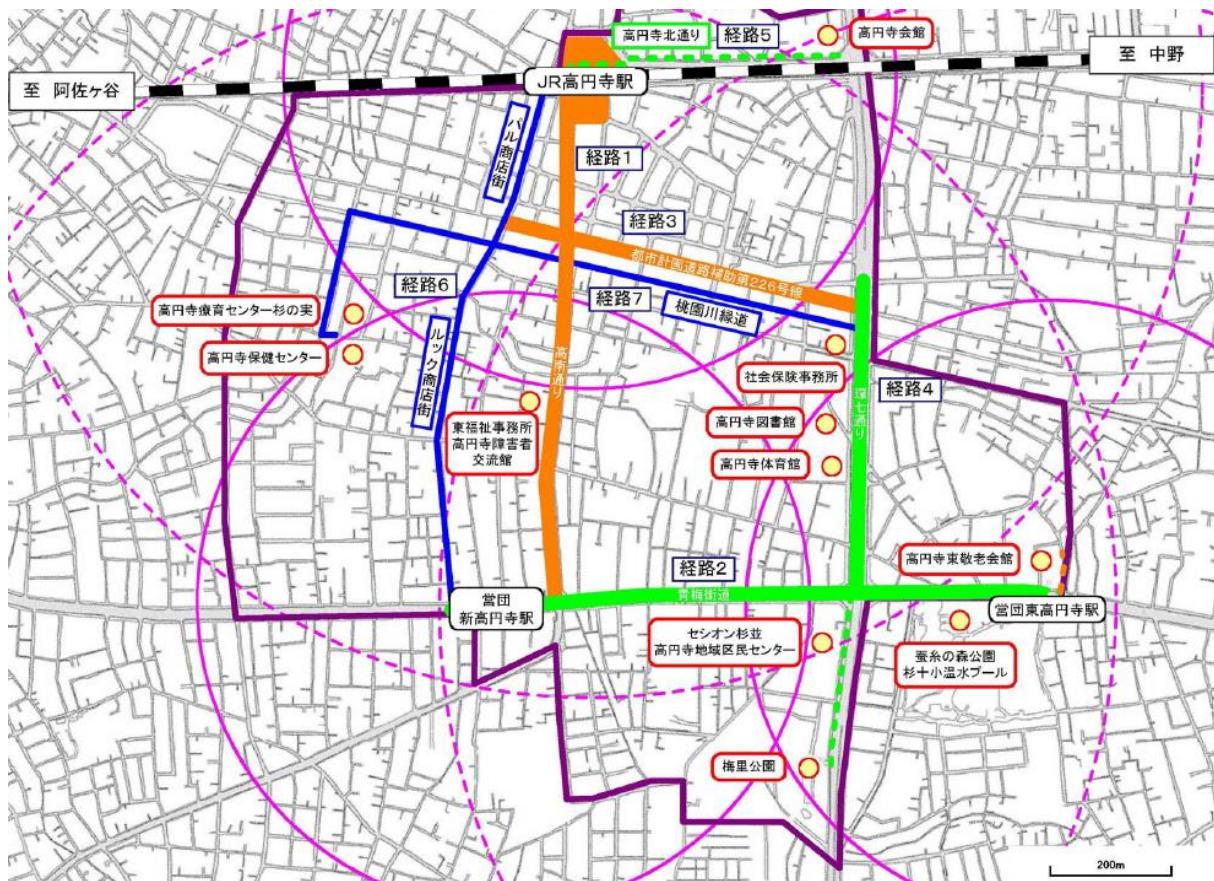


uni-voice

(2) 交通バリアフリー基本構想における高円寺駅周辺重点整備地区

平成 15 (2003) 年 12 月策定、計画期間：平成 15 (2003) ~ 24 (2012) 年度

■交通バリアフリー基本構想における重点整備地区の区域と生活関連経路・生活関連施設



3 バリアフリーアンケート調査結果

(1) 調査概要

	対象	配布数	回収数 (回収率)
対象者	高齢者団体（区いきいきクラブ連合会）	434	344 (79.3%)
	障害者団体（区障害者団体連合会）	420	178 (42.4%)
	子育て世代 (区立保育園の2歳児クラスの保護者)	528	317 (60.0%)
	合計	1,382	839 (60.7%)
調査方法	各団体及び保育園へ配布、回収を依頼		
調査期間	令和3（2021）年9月～令和4（2022）年2月		
調査内容	①回答者の基本事項 ②交通手段について ③言葉の意味や理解について ④駅及び駅周辺の利用状況について ⑤「駅施設」のバリアフリー化の状況について ⑥駅周辺の「道路」のバリアフリー化の状況について ⑦駅周辺の「信号機や横断歩道等」のバリアフリー化について ⑧「区内路線バス」のバリアフリー化の状況について		

(2) 調査結果の概要

①もっともよく利用する駅や駅周辺

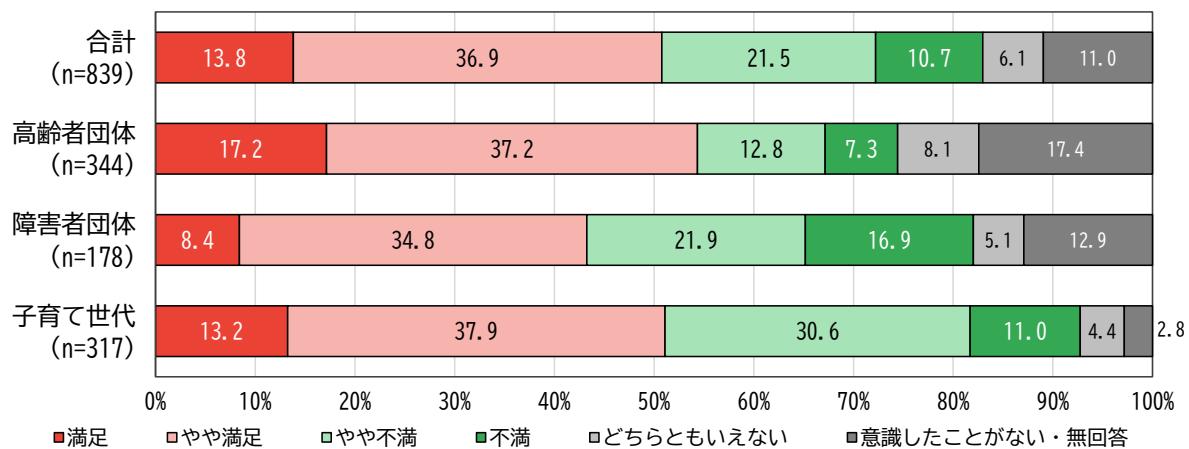


路線	駅名	割合*
西武新宿線	下井草	3.4%
	井荻	1.9%
	上井草	1.1%
JR 中央線	高円寺	8.6%
	阿佐ヶ谷	12.8%
	荻窪	18.5%
	西荻窪	8.4%
東京メトロ 丸ノ内線	東高円寺	5.3%
	新高円寺	3.1%
	南阿佐ヶ谷	2.2%
	荻窪	4.2%
	方南町	3.8%
京王 井の頭線	永福町	7.5%
	西永福	2.5%
	浜田山	6.5%
	富士見ヶ丘	2.2%
	久我山	3.5%
	京王線	八幡山
その他		4.1%

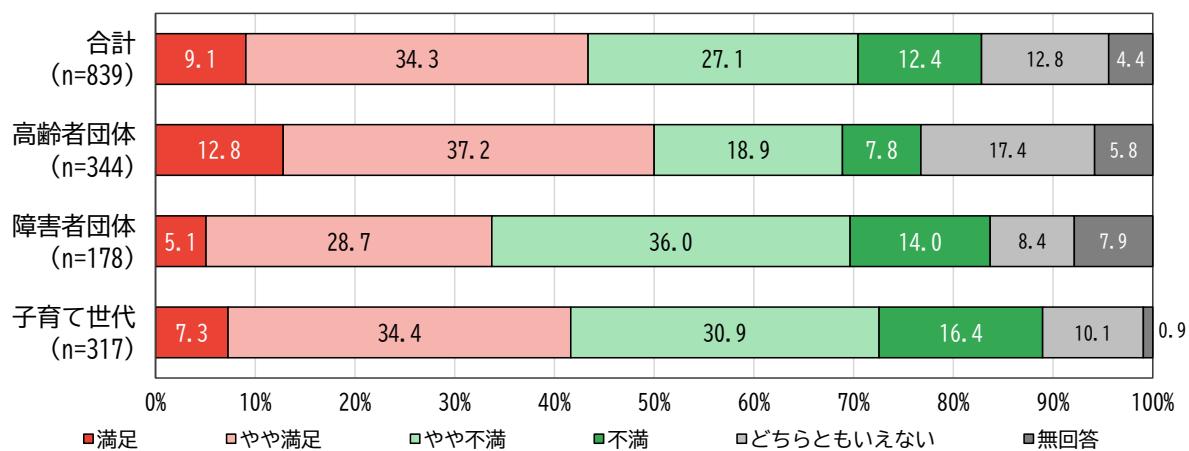
*無回答を除く総回答数に占める割合

*高井戸駅はその他に含む

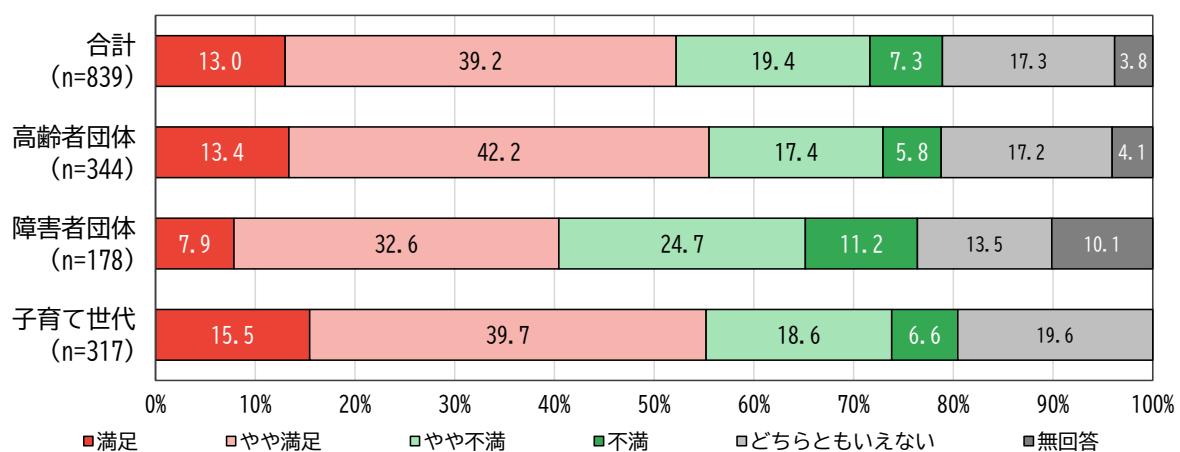
②「駅施設」のバリアフリー化の状況について



③駅周辺の「道路」のバリアフリー化の状況について



④駅周辺の「信号機や横断歩道等」のバリアフリー化について



4 まち歩き点検結果

(1) 富士見ヶ丘駅周辺地区

①実施概要

日時	令和4（2022）年6月27日（月） 午後3時～午後4時30分	
天気	晴天	
参加者数	7名（学識経験者2名、視覚障害者1名、関係団体4名）	
内容	開会・進め方の説明（10分） まち歩き点検（50分） 閉会・用紙回収・解散（15分）	

②まち歩き点検ルート



③主な意見

箇所		意見内容	写真等
京王井の頭線 富士見ヶ丘駅	触知案内板	▲触知構内図の音声案内の音量が小さく、聞き取りづらい。 ▲設置位置が高いため触りづらく、利用実態を踏まえた設置になっていない。	
	視覚障害者 誘導用 ブロック	▲ブロックの誘導先が分からぬ。 ▲エスカレーターまで連続して設置されていない。	
	エスカ レーター	▲点字ブロックの誘導や逆方向の侵入に対するブザー音等がなく危険。 ▲誤った方向から入ったとしても気づくことができない。 ■2台あるエスカレーターの上り下りが不明、音声案内が必要。	

箇所		意見内容	写真等
京王井の頭線 富士見ヶ丘駅	案内	<p>■駅全体の構造がわかるものがあるとよい。 →公共交通特定事業としてバリアフリー化を実施 (P. 75)</p>	
踏切～ 月見橋	踏切	<p>▲車道が狭く、遮断機が上がった直後に線路に落下する危険がある。 ■踏切内にいると自覚できるよう、舗装面を工夫してほしい。 ■片側一車線（一方通行）にしてはどうか。 →道路特定事業としてバリアフリー化を実施 (P. 78)</p>	
	橋上	<p>▲車止めは歩行の妨げになっている。 ■車止めの必要性を検討の上、撤去した方がよい。</p>	
富士見丘 商店街	歩道	<p>▲連続して設定された街灯は歩行の妨げとなる。 ▲視覚障害がある場合、白杖が街灯にぶつかるたび方向感覚を失う。 ▲片側のクレーチングの幅が広く、傾斜していく車いすでは通りにくい。</p>	
	民間施設	<p>●銀行のドアはスライド式でよい。 ▲道路からのスロープ幅が狭くて危険。</p>	
富士見丘 児童遊園	出入口	▲公園内のスロープは勾配が8%程度でやや急。	
	トイレ	<p>▲トイレの存在に気づきにくく、入口が急な階段になっている。 ▲男女の分けが分かりにくい。 ▲スロープがあっても幅が不足しており、勾配も急なため車いすでは使えない。 →都市公園特定事業としてバリアフリー化を実施(P. 78)</p>	
高井戸公園 への経路	路側帯	<p>▲歩行者が歩く左側に、ごみや駐輪禁止の看板があり危険。 ▲周辺道路は日陰になるので、駐車が多くなっている。 ■駐輪禁止の看板は転倒すると危険なため撤去したほうがよい。</p>	
高井戸公園	出入口	▲入口の車止めと点字ブロックの離隔距離が不十分。 ■車止めは収納できるようにしたほうがよい。	
	触知案内板	■位置が低く、触りにくい。案内図の前にいても存在に気が付かない。	
	トイレ	<p>▲多目的トイレはあるが、ベビーベッドのみで大人用ベッドがない。 ▲音声案内が聞き取りづらく、特定の場所に立たないと再生されないため気づかない可能性がある。</p>	
	その他	<p>●授乳室が設置されているのがよい。 ▲公園内を自転車で通行しているのが危険。 →都市公園特定事業としてバリアフリー化を実施(P. 80)</p>	

【凡例】 ●：良い点 ▲：気になる点・改善点 ■：要望・意見

uni-voice

(2) 荻窪駅周辺地区

①実施概要

日時	令和4（2022）年6月29日（水） 午後2時～午後3時30分	
天気	晴天	
参加者数	8名（学識経験者1名、視覚障害者1名、関係団体6名）	
内容	開会・進め方の説明（10分） まち歩き点検（50分） 意見交換会（30分） 閉会・用紙回収・解散（5分）	

②まち歩き点検ルート



③主な意見

箇所		意見内容	写真等
JR 荻窪駅	出入口	<p>▲駅南口の階段の上り下りの表示が分かりにくい。</p>	
	トイレ	<p>▲触知案内板と音声案内が別々に設置されている。 ▲音声案内が聞き取りづらい。 ▲音声案内から女子トイレ、男子トイレ、バリアフリートイレの位置を把握しづらい。 ▲音声案内を聞き取るためエスカレーター側に寄る必要があり、さらに聞き取りづらい。 ▲バリアフリートイレにはベビーベッドのみで大人用ベッドがない。 ■触知案内板は、法に則して文字の浮き彫りと点字併用されているが、分かりにくい。 ■トイレの構造（流すレバーの位置等）はある程度統一してもらいたい。 →公共交通特定事業としてバリアフリー化を実施（P. 55）</p>	

箇所		意見内容	写真等
JR 荻窓駅	エスカレーター	● エスカレーターの上り下りも点字があった。	
	視覚障害者誘導用ブロック	▲ エレベーターのまでの誘導が、JR は扉、東京メトロはボタンに向かって設置されており、統一されていない。	
	ロータリー	▲ 車いすの乗降場所が分かりにくく、駅まで歩いていくまでの案内表示がない。また、車で向かうための経路も分かりにくい。	
	案内	■ 駅の全体構造がわかるものがあるとよい。 →公共交通特定事業としてバリアフリー化を実施 (P. 55)	
	その他	■ 西口の改札が無人化されたため、問い合わせしづらい。	 
南口仲通り商店街	商店街入口	▲ 駅から商店街に抜ける箇所で、点字ブロックの向きが横断歩道に向いておらず、斜めを向いているため、車道側に進んでしまう。	
	歩道	▲ 路面側に街灯、看板や花などの障害物があり歩きづらい。	
	視覚障害者誘導用ブロック	▲ ブロックが連続しておらず、路側帯のブロックは劣化が進んでいる。 ■ 歩車道の区別がつかないため、多少の段差は必要。 ■ ブロックが必要ない立場の場合にはバリアになるため、実態を把握の上、区独自の取組等があつてもよい。(点密を 2.5 倍にし、細い幅にする等)	 
	民間施設	● 店舗入口の段差にスロープが設置してあるのがよい。 ▲ 外開きのドアが多く、開けづらい。	
	その他	● 仲通り商店街は、荻窓らしい立派な商店街だと思う。車が少なく、自転車も速度を落としていて安全性が高い。	
杉並保健所	出入口	▲ 道路と保健所の入り口で点字ブロックが途切れている。(令和4年9月改善済) ▲ 保健所入口の点字ブロックがマットによって途切れている。(令和4年10月改善済)	
	トイレ	● トイレに介助用ベッドが設置されていてよかったです。 ■ バリアフリートイレは1箇所で足りるのか。機能を分散した方がよい。 ■ 和式トイレだとすぐわかる表示があるとよい。	
	階段	● 階段の手すりに点字があるのがよい。 ● ピクトグラムと併設されていて分かりやすかった。 ■ 保健所内の廊下に手すりがない。	
	案内	▲ エレベーター降りてすぐのフロアマップに点字がなかった。(令和4年11月改善済)	

【凡例】 ● : 良い点 ▲ : 気になる点・改善点 ■ : 要望・意見

uni-voice

5 関連する法令等一覧

改定前の「杉並区バリアフリー基本構想」が策定された平成 25（2013）年8月以降のバリアフリー、移動円滑化、障害者福祉に関する関係法令、条例等の策定、改定等の状況は以下のとおりです。

年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
バリアフリー法						H30.6 改正 H31.4 完全施行		R2.5 改正 R3.4 施行		
移動等円滑化の促進に関する基本方針						H31.4 改正				
公共交通移動等円滑化基準 建築物移動等円滑化誘導基準						H31.4 改正				
旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準							H31.3 制定 H31.4 施行			
障害者差別解消法						H25.6 制定 H28.4 施行				
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針						H27.2 開議決定				
交通政策基本法						H25.12 制定・施行				
ユニバーサル社会実現推進法								H30.12 施行		
ユニバーサルデザイン2020行動計画						H27.2 計画決定				
標準案内用図記号ガイドライン	H14 制定 H22 改正	H26 改正	H27 改正	H28 改正	H29 改正	H31.2 改正		R2.11 改正		



6 関連する基準等一覧

バリアフリーに関する分野別の関連する基準・ガイドライン・条例等は以下のとおりです。

分野	名称	所管	策定年月
共通	○東京都福祉のまちづくり条例	東京都	平成 21 年 3 月改正
公共交通	●移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省令	令和 4 年 3 月改正
	●公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕〔車両等編〕〔役務編〕）	国土交通省	令和 3 年 3 月改正
道路	●移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省令	令和 3 年 3 月改正
	●移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省令	令和 3 年 1 月改正
	●道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 道路局	令和 4 年 6 月改正
	●道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術 研究センター	平成 23 年 11 月
	○都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都	平成 24 年 12 月
	○杉並区が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例	杉並区	平成 25 年 4 月
公園	●移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省令	平成 24 年 3 月改正
	●都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省	令和 4 年 3 月改訂
	○東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都	平成 24 年 12 月
	○杉並区公園における移動等円滑化の基準に関する条例	杉並区	平成 25 年 4 月

分野	名称	所管	策定年月
建築物	●建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省政令	令和3年3月改正
	●高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省令	令和3年3月改正
	●高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省	令和3年3月改正
	○身近なバリアフリーハンドブック	東京都	平成17年3月
	○高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都	令和3年3月改正
交通安全	●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会規則	令和2年12月改正
路外駐車場	●移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（特定路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省令	平成18年12月

【凡例】●：法令等に基づく基準 ○：自治体の条例等に基づく基準、ガイドライン等

7 用語解説

本文中に「*」印で示した単語の説明を示しています。

※「法」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を指す

あ行

インクルーシブ教育システム

障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

駅勢圏

ある特定の駅を利用する旅客又は貨物が所在する地域の範囲

エスコートゾーン

視覚障害者が安全に横断歩道を渡ることができるよう誘導するため、横断歩道上に敷設する突起体の列（点状ブロック）のこと

オストメイト

病気等により、排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人のこと。バリアフリートイレにおいて、ストーマ装具や汚れ物を洗うための流しや洗浄水栓等の設備も指す

か行

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、車両を含めた総称。環境にやさしく、高齢者の移動手段の確保や観光客の利便性の高い周遊手段の確保等が期待されている

車いす用蹴込み

カウンター、駅の券売機等を車いすで利用しやすいよう、足元に設ける奥行きのこと

グレーチング

側溝の格子状の蓋の部分。溝が細いものを選ぶことにより、歩行者の杖やベビーカーの車輪等の落下を防ぐことができる

合理的配慮

障害のある人が日常生活を営む上で妨げとなるもの（社会における制度・慣習・観念等含む）を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと

コード化点字ブロック

点字ブロックの 25 個ある点に色をつけ、スマートフォンのアプリで読み込むことで、分岐点で方向を音声で知らせるシステム。視覚障害者に対して誘導の情報を提供できるほか、観光客や外国人に向けて観光情報等を提供することが可能

さ行

重点整備地区

移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区で、法律に基づく基本構想に定める地区（法第 2 条第 21 条、25 条）

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設（法第 2 条 21 イ）

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路（法第 2 条 21 ロ）

ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除から守り、社会の構成員として支え合い、包み込むという理念

た行

多心型まちづくり

鉄道駅周辺に拠点を配置し、利便性が高く暮らしやすい都市空間が各駅に構成され、地域ごとの様々な魅力が連携しあう都市構造のこと

低床バス

床面を低く作り(地上面からの高さは65cm以下)、入口の段差を小さくして乗降しやすくしたバスのこと

デフリンピック

デフ(Deaf)+オリンピックのことで、国際的な「ろう者のためのオリンピック」。オリンピックと同様、4年に1度夏季大会と冬季大会が開かれる。2025年デフリンピックの開催地が東京に決定している

テンポラリースタッフ

テンポラリー(temporary)とは「一時的」という意味で、駅や施設等において朝の通勤時間帯、イベント時等の混雑する時間帯に係員を増員し、集中的に案内や誘導を行うための人員のこと

転落防止ゴム

鉄道駅ホームでの転落防止対策として、車両とホームの隙間を狭めるためにホーム側面に設置しているくし形状のゴムのこと

都市再生特別措置法

平成14年6月制定。社会情勢の変化に対応した「都市の再生」を図り、都市の国際競争力と防災機能の強化、コンパクトで賑わいのあるまちづくり、住宅団地の再生を目指すことを目的とする。令和2年6月の改正により、安全で魅力的なまちづくりの推進を図るための制度、指針等を見直し

特定公園施設

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める施設(法第2条第13項)。政令では、公園施設都市公園の出入口、駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する遠路及び広場、休憩所、便所、水飲み場、手洗場、掲示板、標識などを定めている

特定事業計画

法律に基づく基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画(法第28条、31条、33条、34条、35条、36条)

特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われているもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの(法第2条9)

特定路外駐車場

路外駐車場(道路法に規定する自動車駐車場、都市公園法に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの(法第2条11)

特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする(法第2条16)

特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの(法第2条17)

政令で定める特別特定建築物

小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用する)

ものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育馆(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停車又は駐車のための施設、公衆便所、公共用歩廊

都市再生事業

都市再生特別措置法に基づき、既存の用途地域等に捕らわれず、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、都市の再生を効率的に推進するための事業

な行

内方線付き点状ブロック

視覚障害者の転落を防止するため、ホーム内側部分に線状突起を設けてホームの内外が分かるようにした点状ブロックのこと

ナビレンス

情報を埋め込んだタグ(QRコードに似た四角形のカラーコード)をスマートフォンの専用アプリのカメラで読み込むと、目的地の内容・方向・距離などの案内が表示され、音声で読み上げられるシステム。視覚障害者の移動や行動を助ける新たな手法として期待されている

ニーリング装置

バスの乗り降りをしやすくするため、エアサスペンション(空気バネ)の空気を抜いて車両を下げる装置のこと

妊娠無償応援券「ゆりかご券」

妊娠が無償で受け取り、タクシー等に利用できる応援券。「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高め、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える

地域づくりを目指して実施している杉並区の独自事業「杉並子育て応援券」の一環

農福連携事業

高齢者や障害者などが農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す事業

ノンステップバス

低床バスの一種で、乗り降りを容易にするため、バスの床面を超低床構造(地面上からの高さは概ね35cm以下)として乗降ステップをなくしたバスのこと

は行

バスロケーションシステム

バスの現在位置を把握して、利用者に対してバスの運行状況やバス停への接近情報などをバス停留所やインターネット、携帯電話などに表示・提供するシステムのこと

バリアフリートイレ

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェア、オストメイト用の汚物流しなどの設備を備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと

福祉タクシー

障害者等が利用できる構造となっているタクシーのこと。車いすのままで乗り降りできるリフト付きタクシーなどがある

福祉有償運送

障害者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人や市町村が乗車定員11人未満の自家用自動車(白ナンバー)で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのこと

副籍

特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地域の小・中学校に副次的な籍をもち、交流を通じて居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度

や行

ユニバーサルデザイン

年齢・性別・能力・国籍等の違いに関わらず、全ての人が使いやすいうように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

わ行

ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、参加者が自ら参加・体験することや、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている

英数字

AI

人工知能:Artificial Intelligence の略

CP ライン

CP:Color Psychology の略で、ホーム端部に人が危険と感じる度合いが高い色彩で着色することにより、視覚的・心理的に注意喚起を行うために引かれたラインのこと

MaaS

マース：Mobility as a Service の略で、ICT 活用による移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを 1 つに統合させた新たなモビリティサービス



